塩竈市地域防災計画

第３編　風水害等災害対策編

塩竈市防災会議

第３編　風水害等災害対策編　目次

第１章　総　則

第１節　計画の目的と構成 …… 499
第２節　各機関の役割と業務大綱 …… 504
第３節　塩竈市の概況 …… 506
第４節　想定される災害 …… 522

第２章　災害予防対策

第１節　風水害等に強いまちづくり …… 528
第２節　都市の防災対策 …… 547
第３節　建築物等の予防対策 …… 548
第４節　ライフライン施設等の予防対策 …… 550
第５節　防災知識の普及 …… 552
第６節　防災訓練の実施 …… 554
第７節　自主防災組織の育成 …… 556
第８節　ボランティアのコーディネート …… 558
第９節　企業等の防災対策の推進 …… 559
第１０節　情報通信網の整備 …… 560
第１１節　組織体制及び職員の配備体制の整備 …… 562
第１２節　防災拠点等の整備 …… 566
第１３節　相互応援体制の整備 …… 567
第１４節　医療救護体制・福祉支援体制の整備 …… 569
第１５節　緊急輸送体制の整備 …… 570
第１６節　避難対策 …… 571
第１７節　避難受入れ対策 …… 579
第１８節　食料、飲料水及び生活物資の確保 …… 582
第１９節　要配慮者・避難行動要支援者への支援対策 …… 584
第２０節　複合災害対策 …… 587
第２１節　災害廃棄物対策 …… 588
第２２節　火災予防対策 …… 589
第２３節　林野火災予防対策 …… 592
第２４節　危険物等災害予防対策 …… 594
第２５節　海上災害予防対策 …… 596
第２６節　航空災害予防対策 …… 602
第２７節　鉄道災害予防対策 …… 603
第２８節　道路災害予防対策 …… 604

第３章　災害応急対策

第１節　防災活動体制 …… 606
第２節　防災気象情報の伝達 …… 615

第３節　情報の収集・伝達……624
第４節　通信・放送施設の確保……630
第５節　災害広報活動……633
第６節　警戒活動……634
第７節　相互応援体制……636
第８節　災害救助法の適用……637
第９節　自衛隊の災害派遣……638
第１０節　救急・救助活動……639
第１１節　医療救護活動……641
第１２節　交通・輸送活動……643
第１３節　ヘリコプターの活動……644
第１４節　避難活動……645
第１５節　応急仮設住宅等の確保……655
第１６節　相談活動……656
第１７節　要配慮者・避難行動要支援者への支援活動……657
第１８節　愛玩動物の収容対策……659
第１９節　食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動……660
第２０節　防疫・保健衛生活動……662
第２１節　遺体等の捜索・処理・埋葬……663
第２２節　災害廃棄物処理活動……664
第２３節　社会秩序維持活動……666
第２４節　教育活動……667
第２５節　防災資機材及び労働力の確保……669
第２６節　公共土木施設等の応急対策……670
第２７節　ライフライン施設等の応急復旧……672
第２８節　農林水産業の応急対策……673
第２９節　二次災害･複合災害防止対策……674
第３０節　応急公用負担等の実施……675
第３１節　災害ボランティア活動……676
第３２節　海外からの支援の受入れ……677
第３３節　火災応急対策……678
第３４節　林野火災応急対策……680
第３５節　危険物施設等の安全確保……682
第３６節　海上災害応急対策……683
第３７節　航空災害応急対策……688
第３８節　鉄道災害応急対策……690
第３９節　道路災害応急対策……691

第４章　災害復旧・復興対策

第１節　災害復旧・復興計画……693
第２節　生活再建支援……694
第３節　住宅復旧支援……696

第４節　産業復興の支援 …… 697
第５節　都市基盤の復興対策 …… 698
第６節　義援金の受入れ、配分 …… 699
第７節　激甚災害の指定 …… 700
第８節　災害対応の検証 …… 701

塩 竈 市 防 災 計 画 基 本 理 念

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震と地震に伴う大津波は、人知を超えた猛威をふるい、市内で多くの人命を奪い、市域及び市民の財産に甚大な被害を与えた、未曽有の大災害であった。

このような災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるものの、今後は、東日本大震災をはじめとした過去の災害における教訓を踏まえ、衆知を集めて効果的な災害対策を講じるとともに、強い揺れや長い揺れを感じた場合に、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難を開始するなど、避難行動をとることの重要性を啓発し、市民一人ひとりの自覚及び努力を促すことによって、被害を軽減していくことを目指す必要がある。

なお、津波災害、風水害等広域災害、原子力災害等についても対象としては地震災害と同様の被害ととらえられる。

このことから、塩竈市におけるこれらの各種災害の災害予防、災害応急対策、災害復旧及び災害復興に関する各段階で取り組むべき施策は、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命及び身体を最も優先して保護することを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせて災害に備えていく。

本計画は、東日本大震災を教訓とし、市の防災施策の大綱として次の基本理念を定め、防災施策を推進する。

＜基本理念＞

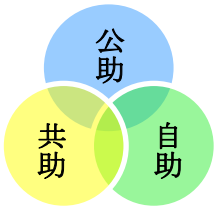

自らの命、安全・財産を自ら守る「自助」、地域の安全等を自分たちで守る「共助」、そして行政等が行う「公助」を基本とし、それぞれの責務・役割そして連携を明確にしながら、誰もが安全で安心な生活がいつまでも送れる地域社会の構築を基本理念とする。

大規模災害においては、公助だけでは限界があることから、自助（市民）と共助（自主防災会、町内会、企業等）、公助（市及び防災関係機関）を基本とし、相互の連携と活動の明確化を図り、災害を未然に防止する「防災対策」と被害を最小化する「減災対策」に努め、誰もが安全安心に生活が送れる地域社会の構築を目指そうとするもの。

（１）公　助……国・県・市などの行政が、災害による被害を防止、軽減、又は復旧を促進しようとする活動

（２）共　助……市民一人ひとりが隣人等と協力して地域を守ろうとする活動

（３）自　助……市民一人ひとりが自分の身の安全や生活を守ろうとする活動

第１章　総　則

風水害等については、集中豪雨及び台風等が要因となり、高潮、内水等の氾濫、並びに急傾斜地崩壊（がけ崩れ）及び地すべりなどの土砂災害が発生するものである。

一方、地震災害は、地盤の変動及びそれに伴う津波の発生等により、様々な災害が発生するものであるが、現象としては風水害等と同様の被害ととらえられる。したがって、要因は異なっているものの、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び災害復興に関する各段階で取り組むべき施策内容は、風水害等と地震災害とでは概ね同様とみなすことができる。

そこで、本編では、地震災害対策編と同様の内容となる各節等の詳細については省略し、風水害等対策において特有な施策内容の部分のみ、特に掲示したものである。

なお、省略した他の内容については、地震災害対策編中の表記に関し、例えば「地震」及び「地震災害」を「風水害」、「耐震性」を「風水害に対する安全性」などとして、必要に応じ読み替える。

第１節　計画の目的と構成

第１　計画の目的

この計画は、市民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼす恐れのある風水害等の災害「災害対策基本法」（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条に定める災害のうち、地震、津波及び地震に伴い二次的に発生する火災等により生ずる災害を除くものをいう。）に対処するため、市域での風水害災害に係る災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策に関し、塩竈市・宮城県・指定地方行政機関・指定公共機関・指定地方公共機関等（以下「防災関係機関」という。）が処理すべき事務又は業務の大綱を定めることにより、風水害等の対策を総合的にかつ計画的に推進し、市民の生命、身体、財産を風水害災害から保護し、また被害を軽減することを目的とする。

第２　計画の性格

この計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づく「塩竈市地域防災計画」の「風水害等災害対策編」として、塩竈市防災会議が策定する計画であり、塩竈市域における風水害等防災対策に関して、総合的かつ基本的な性格を有するものである。

また、この計画は、市がとるべき風水害等防災対策の基本的事項及び防災関係機関相互の緊密な連絡調整を図るために必要な基本的大綱を示すものであり、市はこの計画に基づき具体的な計画を定め、その推進を図る。

第３　計画の修正

本計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、国・県の防災計画書における方針、市の情勢等を勘案し、毎年検討を加え、必要があると認めるときは速やかに計画を修正し、風水害等の防災対策の確立に万全を期する。

第４　計画の構成

１　本計画は、本編と資料編で構成する。

２　本編の構成は、次のとおりとする。

この計画は、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、防災体制の万全を期するため、次の事項について定める。

（１）塩竈市及び市の地域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱

（２）防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防に関する計画

（３）情報の収集及び伝達、風水害等災害に関する予報又は警報の発表及び伝達、避難、消防、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策に関する計画

（４）災害復旧・復興に関する計画

（５）その他塩竈市防災会議が必要と認める事項

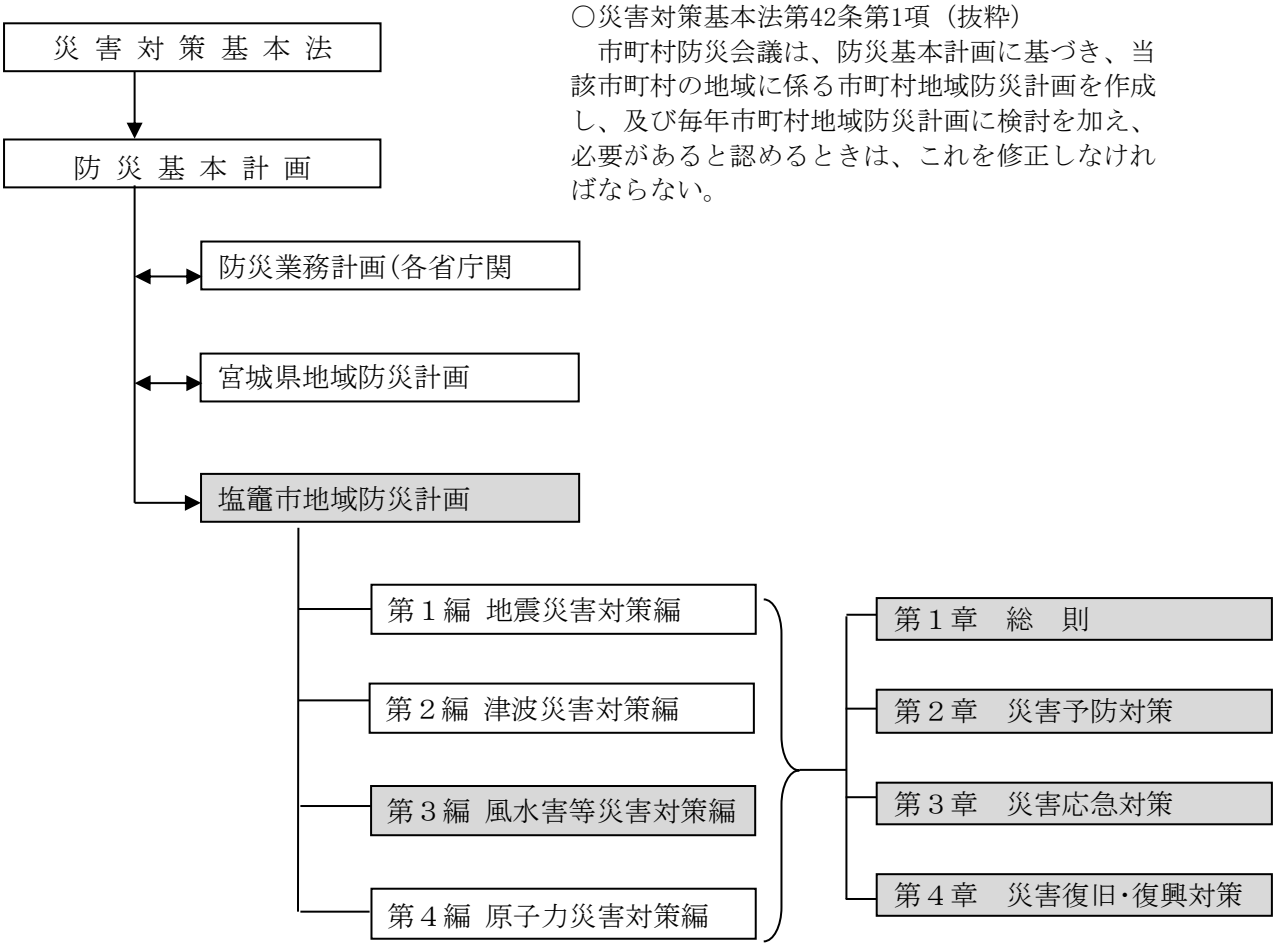

○災害対策基本法第42条第1項（抜粋）

市町村防災会議は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。

第５　基本方針

地震災害対策編 第１章 第１節の「第５ 基本方針」を準用する。

この場合において、同項８中「国土保全施設等」とあるのは、「国土保全施設等（火山災害においては火山活動状況の監視、観測施設等を含む。）」と読み替える。

第６　計画の習熟等

本計画の内容は、防災関係機関並びに、その他防災に関する重要な施設の管理者に周知を図るとともに、特に必要と認める事項については、市民にも広く周知するよう努める。

さらに、平素から職員に対する災害時の役割等を踏まえた実践的な教育、訓練、その他の方法により、本計画及びこの計画に関連する他の計画の習熟等に努め、平常時の予防対策及び災害時の応急・復旧対策実施の対応能力を高める。

第７　用語の意義

この計画において使用する主な用語の意義について、次のとおり定める。

計画中で使用する用語	用　語　の　意　義
市防災計画	塩竈市地域防災計画をいう。
県防災計画	宮城県地域防災計画をいう。
本部	塩竈市災害対策本部をいう。
本部長	塩竈市災害対策本部長をいう。
警戒本部	塩竈市警戒本部をいう。
復興本部	塩竈市災害復興本部をいう。
現地本部	塩竈市現地災害対策本部をいう。
県本部	宮城県災害対策本部をいう。
県本部長	宮城県災害対策本部長をいう。
防災関係機関	(1) 一部事務組合 塩釜地区消防事務組合（塩釜消防署）をいう。 (2) 宮城県 仙台地方振興事務所、仙台保健福祉事務所（塩釜保健所)、仙台塩釜港湾事務所、仙台土木事務所、塩釜県税事務所、宮城県塩釜警察署をいう。 (3) 市の地域を管轄する下記の機関をいう。 ①指定地方行政機関 東北財務局、東北厚生局、東北農政局、仙台森林管理署、東北経済産業局、関東東北産業保安監督部（東北支部)、東北運輸局、東北地方整備局（仙台河川国道事務所、塩釜港湾・空港整備事務所)、東京航空局（仙台空港事務所)、宮城海上保安部、仙台管区気象台、東北総合通信局、仙台労働基準監督署 ②自衛隊（陸上自衛隊第 22 即応機動連隊) ③指定公共機関 東日本旅客鉄道株式会社（仙台支社)、日本貨物鉄道株式会社(東北支社)、東日本電信電話株式会社（宮城事業部)、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、株式会社 NTT ドコモ(東北支社)、KDDI 株式会社(東北総支社)、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社、日本銀行(仙台支店)、日本放送協会(仙台拠点放送局)、日本通運株式会社(仙台支店)、福山通運株式会社（仙台中央支店)、佐川急便株式会社（南東北支店)、ヤマト

	運輸株式会社（東北支社）、西濃運輸株式会社、東北電力株式会社（宮城支店、仙台北営業所、仙台南営業所）、東北電力ネットワーク株式会社（宮城支社、仙台電力センター、仙台北電力センター、仙台南電力センター、塩釜電力センター）、東日本高速道路株式会社(仙台管理事務所、仙台東管理事務所)、日本赤十字社(宮城県支部)、日本郵便株式会社（東北支社）、独立行政法人国立病院機構(北海道東北グループ)、独立行政法人地域医療機能推進機構（北海道東北事務所）、電力広域的運営推進機関、一般社団法人日本建設業連合会（東北支部）、出光興産株式会社、太陽石油株式会社、コスモ石油株式会社、富士石油株式会社、ENEOS株式会社、株式会社イトーヨーカ堂、イオン株式会社、株式会社セブン‐イレブン・ジャパン、ユニー株式会社、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社セブン＆アイ・ホールディングス ④指定地方公共機関 東北放送株式会社、株式会社仙台放送、株式会社宮城テレビ放送、株式会社東日本放送、株式会社エフエム仙台、公益社団法人宮城県バス協会、塩釜ガス株式会社、公益社団法人宮城県トラック協会、一般社団法人宮城県 LP ガス協会くろしお LP ガス協議会 ⑤公共的団体 公益社団法人宮城県塩釜医師会、一般社団法人宮城県塩釜歯科医師会、塩釜地区薬剤師会、塩釜商工会議所、塩釜市漁業協同組合、宮城県漁業協同組合（塩釜市第一支所、塩釜市浦戸支所、塩釜市浦戸東部支所)、社会福祉法人塩竈市社会福祉協議会、在塩民間放送会社（宮城ケーブルテレビ、エフエムベイエリア)、その他の団体 ⑥その他防災上重要な施設の管理者 塩釜地区石油コンビナート等特別防災区域の特定事業所、病院、老人福祉施設、大規模店舗、ホテル、工場等
消防計画	塩釜地区消防事務組合が別に定める消防計画をいう。
消防本部	塩釜地区消防事務組合（消防本部）をいう。
消防長	塩釜地区消防事務組合の消防長をいう。
消防署	塩釜消防署をいう。
消防署長	塩釜消防署長をいう。
消防団	塩竈市塩竈消防団、塩竈市浦戸消防団をいう。
警察署	塩釜警察署をいう。
指定避難所	現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者を収容する建物で、市が指定するものをいう。
避難場所	現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者が一時的に避難するための広場及びグラウンド等の空地で、市が指定する避難地を総称していう。

避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人をいう。
要配慮者	要配慮者とは、災害時に限定せず一般に配慮を要する者を意味し、具他的には高齢者、障害児者、妊産婦、乳幼児、アレルギー等の慢性疾患を有する者、外国人等を意味する。

第２節　各機関の役割と業務大綱

第１　目 的

災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、市及び防災関係機関は防災体制を整備し、防災関係機関相互の連携を強化する。

また、市及び防災関係機関の処理すべき業務の大綱を明確にし、風水害等の災害防止のため相互に協力する。

第２　組 織

１　塩竈市防災会議

塩竈市防災会議は、市長を会長として災害対策基本法第 16 条第 6 項の規定に基づく「塩竈市防災会議条例」（昭和 38 年塩竈市条例第 2 号）第 3 条第 5 項に規定する機関の長等を委員として組織するもので、本市における防災に関する計画を作成し、その実施の推進を図るとともに、関係機関相互の連絡調整並びに防災に関する重要事項を審議することを所掌事務とする。

（地震編資料１－１　塩竈市防災会議条例）

（地震編資料１－２　塩竈市防災会議規則）

（地震編資料１－３　塩竈市防災会議）

２　塩竈市災害対策本部等

市域において、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害対策基本法第 23 条の 2 に基づく塩竈市災害対策本部及び各関係機関の防災組織をもって応急対策を実施する。

また､局地災害の応急対策を強力に推進するため、特に必要があると認めるときは、現地災害対策本部を設置する。

災害対策本部等の組織及び運営等については、「塩竈市災害対策本部条例」（昭和 38 年 9 月 30 日条例第 19 号）（地震編資料１－４）及び「塩竈市災害対策本部運営要綱」（平成 16 年 6 月 1 日庁訓第 7 号）（地震編資料１－５）において定める。

（地震編資料１－６　塩竈市災害対策本部組織）

（地震編資料１－７　各災対部の構成）

（地震編資料１－８　災対部事務分掌表）

（地震編資料１－９～１１　非常配備体制区分）

（地震編資料１－１２　本部員、班員等用腕章）

第３　実施責任

１　塩竈市

市は、災害対策基本法第 5 条の規定に基づき、防災の第一義的責任を有する基礎的地方公共団体として、その地域並びに市民の生命、身体及び財産を風水害等災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。

２　宮城県

県は、市町村を包括する広域的地方公共団体として、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を風水害等災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を援助し、かつ、その総合調整を行う。

３　指定地方行政機関

指定地方行政機関は、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、市の防災活動が円滑に行われるよう支援、協力、指導及び助言する。

４　指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、災害対策基本法第 6 条の規定に基づき、その業務の公共性又は公益性を踏まえ、自ら防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるように協力する。

５　公共的団体

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等は、災害対策基本法第 7 条の規定に基づき、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、防災対策業務を行い、市及びその他の防災関係機関の防災活動に協力する。

６　市民

（１）東日本大震災では、市及び関係機関はその総力を結集して災害応急対策を実施したが、その能力には限界があったことから、市民は『自らの身の安全は自ら守る』ということを基本に、風水害等に関する知識、災害に対する平素の心得や災害発生時の心得など、平常時から地域、家庭、職場等で風水害等災害から身を守るために、積極的な取組に努める。

（２）「最低 3 日間、推奨一週間」分の食料や生活物資の備蓄、非常持出品の準備等、家庭での備え及び安全対策に努める。

（３）市民は、自主防災組織や防災訓練への参加、自発的な被災者の救助・救急活動への協力など、それぞれの立場において防災、減災に寄与するよう努める。

（４）過去の災害から得られた教訓の伝承や災害の未然防止、被害の拡大防止及び災害の復旧に寄与するよう努める。

７　企業

企業は、災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐災化などに加え、重要業務の継続・早期復旧を達成するための事業継続計画（ＢＣＰ）を策定・運用するよう努めることにより、予想被害からの事業復旧の手順化、取引先とのサプライチェーンの確保を行うなど事業継続力の向上に努める。

また、災害発生時における帰宅困難者対策として、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、平常時からの積極的な広報や必要な物資の備蓄等に努める。

第４　処理すべき業務の大綱

市その他防災関係機関、指定地方行政機関、県、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災に関する処理すべき事務又は業務の大綱は、第１編 地震災害対策編 第１章 第２節 第４「処理すべき業務の大綱」の定めに準ずる。

第５　防災行動計画（タイムライン）の作成

防災行動計画（タイムライン）の作成については、第１編 地震災害対策編 第１章 第２節 第５「防災行動計画（タイムライン）の作成」の定めに準ずる。

第３節　塩竈市の概況

第１　塩竈市の概況

１　位置

本市は、宮城県のほぼ中央、松島湾に面し、南は多賀城市、宮城郡七ヶ浜町に、西及び北は同郡利府町に、また東は海をへだて東松島市宮戸島に接している。面積は 17.37ｋ㎡、市役所所在地の地点において東経 141 度 1 分 31 秒、北緯 38 度 18 分 41 秒である。

２　地勢

（１）本市の地形は、ほぼ次の３つの地形に分かれる。

①　西南北台地性丘陵地形

中央低地をかこむ台地性の丘陵地帯で、松島丘陵の東南端にあたり標高 30～100m、文教、住宅、風致地区を形成している。

②　中央低地

台地性丘陵地帯の間を流れていた新町川（現在の北浜沢乙線）沿い地帯と、海面埋立地の二つからなる地帯で、中央市街地及び商業地区を形成している。

なお、この中央低地は、おおむね明治初年以降の海面埋立地で、一部には、海面より低い所もあり、満潮時あるいは降雨による増水時など冠水の危険がある。

③　浦戸諸島地区

地殻変動によって生じた松島湾内の桂島、野々島、寒風沢島及び朴島と付近一帯の小島からなる地帯で、農漁業風致地区を形成している。

（図３－１　塩竈市の地形区分図参照）

（２）地質・地盤

①　本市及びその付近の地質を概観すると、本市の西の利府町大日向付近から仙台市に至る活断層（長町－利府線断層帯）を境として、その西北部と東南部とで、地質に著しい相違がある。即ち東南部は、その基盤に中世代の利府層といわれる三畳系が広く分布し、その上に塩竈集塊岩、佐浦町層及び網尻層が塁層をなして分布している。

②　本市の地盤の特徴については、宮城県地震地盤図（昭和 59 年県作成）によると、その概要は次のとおりである。

ア　市の中央市街地及び商業地区は地形上中央低地に分類される。この地帯は粘土質を主とした海面埋立地と後背湿地で形成されているため軟弱層の厚い地点が集中しており、特に港湾に面した地域は層の深度が約 30m となっている。また、北東部の新浜町地区の一部も同じく粘土質を主とした埋立地であり、その層は 5～15m となっている。

イ　中央低地帯を取り囲む西南北部地区は、緩やかな丘陵地帯でほぼ軟岩ないし中硬岩の岩盤地帯である。

ウ　浦戸地区は主として火山噴出岩盤であるが、一部海浜部の水田地帯に軟弱層がみられる。

（図３－２　塩竈市の地質分布図参照）

（図３－３　塩竈市の地盤分類図参照）

（３）河川

本市の河川（都市下水路等）は、新町川と宮町川の二つで、新町川は延長 2,333m、宮町川は 340m、その他、伊保石沢川、越の浦川（仮称）、砂押川左支川等の小河川が流れる。

新町川は都市下水路として整備された。しかし、降雨による増水と満潮時が重なり合う場合には、海水の逆流により、新町川沿いの本町、海岸通り及び宮町地区一帯が浸水する危険度が高

い。現在は、公共下水道事業にて大部分が暗渠となっている。

なおその他の小河川や湖沼については、特記すべきものはないが、長い間の降雨続きのため泉沢堤の堤防の一部が決壊し、下流の新町川が氾濫したことがある。

（図３－４　塩竈市の河川図参照）

３　気象

宮城県の気象区は、山間多雨地域、仙南内陸地域、仙北内陸地域及び海岸地域の四つに分けられており、本市は海岸地域に含まれ、過去 30 年間（1991～2020 年）の平均気温は 11.8℃、年間降水量は 1175.0㎜である。海岸地域は直接海に面して海流の影響が大きく、特に背後は丘陵地域となっているため、他地域に比べ冬も比較的暖かく夏期の気温も低い。また、本市の地形が東に開いている袋状のため、夏には東南東～南東の風が多い。

（１）市域の季節ごとの気象の特徴

①　春(3～5 月)

高気圧と低気圧が交互に通過し、気温は寒暖の変動を繰り返しながら上昇していく。高気圧に覆われ、晴れて風の弱い夜は放射冷却により気温が下がり霜の降りることがある。一方、低気圧の通過後など、奥羽山脈を越える強い西風が吹くとフェーン現象により空気が乾燥し林野火災が発生しやすくなる。

なお、5 月から 6 月はひょう害が発生しやすい時期である。

②　夏(6～8 月)

6 月中旬から 7 月下旬の約１か月半は梅雨期（東北南部の平年の梅雨入りは 6 月 12 日頃、平年の梅雨明けは 7 月 24 日頃）となる。

オホーツク海高気圧が停滞するとヤマセと呼ばれる湿った冷たい東よりの風の影響により、曇りや雨のぐずついた天気が続く。

７月下旬から８月上旬にヤマセが続くと低温と日照不足になり稲の生育に大きく影響する。

梅雨が明けると太平洋高気圧に覆われて晴天が続き、気温が高くなる。

なお、梅雨末期から秋雨の時期にかけては、年間で最も大雨に対する警戒が必要な時期である。

③　秋(9～11 月)

秋の前半は、秋雨前線が日本付近に停滞し、ぐずついた天気が続くことがある。台風は日本付近を通過することが多くなり、台風や秋雨前線の影響により大雨となることがある。

秋の後半は、移動性高気圧に覆われ、秋晴れのさわやかな天気の日が多くなる。

④　冬(12～2 月)

大陸から張り出す高気圧と、千島方面に発達した低気圧がある西高東低の冬型の気圧配置が現れる。西よりの風が強く吹き、日本海から流れ込む雪雲は奥羽山脈を越えて山沿いで雪を降らせる。平野は晴れて乾燥した日が続くが、本州の南岸を通る低気圧などにより大雪となることがある。

なお、仙台(仙台管区気象台)における年平均気温(平年値:統計期間 1991～2020 年)は 12.8℃、年降水量(平年値)は 1,276.7 ㎜となっている。

（２）宮城県の気象変化（仙台管区気象台）

①　気温の予測

仙台の年平均気温は 100 年あたり 2.6℃（1927～2023 年）の割合で上昇し、仙台の上昇率は、東北地方の気象台と特別地域気象観測所の中では最も大きく、地球温暖化の影響に加えて都市化の影響も大きいと考えられている。石巻では 100 年あたり 1.0℃（1888～2023 年）

の割合で上昇している。

②　降水量の予測

県の年降水量に変化傾向はみられないが、短時間に降る強い雨の回数が増え、雨の降り方が極端になっている。東北地方の短時間強雨（1 時間に 30 ㎜以上の雨）の年間発生回数は、1980 年頃と比較して約 2 倍に増加している（1979 年～2023 年）。

③　台風の将来予測

「日本の気候変動 2020（文部科学省・気象庁）」によると、台風の発生数や日本への接近数・上陸数には長期的な変化傾向は見られず、「強い」以上の勢力となった台風の発生数や全体に占める割合にも長期的な変化傾向は見られないが、日本付近の台風の強度が生涯で最大となる緯度は北に移動している。

多くの研究結果から、今後、地球温暖化が進行すると、台風のエネルギー源である大気中の水蒸気量が増加するため、日本付近における台風の強度は強まると予測されている。

また、4℃上昇実験（シミュレーション）の結果などから、日本の南海上においては、非常に強い熱帯低気圧（「猛烈な」台風に相当）の存在頻度（一定期間あたりに、その場所に存在する個数）が増す可能性が高いことが示されている。

４　本市の人口構成と推移

本市の人口は 52,203 人、世帯数は 21,193 世帯（令和 2 年 10 月国勢調査）であり、前回国勢調査の平成 27 年に比べ、1,984 人、3.7%減少している。人口密度は 1ｋ㎡当たり 3,005 人と全国的にみて高い都市である。

人口を年齢別にみると 15 歳未満の年少人口は 5,407 人で総人口の 10.4%、15～64 歳の生産人口は 28,777 人で 55.1%、65 歳以上の老年人口が 17,682 人で 33.9%になっている。

年少人口の割合は、出生率の低下とともにその割合も減少し、わずかに増加した第二次ベビーブーム直後の昭和 50 年にも塩竈市において減少し、一貫して減少傾向にある。

一方、老年人口の割合は年々上昇しており、平成 12 年の国勢調査の段階で年少人口を上回り、前回平成 27 年調査時より 4.8%増加している。

＜本市の人口構成と推移（国勢調査より）＞

区　分 年	人　　口			
	0～14 歳 （年少人口）	15～64 歳 （生産人口）	65 歳以上 （老年人口）	計 （総人口）
昭和 35 年	17,592	35,652	2,078	55,325
昭和 40 年	16,132	39,725	2,506	58,363
昭和 45 年	14,886	40,796	3,090	58,772
昭和 50 年	14,231	41,179	3,825	59,235
昭和 55 年	13,845	42,569	4,622	61,040
昭和 60 年	12,853	43,181	5,781	61,825
平成 2 年	11,261	43,171	7,527	62,025
平成 7 年	10,260	43,590	9,704	63,566
平成 12 年	8,731	40,901	11,894	61,547
平成 17 年	7,487	37,857	13,943	59,357
平成 22 年	6,437	34,476	15,493	56,490
平成 27 年	5,775	31,268	16,872	54,187
令和 2 年	5,407	28,777	17,682	52,203

５　人口集中地区（令和２年 10 月　国勢調査）

人口集中地区の面積は 11.1ｋ㎡であり、市域の人・物の集積は密である。

図３－１　塩竈市の地形区分図（土地条件図　国土交通省より編纂）

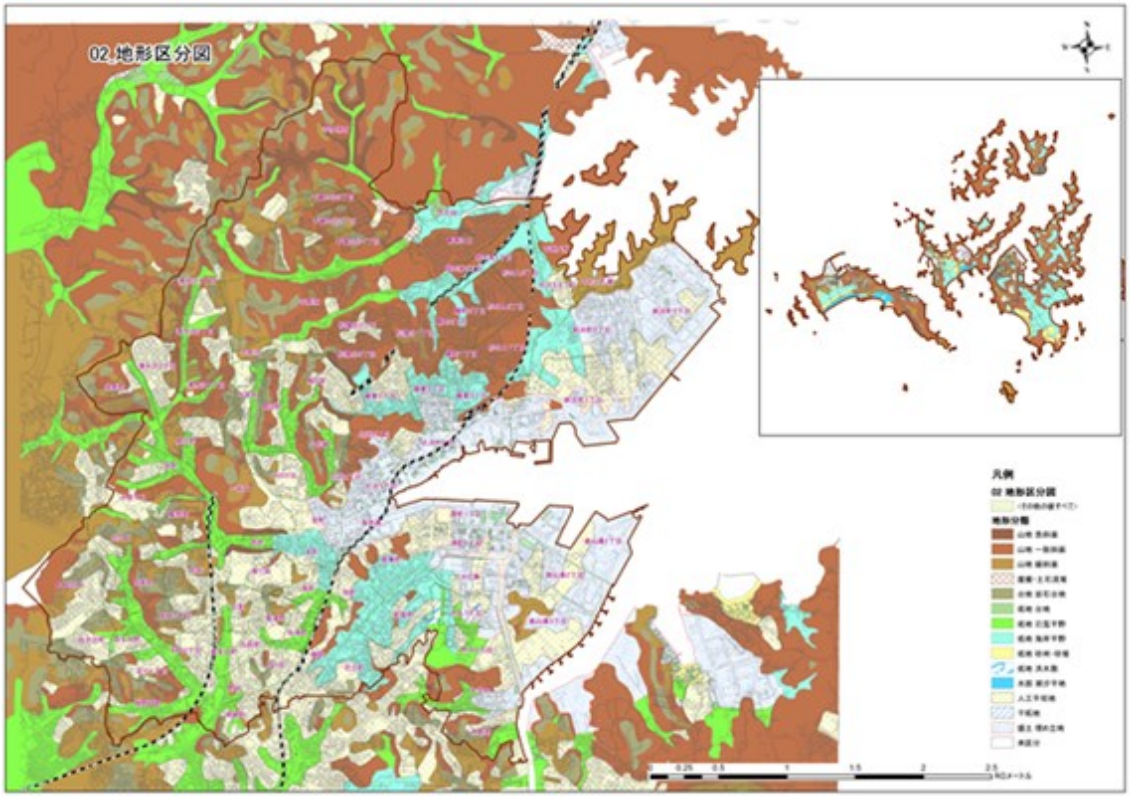

図３－２　塩竈市の地質分布図（土地分類基本調査図　国土庁　より編纂）

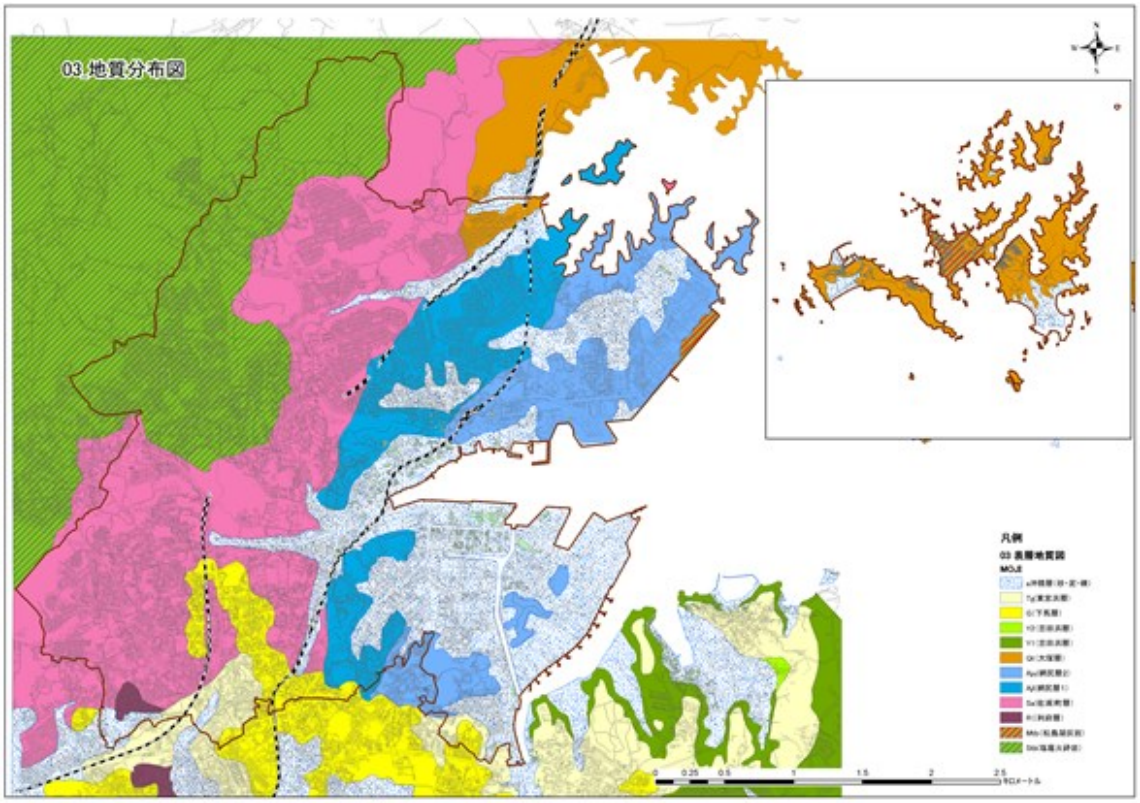

図３－３　塩竈市の地盤分類図（土地分類基本調査図　国土庁　より編纂）

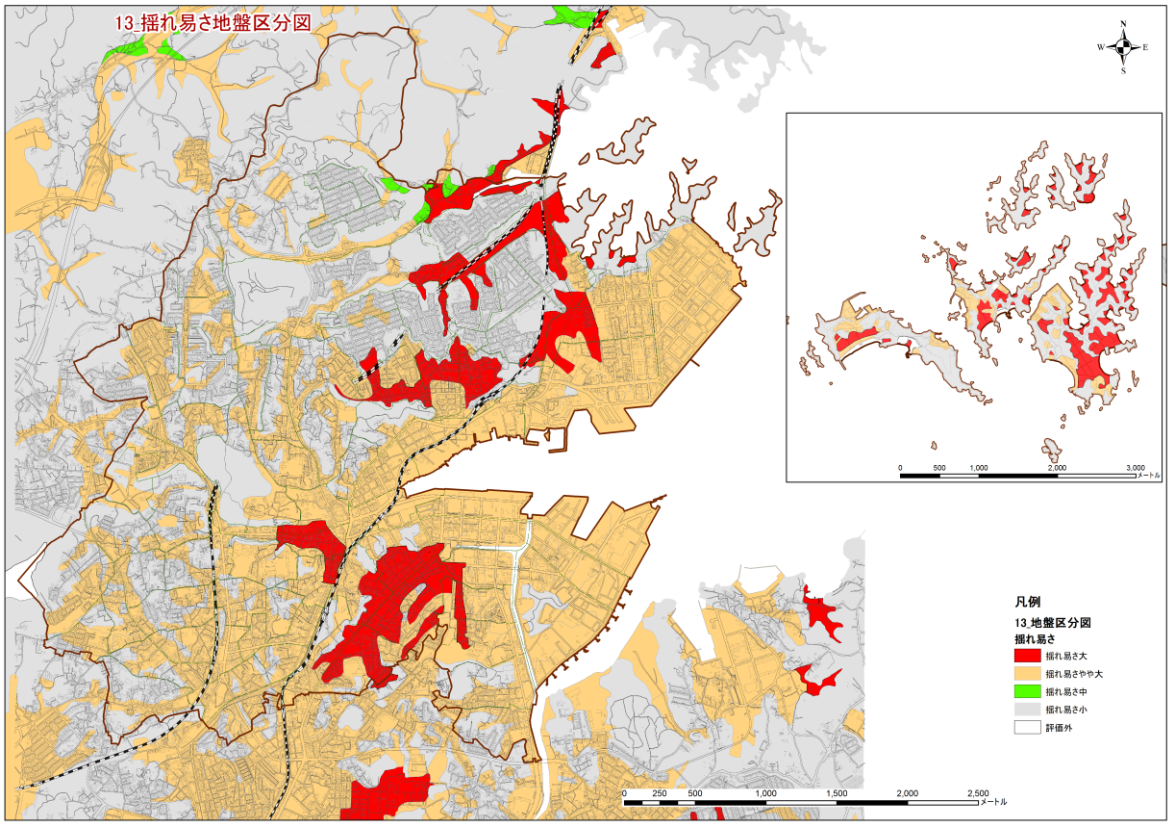

図３－４　塩竈市の河川図

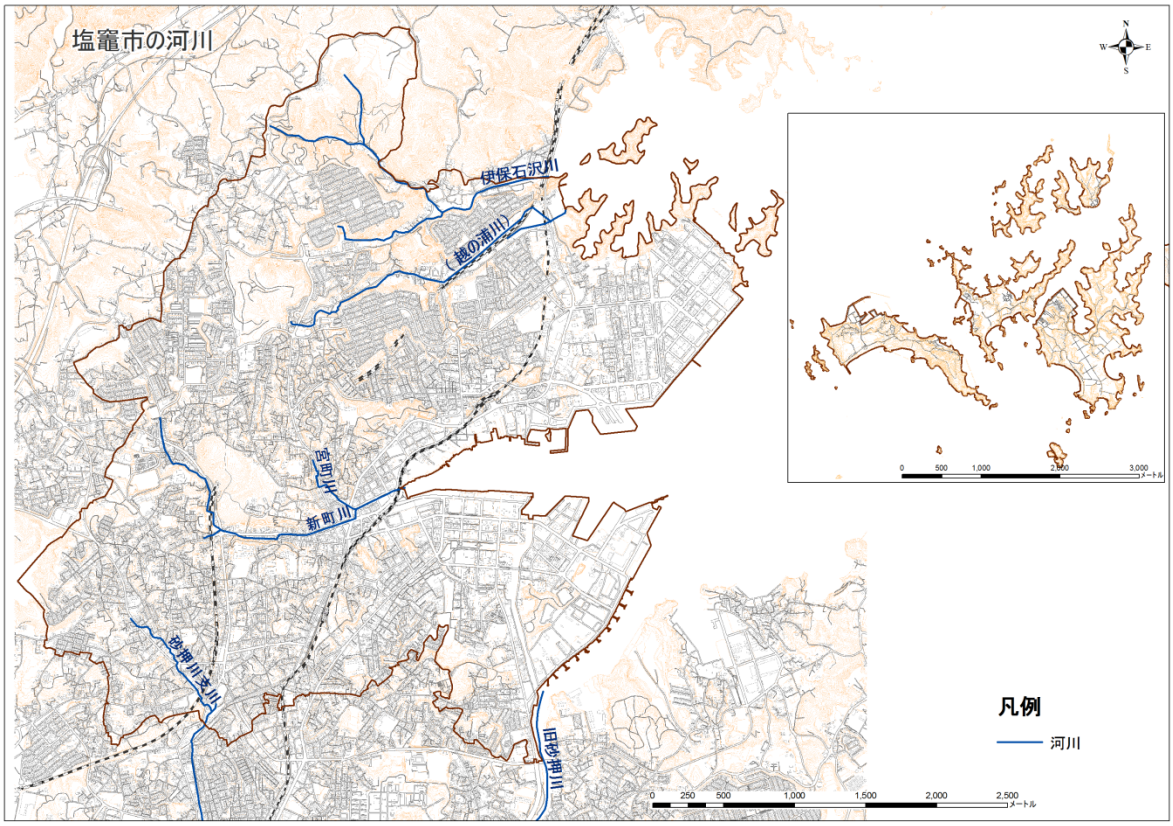

第２　過去の風水害等災害

過去の風水害等災害の状況等を参考に、市域で発生しうる風水害等を想定し、防災対策の参考とする。

１　市域等で発生した風水害等災害の発生状況

塩竈市における主な既往災害は次の既往災害一覧に示す。

＜市における風水害等過去災害一覧表＞

番号	発生年月日	災害種別	被害状況等
1	元禄 15 年 11 月 13 日	火災	塩竈神社の新改築社殿焼失
2	天保 7 年 6 月 25 日	暴風雨高潮	7 月 18 日塩竈にて海嘯あり、城下橋落、溺死者多し 18 日昼４つ頃(午前 10 時頃)より大南風 19 日大風雨草木吹き倒し洪水所々急破出水す 18 日巽風(南東の風)烈しく居久根杉生の木折倒し、塩竈神社内の杉百本余根倒、中倒、絵馬堂又御楽屋へ杉吹倒れ大破損
3	慶応 3 年 2 月 7 日	大火	宮城郡塩竈町本町新岸より夜出火、260 家焼亡 男女 33 人、馬１匹焼死
4	明治 19 年 2 月 6 日	大火	塩竈町西町に大火あり 50 戸内外焼失
5	昭和 16 年 6 月 6 日 ～6 月 7 日	洪水	南海低、塩竈方面建網 60 数統の中大半破損又は流失
6	昭和 21 年 10 月 27 日	大火	塩竈市築港通 58 戸焼失
7	昭和 25 年 3 月 5 日	暴風	仙台市内・遠田郡・塩竈付近家屋屋根大破 10 件、同中破 25 件、板塀大破 15 件、同中破 5 件
8	昭和 28 年 9 月 25 日 ～9 月 26 日	暴風雨高潮	台風第 13 号、塩竈地方高潮来襲、県下被害、家屋全壊１戸、同半壊１戸、同一部破壊１戸、同床上浸水 24 戸、同床下浸水 177 戸、非住宅被害６戸、道路破損 16 ヶ所、橋梁破損 33 ヶ所、堤防決壊６ヶ所、山崖崩壊７ヶ所、電柱倒壊 15 本、板塀倒壊 69 件、通信被害６回線、船流失２隻
9	昭和 35 年 1 月 16 日 ～1 月 17 日	暴風雪	南海低、塩竈死者１名、行方不明９人、船３隻沈没
10	昭和 37 年 1 月 2 日	暴風高潮	日本海低、主低二つ玉（中緯度トラフ）午前 10 時 30 分頃塩竈市内に高潮押し寄せ、商店民家約 200 戸床下浸水
11	昭和 37 年 4 月 26 日	強雨	塩竈市内床上浸水 20 戸、床下浸水 160 戸
12	昭和 37 年 9 月 16 日	高潮	塩竈市内の住宅地帯に大潮と満潮時が重なり海水が流れこみ、家屋床下浸水 200 戸
13	昭和 37 年 11 月 15 日	高潮	満潮時にかけ大潮のため塩竈市北浜町海岸前築港の民家約 150 戸床下浸水

14	昭和 41 年 9 月 24 日 ～9 月 25 日	大雨洪水	台風第 26 号宮城県災害対策本部設置、災害救助法適用、塩竈市、女川町、志津川町、登米町東和町、雄勝町、北上町、死者６人、重軽傷者 12 人、家屋全壊 36 戸、同半壊 71 戸、同流失７戸、床上浸水 5,757 戸、床下浸水 17.259 戸、一部破損 60 戸、非住宅被害 2,247 戸、林道山地崩壊 398 ヶ所、道路損壊 1,347 ヶ所、橋梁損壊 251 ヶ所、河川損壊 281 ヶ所、船舶被害２隻
15	昭和 47 年 1 月 16 日	大雨	大雨により住家一部破損１の被害あり、その他人畜被害なし。
16	昭和 47 年 9 月 16 日	台風	台風第 20 号により住家一部破損１、非住家被害６、その他人畜被害なし。
17	昭和 49 年 6 月 6 日	豪雨	豪雨により、負傷者２、り災者数 10、家屋半壊１、一部破損２、非住家被害１の被害あり
18	昭和 51 年 8 月 5 日 ～8 月 7 日	豪雨	豪雨により、り災者数１、半壊３、床下浸水 16 非住家被害１の被害あり。
19	昭和 51 年 9 月 6 日	崖崩れ	崖崩れにより、住家一部破損１、その他人畜被害なし。
20	昭和 51 年 9 月 9 日	大雨	大雨により床下浸水２の被害あり。
21	昭和 52 年 9 月 19 日	台風	台風第 11 号により床下浸水２の被害あり。
22	昭和 53 年 3 月 11 日	大雨	大雨により床下浸水１、非住家１の被害あり
23	昭和 53 年 6 月 28 日	大雨	大雨により家屋一部破損１の被害があった。
24	昭和 54 年 10 月 7 日 ～10 月 8 日	高潮	高潮による異常潮位等により、床下浸水５、床上浸水２、非住家 36 の被害があった。
25	昭和 54 年 10 月 20 日	台風	台風第 20 号により床下浸水 474、床上浸水 265 非住家 280 の甚大なる被害があった。
26	昭和 55 年 3 月 10 日	強風	強風により家屋一部破損３の被害があった。
27	昭和 55 年 7 月 31 日	大雨	大雨により床上浸水１、家屋一部破損１の被害があった。
28	昭和 56 年 8 月 22 日	台風	台風第 15 号により床下浸水 38、床上浸水 118、非住家 336 の甚大なる被害があった。
29	昭和 56 年 10 月 22 日 ～10 月 23 日	暴風雨	台風第 24 号が南海上を北東進し、一方日本海西部の前線を伴う低気圧の接近により、北部沿岸を中心に大雨となった。 22 日～23 日までの雨量　塩竈　65 ㎜
30	昭和 61 年 8 月 4 日 ～8 月 5 日	豪雨・洪水	茨城県沖で台風第 10 号から変った温帯低気圧は太平洋沿岸をゆっくり北上し、県内平野部を中心に豪雨となり、阿武隈川及び吉田川の破堤を始めとする中小河川の氾濫や土砂くずれにより各地で被害が発生した。 災害救助法適用―塩竈市 降水量　　塩竈　394 ㎜

31	平成２年９月 19 日 ～9 月 22 日	大雨・洪水	四国の南海ににあった台風第 19 号が北東に進んできたため、県内では 19 日午後から雨が降りだし、20 日未明には、県内中央部で局地的豪雨に見舞われた。このため塩竈市では、死者１名、負傷者 8 名、り災者 1,102、床下浸水 359、床上浸水 351、非住宅被害 491 の被害があった。 災害救助法適用―塩竈市 降水量　　塩竈　140 ㎜ １時間雨量　塩竈　69 ㎜(20 日 02 時～03 時)
32	平成２年 10 月 26 日	大雨	東海道沖と能登半島付近にあった低気圧が発達しながら東北東に進んできたため、県内では 26 日に大雨となり、住家の浸水被害が発生した。塩竈市では、床下浸水 136、床上浸水 57、の被害があった。
33	平成２年 11 月４日 ～11 月５日	大雨	紀伊半島付近にあった低気圧が、発達しながら北北東に進んできたため、県内では４日夜を中心に大雨となり、住家の浸水被害が発生した。塩竈市では、床下浸水 284、床上浸水 119 の被害があった。 降水量　　塩竈市　117 ㎜
34	平成６年９月 22 日 ～9 月 23 日	集中豪雨	前線の活発化により大気の状態が非常に不安定となり、局地的に大雨が降り家屋の浸水、道路の不通等の被害が発生した。また、自衛隊に対し市民活動の災害派遣要請を行った。塩竈市では、り災者 1,102、床下浸水 223、床上浸水 390、の被害があった。 災害救助法適用―塩竈市 降水量　　塩竈市 203 ㎜
35	平成 11 年７月 13 日	大雨・洪水	海上から活発な雨雲がかかり、13 日午後 9 時から 14 日 0 時までの間に、74㎜の降水量を記録。この大雨により、崖崩れ 9 箇所、道路通行止 5 箇所、り災者 76、床下浸水 21、床上浸水 6 の被害があった。 降水量 塩竈市 124㎜ 1 時間雨量 塩竈 33 ㎜(13 日 21 時～22 時)
36	平成 11 年８月 14 日	大雨・洪水	11 日 00 時過ぎ千葉県館山市付近に上陸した台風第 6 号は、鹿島灘から三陸沖を北北東に進み、その間梅雨前線が本州上に停滞し活発化したため、中部地方から東北地方にかけて大雨となった。この大雨により、罹災者 77、床上浸水 29、床下浸水 51 の被害があった。 降水量 塩竈市 213㎜ 1 時間雨量 塩竈 36㎜（15 日 4～5 時）

37	平成 14 年 10 月 1 日 ～10 月 2 日	大雨・洪水	台風第 21 号は、強い勢力のまま 1 日 21　時半頃神奈川県川崎市付近に上陸した。その後関東地方、東北地方を通過した。 塩竈市では、1 日夕方から雨足が強まり、り災者 2、床上浸水 1、床下浸水 11 の被害があった。 降水量 塩竈市 53mm 1 時間雨量 塩竈 15mm（1 日 23～24 時）
38	平成 18 年 9 月 27 日	大雨・洪水	発達しながら北上した前線の影響で、県南を中心に大雨となった。この大雨により、罹災者 6、床下浸水 2、道路通行止 7 の被害があった。 降水量 塩竈市 85mm 1 時間雨量 塩竈 33.5mm（27 日 8:40～9:40）
39	平成 18 年 10 月 6 日 ～10 月 12 日	異常高潮及び大雨	台風第 16 号及び第 17 号の北上に伴い、本州南岸に停滞していた前線に暖かく湿った空気が流れ込み前線の活動が活発となり、大雨・高潮の被害が発生した。 塩竈市の被害は、り災者 170、床上浸水 5、床下浸水 51、道路通行止 11、非住家の被害 17、土砂崩れ 3、民間のカキ処理場や土木施設等の公共施設にも被害が及んだ。 降水量 塩竈市 85mm 1 時間雨量 塩竈 33.5mm（27 日 8:40～9:40） 高潮による最大潮位 130cm（6 日 3:00）
40	平成 21 年 10 月 8 日	高潮被害	台風第 18 号の通過に伴い、降り始めからの積算雨量 84.5mm(7 日 19 時～8 日 20 時)、最大 60 分雨量 16.5mm（8 日 7 時～8 時)、最大瞬間風速 20.5m (9:20)、最大潮位 1.28m（16:37）を記録した。 ・床上浸水…1 棟（北浜四丁目 1 棟） ・床下浸水…12 棟（北浜一丁目 1 棟・北浜四丁目 3 棟、宮町 1 棟、浦戸寒風沢 2 棟、野々島 4 棟、朴島 1 棟）
41	平成 22 年 5 月 30 日	高潮被害	台風第 2 号に伴う高潮冠水の被害が発生。 ・魚市場周辺臨港道路 2 ヶ所冠水(車両通行不可) ・マリンゲート市営汽船乗り場前交差点 40cm冠水、塩釜市漁協前道路冠水、桂島 50cm冠水(消防団機材置き場付近)、野々島 0cm冠水(ブルーセンター玄関前階段まで)、寒風沢 20cm冠水

42	平成 22 年 12 月 22 日	低気圧通過による被害	観測所総積算雨量：アメダス塩釜 64.5㎜ 最大潮位 1.25m(14 時 06 分) ・被害状況‥住宅浸水床下 14 棟、非住家 5 棟 ・道路冠水通行止め‥中の島公園(塩釜郵便局前)（14 時 40 分～15 時 35 分)、八幡築港線(芦畔地区付近)(14 時 05 分～16 時 55 分)、北浜沢乙線(千賀の浦緑～相原酒店)(16 時 00 分～18 時 55 分) 北浜 1 丁目(菅原製作所)(14 時 15 分) ・冠水‥越の浦ダブル踏切付近・マリンゲート前港湾道路・魚市場ロータリー付近、越の浦漁港駐車場内
43	平成 23 年 9 月 21 日	台風 15 号浸水被害	東日本大震災後、台風第 15 号による高潮等の浸水被害が多発した。 塩釜降水量観測値：317.0㎜（平成 23 年 9 月 20 日 00 時～平成 23 年 9 月 22 日 06 時） ・床上浸水 487 戸、床下浸水 3 戸、非住家（店舗・倉庫等）307 戸、り災世帯数 641 戸
44	令和元年 10 月 10 日 ～10 月 13 日	令和元年東日本台風	台風第19号の影響により、東日本や東北地方の多くの地点で、3、 6、12、24時間降水量の観測史上 1位の値を更新するなど、記録的な大雨となった。仙台管区気象台が発表した最大3時間降水量は、塩竈市で12日21時～24時までの間に127.0㎜を記録し、1976年の統計開始以来、最大の降水量となった。 ・建物被害（住家）床上浸水35件、床下浸水93件 ・建物被害（非住家）建物浸水 46 件
45	令和 4 年 7 月 15 日 ～7 月 17 日	前線と低気圧による大雨	前線や低気圧に向かう暖かく湿った空気が流れ込むとともに、上空に寒気が流れ込んだ影響により、県の北部を中心に広い範囲で強い雨となった。 塩釜降水量観測値：206.0㎜（15日00時～16日24時） ・住家の床上浸水 4 棟、床下浸水 5 棟

２　主な災害の概況

（１）台風第 15 号による浸水被害（平成 23 年 9 月 22 日 14 時現在　仙台管区気象台）

①　概　況

9 月 13 日に日本の南の海上で発生した台風第 15 号は、ゆっくり西北西に進み、15 日頃から 20 日頃にかけて南西諸島付近に停滞したのち北東に進路を変え、非常に強い勢力を維持したまま 21 日 14 時頃には静岡県浜松市付近に上陸した。

台風はその後も北東に進み、21 日夜遅くには福島県付近を通過し、22 日未明には三陸沖に達した。

台風の北上に先立って本州付近に停滞する前線の活動が活発化したため、宮城県では 20 日から雨が降り続き、台風の接近した 21 日夜には非常に激しい雨となった。降り始め（20 日 0 時）からの総雨量は石巻市雄勝で 532.5 ミリ、女川で 452.5 ミリ、名取で 332.0 ミリとなるなど記録的な大雨となった。

台風の接近と満潮が重なったため潮位が高くなり、鮎川（臨時）で標高 90 センチを超える潮位を観測する高潮となった。

また、石巻市では最大瞬間風速 30.0 メートル、最大風速 19.8 メートルを観測するなど、海上や海岸付近を中心に暴風となり海上は大しけとなった。

この台風の大雨や高潮等により、県内各地で床上・床下浸水が多数発生した。吉田川や名取川などではん濫危険水位を超える増水となった。

このため東松島市、石巻市、松島町などに合わせて約 1 万 1 千世帯、約 3 万人に対して避難指示、避難勧告が発令された。

②　台風 15 号による進路図（平成 23 年 9 月 13 日～22 日）

台風経路図（9 月 22 日 24 時現在）

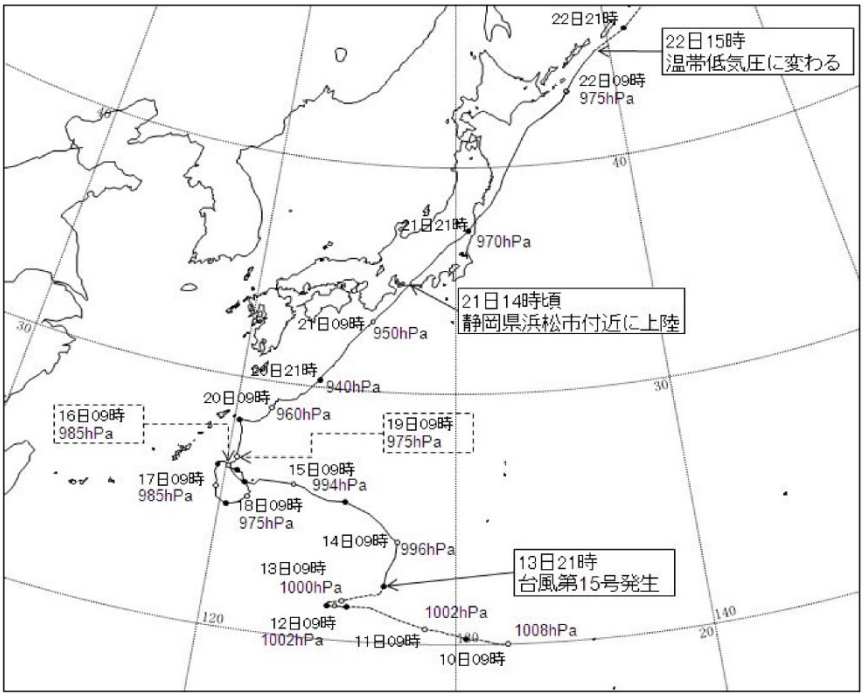

経路上の〇印は傍に記した日の 9 時、●印は 21 時の位置を示す。
また、経路の実線は台風、破線は熱帯低気圧または温帯低気圧の期間を示す。

天気図	衛星赤外画像	降水量（0 時から 24 時の積算）
21 日 09 時	21 日 09 時	21 日

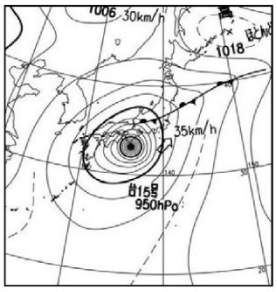

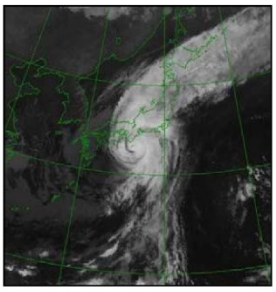

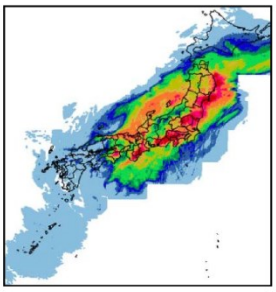

③　台風 15 号による波浪図（平成 23 年 9 月 19 日～20 日）

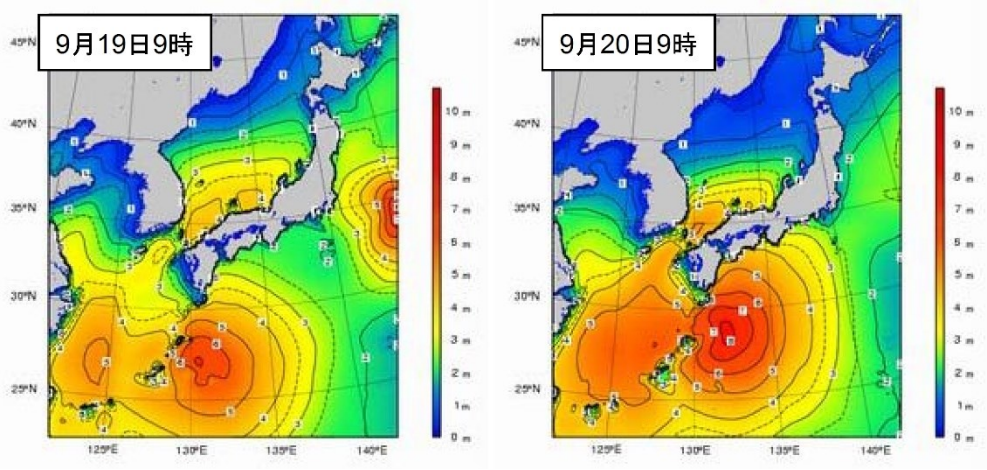

④　塩竈市における気象情報の発表状況及び被害状況

・土砂災害警戒情報発表状況：9 月 21 日 07 時 13 分　塩竈市

・塩釜降水量観測値：317.0mm（平成 23 年 9 月 20 日 00 時～平成 23 年 9 月 22 日 06 時）

本市では東日本大震災後、この台風 15 号による高潮等の浸水被害が多発した。

＜台風 15 号による浸水被害＞

地　区	家屋区分	床上浸水	床下浸水	計
本土分	住 家	188	216	404
	非住家	229	44	273
	小　計	417	260	677
浦戸分　浦戸桂島	すべて住家	0	5	5
浦戸野々島		1	6	7
浦戸石浜		0	10	10
浦戸寒風沢		2	5	7
浦戸朴島		3	5	8
	小　計	6	31	37
市　計	住 家	194	247	441
	非住家	229	44	273
	合　計	423	291	714

（２）令和元年東日本台風（令和元年(2019 年)10 月 10 日～10 月 13 日　気象庁）

①　概　況

10 月 6 日に南鳥島近海で発生した令和元年東日本台風（台風第 19 号）は、マリアナ諸島を西に進み、一時大型で猛烈な台風に発達した後、次第に進路を北に変え、日本の南を北上し、12 日 19 時前に大型で強い勢力で伊豆半島に上陸した。その後、関東地方を通過し、13 日 12 時に日本の東で温帯低気圧に変わった。

東日本台風の接近・通過に伴い、10 日から 13 日までの総降水量が、神奈川県箱根で 1000 ミリに達し、東日本を中心に 17 地点で 500 ミリを超えた。特に静岡県や新潟県、関東甲信地

方、東北地方の多くの地点で 3、6、12、24 時間降水量の観測史上 1 位の値を更新する等、記録的な大雨となった。この大雨について気象庁は、10 月 12 日 15 時 30 分から順次、静岡県、神奈川県、東京都、埼玉県、群馬県、山梨県、長野県、茨城県、栃木県、新潟県、福島県、宮城県、岩手県の 1 都 12 県に大雨特別警報を発表し、最大級の警戒を呼びかけた。

東北地方では、この大雨により宮城県丸森町の内川、新川、五福谷川が氾濫し、筆甫地区を中心に大規模な土砂災害が発生したほか、福島県本宮市では阿武隈川が氾濫し、土砂災害が発生した。

②　台風第 19 号による台風経路図（令和元年 10 月 6 日～13 日）

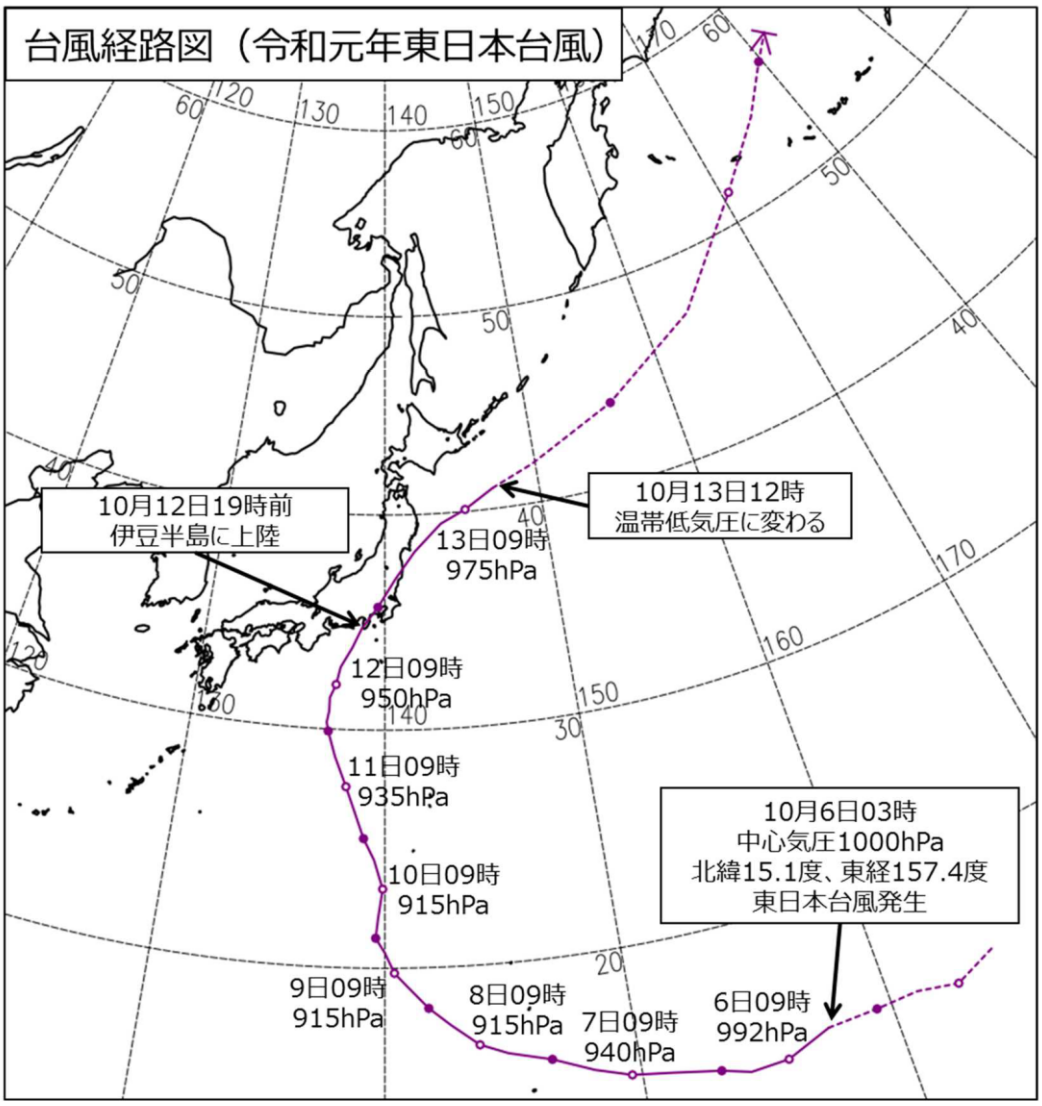

経路上の〇印は傍らに記した日の午前 9 時、●印は午後 9 時の位置で→|は消滅を示す。
経路の実線は台風、破線は熱帯低気圧・温帯低気圧の期間を示す。

③　１時間降水量分布図（解析雨量）及び危険度分布の状況（10 月 12 日 21 時）

解析雨量（1時　　大雨警報（土砂災害）の危険度分布　　大雨警報（浸水害）の危険度分布　　洪水警報の危険度分布

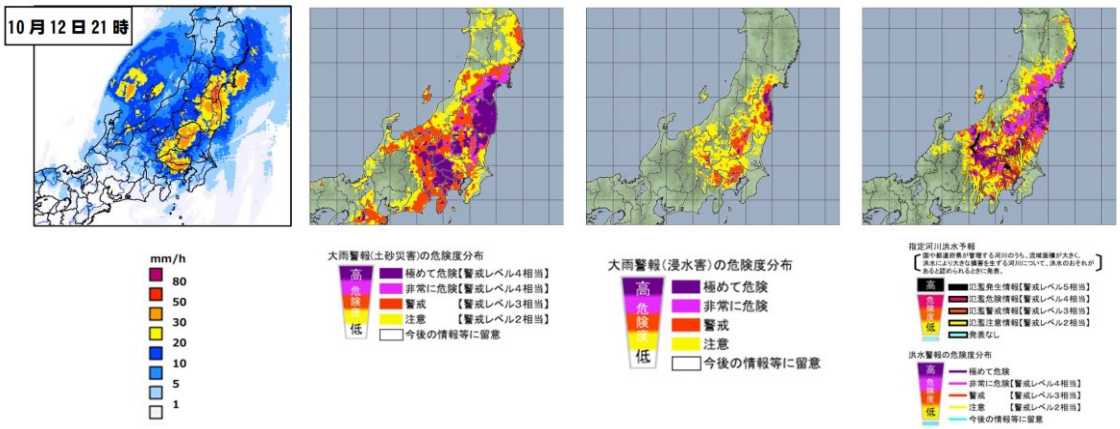

④　東海地方から東北地方で記録的な大雨をもたらした気象要因について

ア　大型で非常に強い勢力をもった台風の接近による多量の水蒸気の流れ込み

イ　台風北側の前線の形成・強化及び地形の効果などによる持続的な上昇流の形成

ウ　台風中心付近の発達した雨雲の直接的影響

大雨が降る場合には必ず多量の水蒸気が上昇し、凝結することで多量の降水を作り出す必要がある。台風中心付近の雨雲がまだ関東甲信地方に到達していない時期においても、アとイの効果による降水が生じていた。そして台風中心付近が通過する際、ウの効果が加わり、結果として総降水量が多くなった。

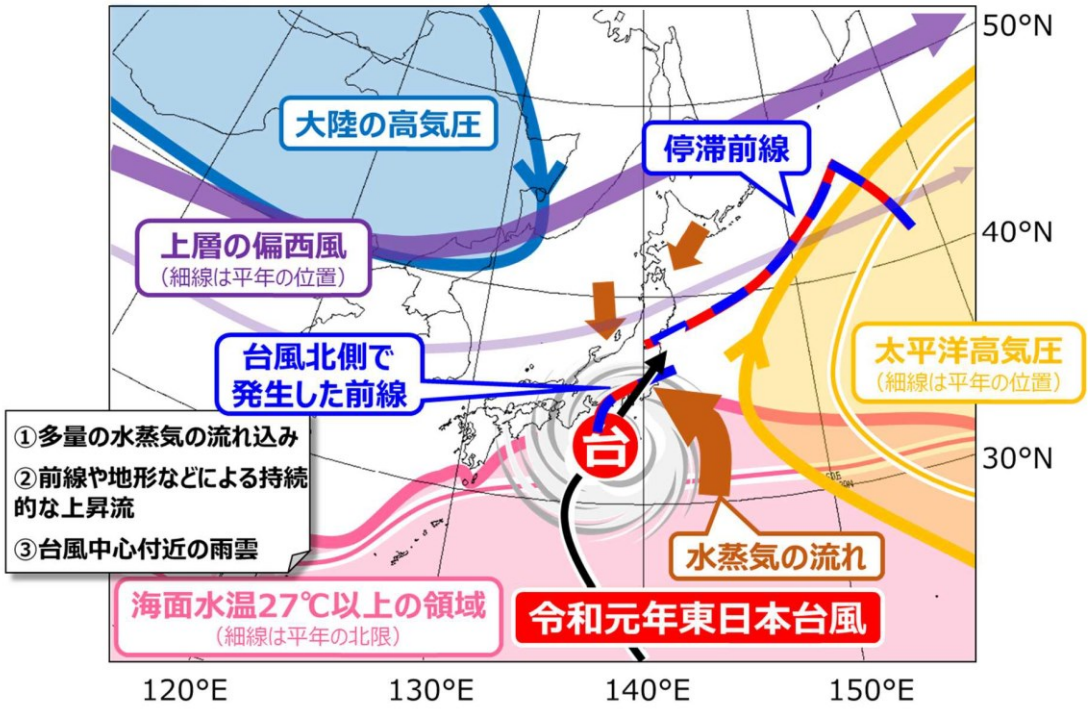

⑤　塩竈市における気象情報の発表状況等及び被害状況等

【気象情報の発表状況】

・暴風警報：10 月 12 日 07 時 24 分発表
・波浪警報：10 月 12 日 12 時 48 分発表
・高潮警報：10 月 12 日 16 時 26 分発表
・大雨警報（土砂災害）：10 月 12 日 17 時 17 分発表
・大雨警報（土砂災害・浸水害）：10 月 12 日 19 時 10 分発表
・土砂災害警戒情報：10 月 12 日 19 時 50 分発表
・洪水警報：10 月 12 日 22 時 41 分発表
・大雨特別警報（土砂災害・浸水害）：10 月 12 日 23 時 10 分発表

【観測史上 1 位の値を更新した雨量（塩竈）】

・3 時間降水量：127.0 ㎜　※これまでの観測史上 1 位：126 ㎜（1990 年 9 月 20 日）
・6 時間降水量：210 ㎜　※これまでの観測史上 1 位：199 ㎜（1986 年 8 月 5 日）

【被害状況（令和元年 10 月 23 日現在）】

・人的被害：なし
・建物被害（住家）：床上浸水 35 件、床下浸水 93 件、その他 14 件
・建物被害（非住家）：建物浸水 46 件
・倒木：4 件
・道路冠水：20 ヵ所（県道・国道含む）
・がけ崩れ：12 ヵ所
・市内の避難所への最大避難者数：155 人（10 月 12 日 22 時確認）

第４節　想定される災害

第１　本市の風水害等の危険性

１　風水害

これまで本市では、市街地の排水不良等による冠水が度々発生している。

出水の原因のほとんどは大雨によるものであり、台風、前線の停滞、低気圧によって起こることが多い。

（１）梅雨前線による集中豪雨

活発な梅雨前線による豪雨は甚大な被害が予想され、事実、過去にも典型的な豪雨災害がもたらされてきた。

（２）台風による風水害

被害の状況から台風には風台風、雨台風と呼ばれるものがある。特に雨台風は、台風自体がそのような性格を持っているのではなく、梅雨前線や秋雨前線が台風の進行方向前面にあるときには、前線北側の寒気との接触で大雨となるケースが多い。

２　土砂災害

土砂災害は、土石流及びがけ崩れ（斜面・急傾斜地崩壊）に大別され、市内には多くの危険箇所等が散在しており、それぞれ関係法令等に基づく防災対策を進めているところであるが、すべての対策事業の実施には時間を要するのが現状である。

そのため、台風、前線の停滞、低気圧通過時による大雨では、これらの危険個所に立地している人家等は十分な注意が必要となる。

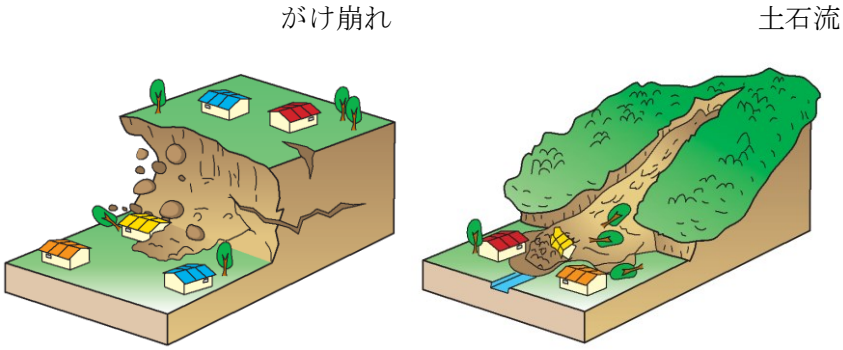

資料：国土交通省パンフレット

（図３－７　土砂災害危険個所図参照）

（図３－８　土砂災害警戒区域等位置図参照）

３　風害

風害は、暴風・強風、突風などが挙げられる。

（１）暴風・強風

暴風・強風による、飛来物による人的被害、海難事故、塩害などが考えられる。過去平均風速が30m/sを超える暴風はすべて台風によるものであり、台風の進路の東側では被害が大きくなりやすい。

（２）竜巻、突風

季節を問わず、寒気の流入等によって生じる積乱雲に伴い、発達した積乱雲が発生したときは竜巻、ダウンバースト、ガストフロント等の突風が突発的に発生しやすい状況となる。

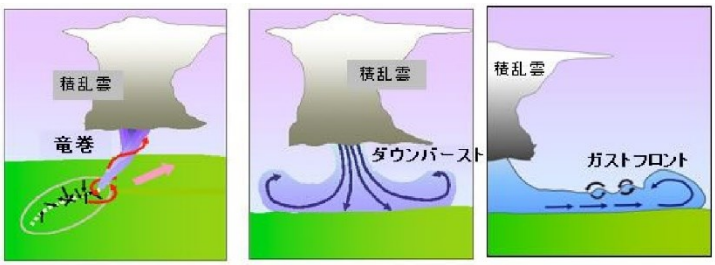

資料:気象庁

４　高潮災害

塩釜湾に面している本市は、台風や発達した低気圧の接近・上陸に伴い、気圧の低下や強風により、海面が異常に上昇する高潮が度々発生している。特にＶ字形の湾の場合は、奥ほど狭まる地形が海面上昇を助長させるように働くため、湾の奥ほど海面が高くなる。

また、短時間のうちに急激に潮位が上昇し、海水が海岸堤防等を超えると一気に浸水する。

なお、高波が加わるとさらに浸水の危険が増すため、注意が必要である。

５　火山噴火災害

火山噴火予知連絡会は、平成 15 年１月に「概ね過去１万年以内に噴火した火山及び現在噴気活動が認められる火山」を活火山の定義としている。県内では「蔵王山」「栗駒山」「鳴子」の３火山が活火山として定義されている。

火山噴火予知連絡会は、平成 21 年 6 月に「火山防災のために監視・観測体制の充実が必要な火山」として県内では、栗駒山、蔵王山を選定している。

本市は、これらの活火山からは 50km 以上離れているものの、噴火による降灰による被害は広範囲に及ぶことから留意する。

（図３－８　活火山と市の相対位置図参照）

６　人為的な原因による災害

（１）大規模火災

大規模火災は、これまでにもしばしば発生しているが、強風、乾燥といった気象条件の時に発生した火災は、大火につながりやすい。特にフェーン現象が起きたときは注意が必要である。

（２）危険物事故

危険物施設について、阪神淡路大震災や東日本大震災における、石油ガス施設等の火災、炎上の例がある。

図３－７　土砂災害危険個所図

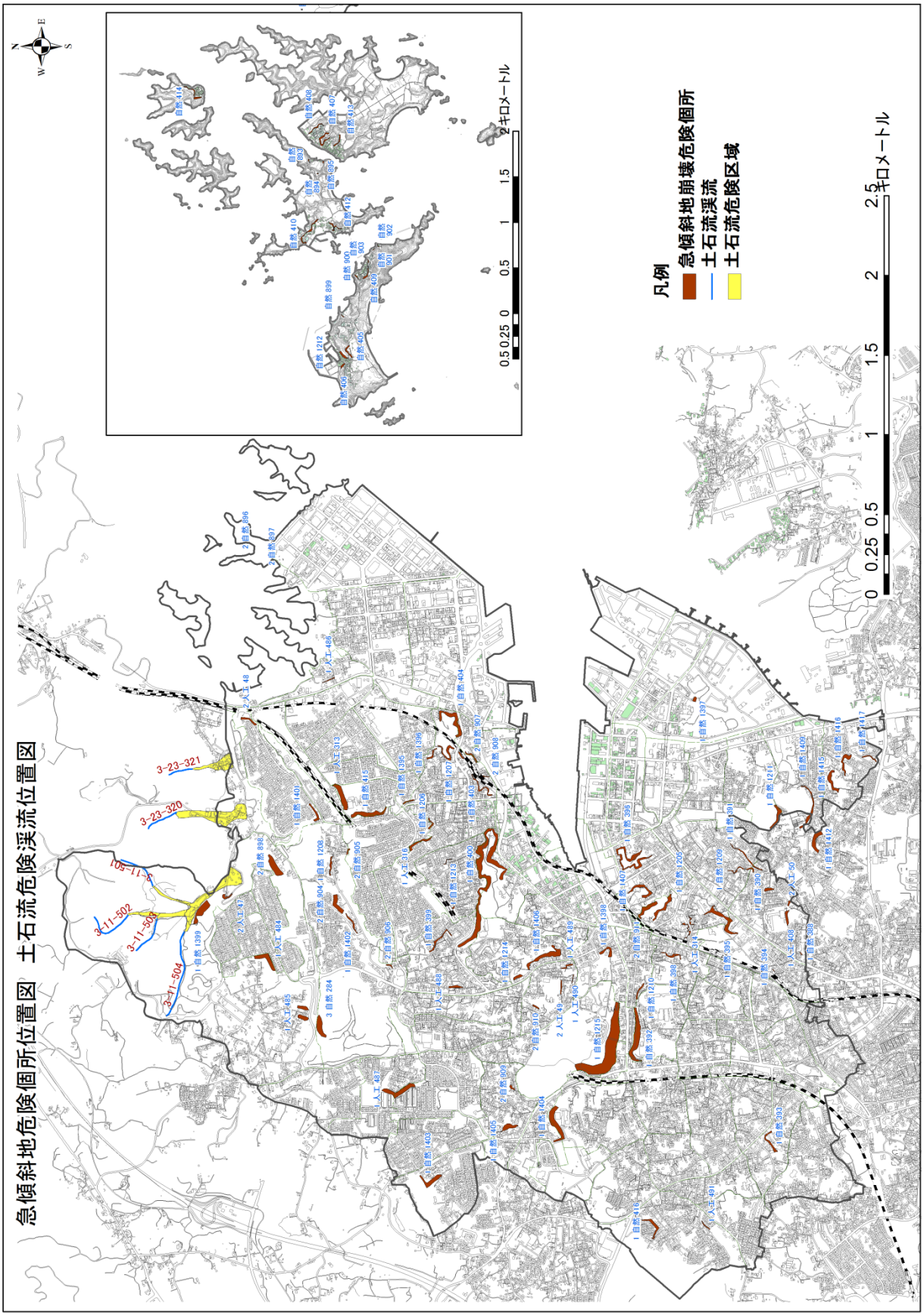

図３－８　土砂災害警戒区域等位置図

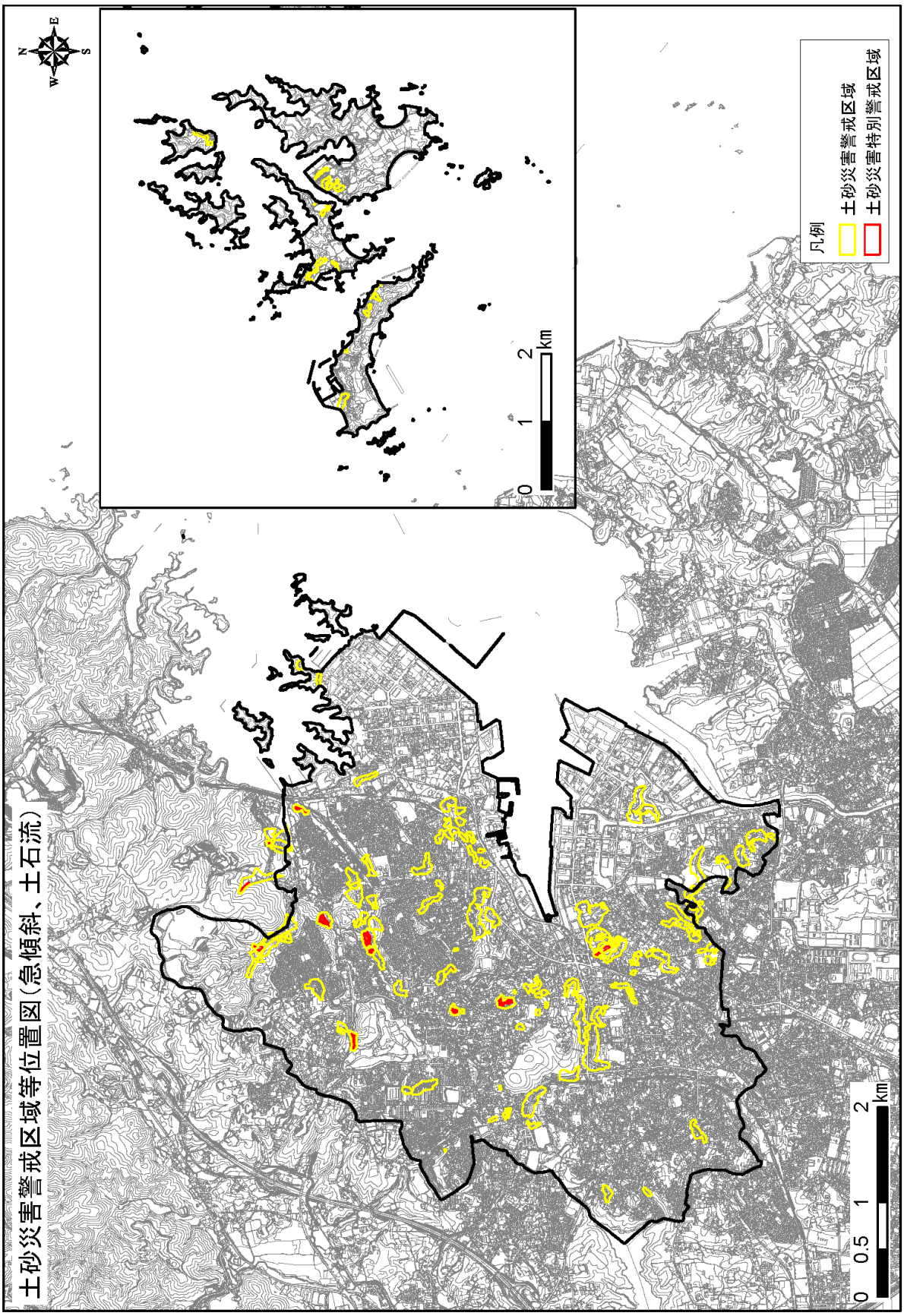

図３－９　活火山と市の相対位置図

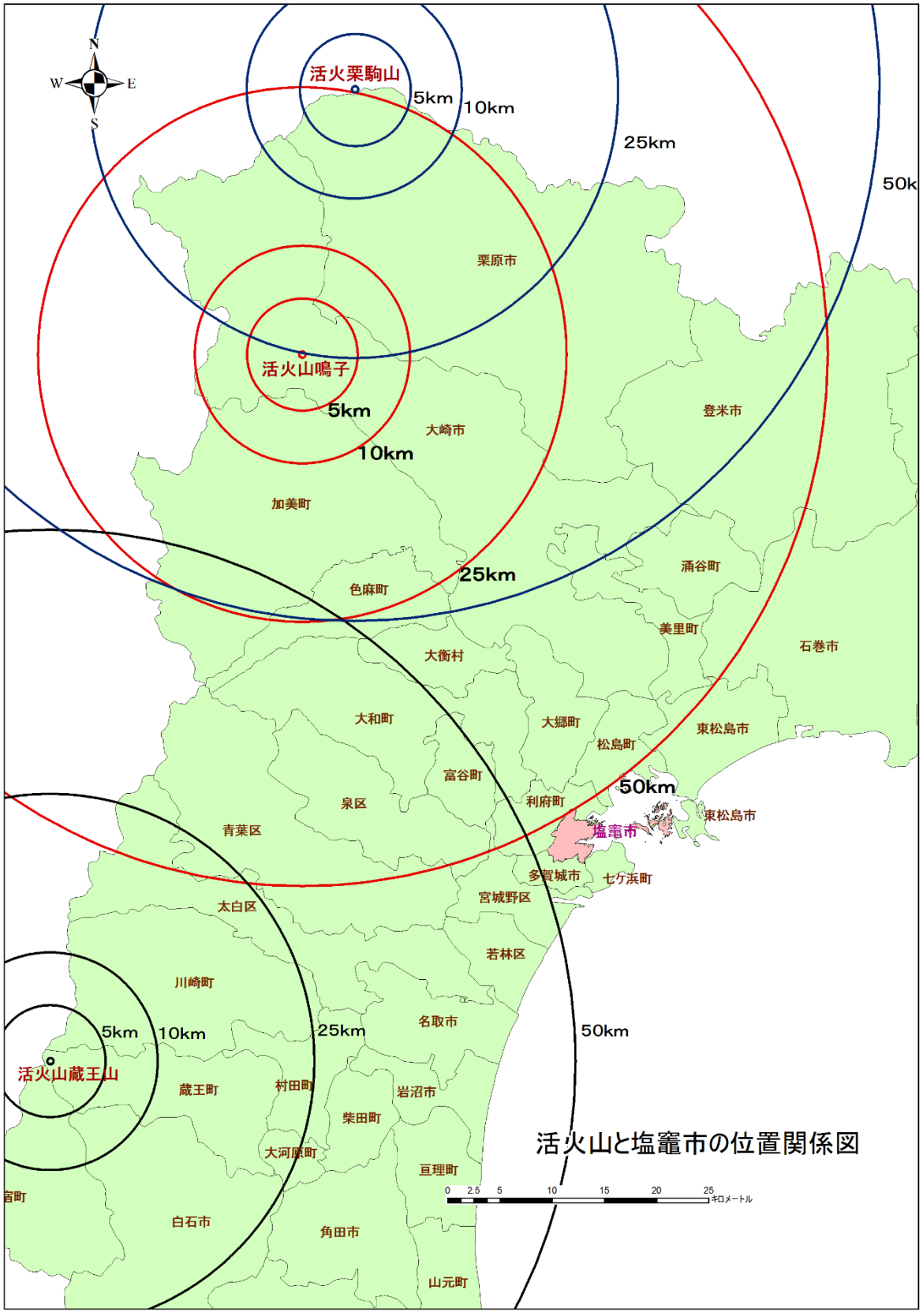

第２　災害の想定

一般災害は、その発生原因により２種類に大別される。

１つは異常な自然現象を原因とする、暴風雨、洪水、豪雪、噴火、地震、冷害、干害、霜害、旋風、地すべり、山崩れ、崖崩れ、土地隆起、地盤沈下とされている。

２つには人為的な原因により生ずるもので、大規模な火災、爆発、旅客列車の衝突転覆、航空機の墜落、極端な雑踏、放射性物質の大量放出とされている。

本市では、台風による風水害や、近年の異常気象による豪雨等による浸水害、高潮災害、土砂災害等が発生している。

仙台管区気象台による今後の気象予想では、宮城県は大雨日数が増加しており、また、強い勢力の熱帯低気圧は現在よりも増加することがあげられていることから、市の自然条件及び社会条件等の地域特性並びに既往災害から明らかとなった被害特性をふまえた上で、風水害等による被害の態様を想定する。

１　台風等による浸水害

塩竈市に係る洪水予報指定河川および水位周知河川は無いが、台風や集中豪雨等により、市街地の排水不良による浸水が度々発生している。

これは、都市化の進展に伴い、山林及び農地等の自然的土地利用が、住宅等の都市的土地利用に転換されたため、保水機能の低下及び流下速度の上昇により新たな危険が生じており、浸水害に関しては、既往浸水区域の箇所を想定する。

また、これらにより、交通の遮断及び感染症のまん延等、二次的被害についても留意する。

２　高潮による浸水害

本市は、平成 18 年 10 月の災害をはじめ、度々高潮による浸水害を被っている。さらに、平成 23 年 3 月に発生した東北地方太平洋沖地震による地盤沈下も相まって、高潮災害の危険性は高まっている。これらから、高潮災害に関しては、平成 18 年 10 月の既往高潮浸水区域を想定する。

３　土砂災害

（１）がけ崩れ

がけ崩れは、原則として県土木部及び県水産林政部により指定・公表されている「急傾斜地崩壊危険区域・箇所」及び「山腹崩壊危険地区」を想定する。

（２）土石流

土石流災害は、原則として県土木部により指定・公表されている「土石流危険渓流」を想定する。

４　風害（竜巻災害）

本市では竜巻による災害は台風や大雨、落雷等に比べて発生の頻度が低いが、竜巻災害の特性を考慮した災害対策について留意する。

５　火災

火災に関しては、建物密集区域をはじめ、建家や木造住宅の密集地等を危険性のより高い区域として想定する。

６　火山噴火災害

噴火に伴って発生し、市民の生命に危険を及ぼす火山現象（市域に及ぶ噴火降灰の到達等の火山現象）の発生やその拡大に留意する。

第２章　災害予防対策

第１節　風水害等に強いまちづくり

目　的

１　風水害に強いまちづくり

風水害に強いまちの形成を図るため、必要な対策に関する計画を定める。

２　水害予防対策

水害を予防するために必要な事業の推進又は施設の整備、その他の対策に関する計画を定める。

３　高潮、波浪等災害予防対策

高潮、波浪等の災害を予防するために必要な事業の推進又は施設の整備、その他の対策に関する計画を定める。

４　土砂災害予防対策

市及び防災関係機関は、大規模な災害に伴う土砂災害を未然に防止し、被害の軽減を図るため危険箇所の実態を調査し、土砂災害警戒区域等における災害防止策を講じるとともに、市民及び事業者に対して災害の防止について、啓発及び指導を行う。

５　竜巻災害予防対策

市は、昨今の異常気象の頻発を勘案して、竜巻発生に留意する。

６　地盤沈下災害予防対策

地盤沈下は、主に地下水の過剰な採取によって地下水位が低下し、粘土層が収縮することによって生じる現象であり、いったん沈下した地盤は元には戻らず、建築物の損壊や洪水時の浸水被害の増大等をもたらすため、主原因である地下水採取の規制、代替水源への転換指導を行う。

７　暴風雪・豪雪予防対策

暴風雪・豪雪発生時における道路交通障害等の雪害を未然に防ぐために、各種施設の整備を図るとともに除雪等の円滑な実施を図り、積雪期の被害の軽減を図る。

８　農林水産業災害予防対策

大規模な災害により、農業及び水産業の施設等への災害を最小限に食い止めるため、市は、県及び関係機関と相互に連携を保ちながら、的確な対応を行う。

９　火山災害予防対策

火山の爆発その他火山現象による災害が発生し又は発生するおそれのある場合において、市及び各防災関係機関は連携を図り、災害予防対策の諸施策に留意する。

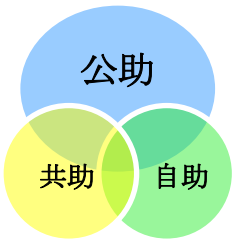

■　塩竈市及び防災機関の役割　■

第１　風水害に強いまちづくり

１　風水害に強いまちの形成

（１）市は、雨水出水、高潮、土砂災害等による浸水実績、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等を

公表し、安全な国土利用や耐水性建築方式の誘導、風水害時の避難体制の整備を行う。

（２）市は、治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討する。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努め、これらの評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努める。

また、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努めるとともに、市民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの提供に努める。

２　災害危険区域の指定等

（１）市は、豪雨、高潮、土砂災害等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため、災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずる。

なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、地方公共団体が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討する。

（２）市は、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付ける。

３　予測、観測の充実・強化等

市は、雨量、水蒸気、水位等の観測体制、施設の充実・強化等を図る。

４　生活防災緊急対策

市は、高齢者等に経済的・身体的に特に大きな負担を与える慢性的な床上浸水被害を解消するための床上浸水対策や、指定緊急避難場所、避難路等の防災施設及び病院、老人ホーム等の要配慮者に関連した施設に対する土砂災害対策を重点的に実施する等、生活防災緊急対策を推進する。

第２　水害予防対策

１　現 況

本市は市域が狭いことから狭隘な土地の有効な活用として山地丘陵地の宅地化が行われ、開発地発生土砂による海岸の埋め立てもあって、現在では市街地の 60％が埋立地で形成されている。

都市下水路等は、新町川と宮町川の二つで、新町川は延長 2,333m、宮町川は 340m、その他、伊保石沢川、越の浦川（仮称）、砂押川左支川等の小河川が流れる。

新町川は都市下水路として整備された。しかし、降雨による増水と満潮時が重なり合う場合には、海水の逆流により、新町川沿いの本町、海岸通り及び宮町地区一帯が浸水する危険度が高い。現在は、公共下水道事業にて大部分が暗渠となっている。

また、丘陵地等の自然地の宅地開発に伴い、本来自然が持っていた雨水の保水、遊水機能が低下してきているとともに、低地では東北地方太平洋沖地震も相まって地盤沈下が進行し、埋立地区の排水不良を引き起こしている。さらに、台風及び近年の異常気象による豪雨等による降雨量の増大と同時に潮の干満に大きく左右される浸水被害が多く発生している。

特に平成 23 年の台風第 15 号による浸水被害（高潮等）や、平成 18 年 9 月低気圧による異常高潮などにより、浸水被害が発生している。

２　水害に強い町づくり事業施行

市は、水害に強い町づくりを推進するため、治山、治水対策等の事業による災害予防対策を実施する場合は、環境や景観へも配慮する。

（１）水害予防対策

①　雨水流出抑制事業

本市は都市化の進展に伴って、雨水の保水・遊水機能等が低下してきていることに伴い、雨水の流下速度が上昇し、下流低地帯に短時間で雨水が集中し、水害が発生している。こうした状況に対応するため、道路、側溝等を含む雨水排除施設の検討、公共用地、民間用地を活用した雨水流出抑制事業等を計画的に推進する。水害対策の施策としては次の事業を進める。

ア　保水・遊水機能の保護

イ　流出抑制施設の整備

ａ　オフサイト貯留施設の整備

ｂ　オンサイト貯留施設の整備

ｃ　浸透施設の整備

ｄ　水路、側溝の整備

ｅ　雨水管渠、ポンプ場の整備

ｆ　既存施設の機能増強

②　管理施設の維持管理の強化

雨水幹線、ポンプ場、水路、側溝等の雨水排除施設及び貯留施設等の流出抑制施設の維持管理を効果的、効率的に実施し、雨水排除等の機能の確保を図ることにより水害等の防止に努める。

③　耐水都市づくりの推進（被害の軽減対策）

都市計画事業など、線的、面的な土地利用対策によって被害の軽減対策を実施する。併せて宅地への浸水被害を解消するため、土地利用の指導を充実するとともに常襲浸水地域の建築指導指針を策定し、建築の指導、誘導によって、より効果的な耐水都市づくりを推進し被害の予防、軽減を図る。

④　雨水貯留対策の強化として、以下の対策を推進する。

ア　都市部の緑地を保全し、貯留浸透機能を有するグリーンインフラとして活用する。

イ　民間の雨水貯留浸透施設の整備を支援する。

ウ　地区計画等による雨水貯留浸透施設の整備を推進する。

⑤　防災まちづくりとの連携

ア　水災害等の発生時における市民等の避難・滞在の拠点となる施設について、都市施設として整備を推進する。

３　雨水出水浸水想定区域の指定

（１）市は、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水を防止することにより被害の軽減を図るため、「水防法」（昭和 24 年法律第 193 号）第 14 条の 2 に基づき、以下の排水施設について、想定最大規模の降雨により当該雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定する。

①　市が管理する公共下水道等の排水施設で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるとして指定した排水施設

②　浸水被害対策区域内に存する排水施設

③　排水施設の周辺地域に住宅、要配慮者利用施設、避難施設、避難路等が存し、かつ、市長が

周辺地域における雨量、排水施設の水位情報のほか、気象庁が発表する雨量や雨水出水に関する情報を入手することができる施設

（２）市は、雨水出水浸水想定区域を指定した場合には、区域ごとに水位等の情報や気象庁が発表する雨量や雨水出水に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路等に関する事項、避難訓練の実施に関する事項、その他雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項及び雨水出水浸水想定区域内の要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について市民等に周知するため、ハザードマップ等の配布やその他必要な措置を講じる。

（３）市は、作成したハザードマップ等について、市民だけでなく通勤者や旅行者等、一時的に地域に滞在する者も被災するおそれがあることから、インターネット、印刷物の配布や回覧及び掲示板の活用等、適切な方法により広く周知を図る。

（４）市は、市民等が地域の水害リスクを日頃から身近に実感できるよう、生活空間である「まちなか」に浸水深や避難場所等を案内する標示板等を設置に努める。

４　気象、水位等の観測

災害時はもとより、常時、河川及び海岸の状況を把握し、緊急時に備えるため、必要な箇所に雨量、水位、流量、風、潮位、波浪の観測施設を設置して観測を行う。

また、観測機関相互の情報交換、連携に努める。

５　水防応急資機材の整備・充実

市は、水防活動を円滑化するため、必要な水防応急資機材の整備・充実を図る。

６　防災調整池の設置等

市は、防災調整池の設置、透水性舗装の実施、雨水貯留・浸透施設の設置、盛土の抑制等を地域の特性を踏まえつつ必要に応じて実施することにより、流域の保水・遊水機能が確保されるよう措置する。

また、総合的な治水対策の一環として、市及び県が独自に定める防災調整池設置要綱の整備を積極的に推進する。

項目	市町村名	制定	施行	概要
防災調整池設置要綱	塩竈市	平成5年	平成6年4月1日	0.1ha以上420㎥/ha

７　水害予防対策

市は、洪水予報河川や水位周知河川に指定されていない中小河川について、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報（河川が氾濫した場合に浸水が予想されるエリア・水深等の危険情報）として市民へ周知する。

第３　高潮、波浪等災害予防対策

１　現 況

本市の地形は、丘陵地帯が海岸線に迫る狭隘な地域を中心に、市街地は海を埋め立てて形成され、また塩釜港は前面が広く、港奥部が狭い扇形になっているため、津波、高潮、大雨等の浸水災害に極めて弱い地域になっている。

また、離島である浦戸地区においては、台風や異常気象低気圧等による高潮、波浪等の浸水害の危険に常にさらされている。

２　海岸保全事業の施行

海岸保全事業の施行は、第１編地震災害対策編 第２章 第４節 「海岸保全施設等の整備」の定めに準ずるほか、市は関係機関と連携して、高潮災害のおそれのある区域について、必要に応じて

沿岸地域の自然特性、社会経済特性等の現状を把握するための基礎調査を行い、高潮による浸水が想定される区域を明らかにし、施設整備、警戒避難体制等が適切に連携した高潮防災対策を推進する。

また、港湾における高潮・高波・暴風リスクを低減するため、タイムラインの考え方を取り入れた防災・減災対策を推進する。

（１）海岸保全事業の施行

市は、高潮発生の際に、被害の拡大を防ぎ、防災機能を高めるために、面的防護方式のような複数の施設を有機的に連携させる方式など、地形的条件等を考慮しつつ、国、県等と連携して海岸保全施設の整備を推進する。

①　港湾海岸保全

港湾区域に係る港湾施設整備及び海岸保全施設整備事業を実施する。

また、近年の高波災害を踏まえ、耐波性能の照査や既存施設の補強を推進する。

②　漁港海岸保全

海岸保全基本計画に基づき、漁港区域内の海岸保全施設を整備するため、海岸保全事業を施行する。

（２）防潮林、飛砂防備林の造成

波浪、高潮、飛砂の被害を防止するため、防潮護岸工及び防潮林、飛砂防備林の回復に向けた造成事業を施行する。

３　海岸保全区域の指定

市は、高潮、波浪等から海岸を防護するため、または海岸保全施設を防護するため必要があるときは、防護すべき海岸区域を海岸保全区域として指定し、土石の採取、掘削その他の行為を制限又は禁止する等の措置を講じ、海岸の維持管理の万全を期すよう、関係機関に積極的な働きかけを行う。

４　高潮浸水想定区域の指定

（１）知事は、高潮発生時の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水を防止することにより被害の軽減を図るため、水防法第 14 条の３に基づき、以下について、想定最大規模の高潮により氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定する。

①　県の区域内に存する海岸で、高潮により相当な損害を生じるおそれがあるものとして知事が指定したもの

②　①以外の海岸で周辺地域に住宅・要配慮者利用施設・避難施設・避難路等が存し、かつ、市長が周辺地域における高潮の発生のおそれに関する気象の状況、その他の情報を入手することができるもの

（２）市は、市内に高潮浸水想定区域の指定を受けた場合には、区域ごとに水位等の情報及び気象庁が発表する雨量や高潮に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路等に関する事項、避難訓練の実施に関する事項、その他高潮発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項及び高潮浸水想定区域内の要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について市民等に周知するため、ハザードマップ等の配布やその他必要な措置を講じる。

（３）市は、作成したハザードマップ等について、市民だけでなく通勤者や旅行者等、一時的に地域に滞在する者も被災するおそれがあることから、インターネット、印刷物の配布や回覧及び掲示板の活用等、適切な方法により、広く周知を図る。

５　高潮・波浪等監視体制の整備

高潮・波浪等監視体制の整備は、第２編津波災害対策編 第２章 第１５節「津波監視体制、伝達

体制の整備」の定めに準ずる。

６　応急資機材の整備等

市は、高潮、波浪等の災害応急活動を円滑化するため、必要な資機材を整備する。

第４　土砂災害予防対策

１　現 況

本市には、急傾斜地崩壊危険箇所 89 箇所、土石流危険渓流 4 箇所があり、このほかにも崩壊するおそれのある崖等が多く存在する。（宮城県知事指定の土砂災害危険箇所については、宮城県砂防総合情報システムＭＩＤＳＫＩを活用。）

なお、危険箇所の概要は下記のとおりであり、土砂災害危険箇所は資料編に示す。

＜土砂災害危険箇所の概要＞

種　　類	区分	内　　容
急傾斜地崩壊危険箇所	国土交通省	傾斜度 30 度以上、高さ 5m 以上の急傾斜地で被害想定区域内に人家が 5 戸以上（5 戸未満でも極めて危険な箇所、官公署、学校、病院、駅、旅館等のある場合を含む）ある箇所
土石流危険渓流	国土交通省	土石流の発生の危険性があり、人家 5 戸以上（5 戸未満でも極めて危険な箇所、官公署、学校、病院、駅、旅館等のある場合を含む）ある箇所に被害が生じるおそれがある渓流
山腹崩壊危険地区	農林水産省	地形（傾斜、土層深）、地質、林況等からみて、山腹崩壊により人家、公共施設に被害を与えるおそれがある地区

風水害編資料１－１　急傾斜地崩壊危険箇所一覧表

風水害編資料１－２　土石流危険渓流一覧表

風水害編資料１－３　山腹崩壊危険地区一覧表

風水害編資料１－４　土砂災害危険個所位置図（急傾斜、土石流）

２　土砂災害防止対策の推進

土砂災害防止にあたっては、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成 12 年法律第 57 号　以下、「土砂災害防止法」という。）に基づき、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域における警戒避難体制の整備を推進し、市及び市民等は、県が事業主体として実施するこれらの指定や防止工事の実施に協力する。

また、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害対策を推進する。特に、土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川において、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施するとともに、土砂・洪水氾濫による被害の危険性が高い河川において、砂防堰堤、遊砂地等の整備を推進する。

（１）土砂災害危険箇所の調査把握

市は、県と連携し、土砂災害危険箇所及び土砂災害を被るおそれのある箇所の崩壊による災害を未然に防止し、その被害の軽減を図るため被害の発生するおそれのある地域を把握する。

風水害編資料１－５　土砂災害警戒区域等一覧表

風水害編資料１－６　土砂災害警戒区域等位置図（急傾斜、土石流）

（２）土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は、土砂災害防止法第７条第１項及び第９条第１項の規定に基づき、知事が指定する。

①　土砂災害警戒区域

土砂災害のおそれのある区域で、土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域

②　土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、市民等に著しい危害が生じるおそれがある区域

急傾斜地

土砂災害警戒区域、特別警戒区域

土石流

土砂災害警戒区域、特別警戒区域

資料：土砂災害防止法パンフレット（国土交通省）

③　市の責務

市は、土砂災害警戒区域等の指定があったときは、市地域防災計画に、当該警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報・警報及び土砂災害警戒情報の伝達、避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制について定める。

ア　土砂災害警戒区域の警戒避難体制の整備

a　土砂災害防止法による土砂災害警戒区域の指定があった場合、市は、土砂災害防止法第８条に基づき、土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制の整備を図る。

b　市は指定される土砂災害警戒区域等における市民の安全確保対策のため、宮城県土砂災害警戒情報及び補足情報、土石流の前兆現象等に基づき、必要と認める地域の市民に対し、高齢者等避難、避難指示等の防災対策が適時適切に行えるようにするとともに、安全な避難所を明示する。

c　土砂災害警戒区域毎に情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項を定めるとともに市民に周知する。さらに、土砂災害警戒区域内に主として要配慮者が利用する施設がある場合は、土砂災害に関する情報等の伝達方法を確立し、円滑な警戒避難が行えるようにする。

イ　土砂災害ハザードマップの作成

市は、土砂災害ハザードマップを警戒区域毎に作成し、区域内の各戸へ配布することにより、市民への周知徹底を継続的に図る。

なお、土砂災害ハザードマップには、土砂災害警戒区域図等を基に、土砂災害に関する情

報及び避難情報等の伝達方法、避難所・避難経路、要配慮者利用施設、防災関係機関及び緊急連絡先等を記載する。

ウ　市民への情報伝達方法

土砂災害に関する情報や避難情報は、市防災行政無線、広報車、電話、ＦＡＸ、テレビ、ラジオ、Ｌアラート（災害情報共有システム）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、衛星携帯電話、データ放送、ＳＮＳ等のソーシャルメディア及び各種ボランティアの協力等により、警戒区域内の市民に対し確実に伝達する。

エ　要配慮者利用施設への情報伝達体制

土砂災害警戒区域内に、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を必要とする要配慮者が利用する施設がある場合は、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、電話等による土砂災害に関する情報の伝達体制を整備する。要配慮者利用施設の範囲は以下のとおり。

要配慮者利用施設の範囲	a　老人福祉施設、児童福祉施設、障がい者施設等の社会福祉施設 b　診療所の医療施設（有床に限る。） c　幼稚園、保育所

オ　市は、県が実施する土砂災害から市民の生命、身体を守るため、土砂災害特別警戒区域において一定の開発行為の制限、建築物の構造の制限に関する所要の措置等に協力する。

（３）土砂災害防止のための啓発活動

①　土石流、がけ崩れ等の土砂災害は突発的に発生することから、警戒避難体制を整えるには、先ず市民の土砂災害に対する認識と理解が必要になる。

このため市は、土砂災害警戒区域、土砂災害警戒区域に相当する区域、土砂災害危険箇所を地域防災計画に掲載するとともに、市民と対話をしながらのハザードマップの作成、広報紙、パンフレットの配布、講習会の実施、専門家による現地での研修会の実施、さらには現地への標識の設置等により周辺の市民に対し周知徹底を図り、円滑な警戒避難が行われるよう努める。

②　市は、市民に対し防災行動計画作成のため支援や研修を行う。

③　市は、地域コミュニティ活動に併せて実施する等、できるだけ多くの市民が参加できる防災訓練の展開に務める。

④　土砂災害防止月間及びがけ崩れ防災週間

毎年６月は土砂災害防止月間になっており、その中でも６月１日～7 日は、がけ崩れ防災週間となっている。市は特にこの期間に県と連携して市民に対し次のような広報活動を実施する。

ア　ポスター等の配布・土砂災害に関する説明会

イ　危険箇所のパトロールの実施、市民に対してのチラシ等の配布

ウ　広報車による巡回広報活動

エ　土砂災害に関する小中学生の絵画・ポスター・作文の優秀作品の一般公開

オ　次世代の地域防災の担い手となる小・中学生等を対象に、ハザードマップ等を活用した実践的な防災教育、啓発を目的とした講習会・現場見学会等の取り組みへの支援

（４）市長の処置

市長は、土砂災害の警戒避難体制に関して予め下記事項を定めておく。

①　市防災計画において定める事項

ア　雨量情報、土砂災害警戒情報、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）、市民からの前兆現象や近隣の土砂災害発生情報等の土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発表及び伝達に関する事項

イ　避難施設その他の避難場所及び避難路、その他の避難経路に関する事項

ウ　土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

エ　警戒区域内に社会福祉施設、学校、医療施設等の要配慮者が利用する施設が存在し、土砂災害時に円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある場合は、これらの施設の名称、所在地並びに当該施設の利用者に対する土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法

オ　救助に関する事項

カ　上記に掲げたもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

②　避難情報の発令基準

③　土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域及び土砂災害危険箇所

④　避難情報の発令対象区域

⑤　上記①イのほか、土砂災害に対して安全な指定緊急避難場所の開放及び指定避難所の開設・運営体制、開設状況の伝達方法

⑥　上記①エのほか、土砂災害時の要配慮者関連施設の名称、所在地及び土砂災害に関する情報、気象情報や避難指示の情報の伝達方法、在宅の要配慮者に対する情報の伝達体制、要配慮者情報の共有方法

⑦　土砂災害に係る防災意識の向上方法

（５）土地利用の適正化

市は県と連携して、土砂災害防止に配慮した土地利用の適正化を図るため、各種法規制の徹底及び開発事業者等に対する啓発・指導の徹底に努めるとともに、既存住宅等の移転等の対策を促進する。

なお、土砂災害により特に大きな被害が生ずる可能性がある箇所で、住居の建築の禁止等を行う必要のある区域においては、建築基準法に基づく災害危険区域の活用等を図るものとし、当該区域が指定されている場合には、県は、関係部局と連携し、その周知を図る。

３　急傾斜地崩壊防止施設

（１）急傾斜地崩壊防止施設の整備

①　急傾斜地崩壊危険箇所の把握

市は、がけ崩れの発生する危険性が高い場所の実態を把握し、対策を要望する。

なお、地震や豪雨後には、必要に応じて既設砂防施設について点検を実施する。

②　急傾斜地崩壊危険区域の指定等

「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和 44 年法律第 57 号）に基づき、住家密集地域における危険度の高い急傾斜地について、災害の未然防止を図るため、指定の促進を県に要望する。

③　警戒避難体制の整備

市は、がけ崩れの発生するおそれがある場合、又は発生の危険が切迫している場合に、迅速かつ適切に避難情報が伝達できるよう、警戒避難体制の整備を図る。

また、安全な避難実施に万全を期するため、急傾斜地崩壊危険箇所、指定避難所及び避難場所及び避難経路等について、防災マップ等により周知を図る。

（２）急傾斜地崩壊危険箇所等の市民への周知

市は県と連携して、急傾斜地崩壊危険箇所等に対する警戒避難体制の整備に資するため、急傾斜地崩壊危険箇所等図として市民の閲覧に供するとともに、宮城県のホームページ等を通じ、市民への周知に努める。

また、急傾斜地危険箇所等の周知のため、看板等の設置を推進する。

４　砂防設備

（１）砂防施設の整備

①　土石流危険渓流の把握

市は、県と連携して土石流危険渓流の所在を把握するとともに、その被害を防止するための対策を県に要望する。

②　防災パトロールの強化

特に危険性が高い土石流危険渓流を中心に、随時パトロールを実施する。豪雨後には、必要に応じて既設砂防施設について点検を実施する。

③　警戒避難体制の整備

土石流危険渓流については、発生の時期及び規模等が確実に判断できないため、市は、防災マップ等により周知を図るとともに、人的被害防止に重点を置き、市民を安全な場所に避難させるための体制を整備する。

（２）土石流危険渓流の市民への周知

市は県と連携して、土石流危険渓流に対する警戒避難体制の整備に資するため、土石流危険渓流箇所等図として市民の閲覧に供するとともに、宮城県のホームページ等を通じ、市民への周知に努める。

また、土石流危険渓流等の周知のため、看板等の設置を推進する。

５　治山施設

（１）治山施設の整備

地震や豪雨に伴う山崩れ等による被害を防止するため、治山施設の整備を推進する。

崩壊土砂の流出、山腹崩壊及び地すべりによる被害を未然に防止するため、県と連携し、山地災害危険地区等における治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施や地域の避難体制との連携による減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害の発生防止に努める。

また、発生の危険性が高い場所を中心として、定期的に治山施設等の点検を行うとともに、防災マップ等により危険場所、避難場所及び避難経路等についての周知に努める。

６　宅地造成規制

（１）宅地造成工事規制区域の指定

災害が生じるおそれのある地域については、現況調査や、必要と認めるときは「宅地造成等規制法」（昭和 36 年法律第 191 号）の規定に基づく宅地造成工事規制区域の指定を推進する。

（２）宅地造成工事に対する規制

今後行われる宅地造成工事に対しては、宅地造成等規制法に定める技術的基準の順守を図るとともに、適正な宅地造成工事の指導育成及び宅地造成工事に伴う宅地の保全のため、パトロール等を実施する。

７　盛土による災害防止

市及び県、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行う。

また、当該盛土の対策が完了するまでの間に、市防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが

必要になった場合には、県に適切な助言や支援を要請する。

第５　竜巻災害予防対策

１　現 況

本市では竜巻発生の記録は無いが、昨今の異常気象の頻発を勘案して本市でも竜巻発生を留意する必要がある。

２　竜巻発生に関する予測・観測体制

（１）竜巻発生の特徴

①　発生のタイミングが突発的である。

②　被災直後の被災者がその被災原因を竜巻と認知することが困難である。

③　被害が局所的であることから、被災地の外で災害を覚知することが困難である。

④　竜巻災害で、「『どこで』、『どのタイミングで』身を守るのか」について基本的な知識が普及していない。

（２）竜巻に関する気象情報観測体制

竜巻などの激しい突風に関する現行の気象情報として、発生の可能性に応じて次のとおり段階的に気象庁が発表している。

市は、これらの情報の収集・伝達体制の整備を図る。

①　気象に関する情報

低気圧の発達などにより災害に結びつく気象現象が予想される場合、半日～1 日程度前に発表され、特に「竜巻などの激しい突風のおそれ」と明記して注意喚起される。

②　雷注意報

積乱雲に伴う落雷、ひょう、急な強い雨、突風等の激しい現象の発生により被害が予想される数時間前に発表され、特に「竜巻」と明記して特段の注意喚起がなされる。

③　竜巻注意情報

今まさに竜巻などの激しい突風が発生しやすい気象状況になったと判断された段階で、県全域を対象として発表される。

④　竜巻発生確度ナウキャスト

竜巻などの激しい突風が発生しやすい気象状況になった地域について、その発生確度が２段階表示の 10㎞ 四方格子単位の分布図で発表される。

第６　地盤沈下災害予防対策

１　現 況

本市の海浜埋立地や低地沢部は、概ね未固結層を主とした地層で形成されている。特に市内新浜町地区は浚渫による埋立と盛土、切取土によって造成され埋立地で、もとは海面であった。この地域に水産加工団地を形成し現在に至っているが、年々地盤沈下が進行していることが確認されており、今後も地盤沈下による建造物、地下埋設物等への影響が心配される。

２　条例による地下水採取規制

昭和 58 年 9 月に塩竈市の一部は「宮城県公害防止条例」（昭和 46 年 3 月 18 日条例第 12 号）を施行し、規制を行っている。規制内容は、地下水を採取しようとする者は新設・既設を問わず、建設工事による者を含めて届出が必要になる。

揚水設備は構造等基準が設けられ、吐出口の断面積 19ｃ㎡以上の揚水設備を持つ地下水採取者には、採取量の報告を義務づけている。

さらに、地盤沈下の進行状況等に応じて、必要なときは地下水の採取量の削減又は水源の転換を勧告できるとしている。

３　地盤沈下地域における防災事業の促進

（１）地盤沈下地域である新浜町地区一帯について、大雨等による冠水被害を防止するため、地盤強化改修対策事業、また地域内建造物、地下埋設物等の補強事業等、それぞれの関係機関による計画的事業推進を図る。

（２）地盤沈下地域内における軟弱地層等について、関係者の理解を深め、恒久的対策を樹立するよう指導の強化を図る。

４　地盤沈下に関する調査研究

地盤沈下の原因の究明及び地盤沈下防止技術の開発調査研究について関係機関と協議の上、継続的推進を図る。

第７　暴風雪・豪雪予防対策

１　現 況

当市は比較的積雪が少なく、雪害件数も少ない状況にあるが、仙台(仙台管区気象台)における風の観測では、日最大風速の極値は 24.0m/s(1997 年 3 月 11 日、統計期間 1926 年 10 月～2022 年 2 月)、最大瞬間風速の極値は 41.2m/s(1997 年 3 月 11 日、統計期間 1937 年 1 月～2022 年 2 月)で、年間最多風向の平年値は北北西(統計期間 1991 年～2020 年)、日最大風速が 10m/s 以上の年間日数の平年値は 51.9 日(統計期間 1991 年～2020 年)となっている。

２　暴風雪・豪雪対策

（１）市は、雪害時における道路交通の確保を図るために、必要により降積雪、気温等の気象状況を収集し、必要な除雪資機材の整備を図るとともに、これを所要地に配置し、除雪活動を円滑に実施する。

（２）暴風雪・豪雪発生時に、速やかな災害対策が行えるよう県及び防災関連機関と平時から連携体制を確認し、必要に応じて予防的な情報提供や災害警戒活動、通行規制や除雪作業を実施する。

（３）暴風雪・豪雪発生時に消防水利の確保に支障がないよう、消火栓、防火水槽等、必要な箇所の除雪を実施する。

（４）冬期間の交通麻痺を解消するため、交通量の多い急勾配箇所においては、すべり止め舗装等の整備を実施する。

（５）路面凍結や積雪状況をリアルタイムで確認できるよう、デジタル技術を活用したシステムを構築し、瞬時に交通事故防止対策がとれる体制を検討する。

（６）過去の車両の立ち往生や各地域の降雪等の特性を踏まえ、立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所の対策に努める。また、大規模な滞留に対応するための資機材を地域の状況に応じて準備するとともに、関係機関と連携し、大雪時の道路交通を確保するための合同訓練の実施に努める。

（７）車両の滞留状況や開放の見通し等に関する道路管理者が有する情報等から、積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、関係機関と相互に連携の上、支援体制を構築し、滞留車両の乗員に対して救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うよう努める。

（８）市、県及び国は、市民からなる地域コミュニティによる除雪を促進するとともに、ボランティア等地域外からも雪処理の担い手を確保する等の方策を講じる。また、雪下ろし中の転落事故や屋根雪の落下等による人身事故の防止を図るよう、除雪作業の危険性と対応策を市民に示し、

注意喚起に努める。

（９）市民が安全な除雪作業を行えるよう、技術指導や講習会を行うとともに、事故の防止に役立つ道具や装備品、これらの安全な使用方法等の普及の促進を図る。さらに、気温が上がって雪が緩みやすくなった時など、事故が起こりやすいタイミングに合わせて、安全対策の実施について注意喚起を図る。

（10）市は、道路や屋根雪等の除排雪中の事故の発生を防止する等のための克雪に関する技術の開発及び普及を図るよう適切な配慮をする。

第８　農林水産業災害予防対策

１　現 況

本市の農業及び水産業は、風水害、冷害、干害等による被害を絶えず受けているが、その中でも浅海漁業の海上施設は、波浪による破損が多く、特に台風時期等には常に甚大な被害を被っている。

２　防災措置等

市及び県は、次のとおり農業及び水産業の施設の災害予防対策を推進する。

（１）農業関係

①　農業気象対策の推進

風水害等自然災害に対し、県、気象台、関係団体による密接な連携のもとに、農業気象観測の強化に努めるとともに、的確に気象条件を把握し、農業者に対し周知徹底を図り、未然に災害を防止する。

②　病害虫防除対策

市は、県及び農業団体と協力し、防除体制を整備し、これに対処する。

③　防災営農技術等の普及

市は、県及び関係団体と協力し、それぞれの災害に対応する技術指導を徹底し、災害の未然防止に努める。

（２）水産関係

①　水産気象対策の推進

台風、赤潮の発生等の自然災害に対し、関係団体との密接な連携のもとに、海洋気象観測の整備強化に努める。

②　水産施設に対する防災対策

各漁港施設等の管理者に対し、気象情報を伝達するとともに、各施設の管理体制の確立強化を図る。

③　養殖施設等に対する対策

浅海養殖施設等の撤去及び移動については、技術的に極めて困難な面もあるが台風等の気象情報の速やかな周知徹底を図り、災害に因る被害を最小限に食い止めるよう努める。

④　防災水産技術等の普及

県及び関係団体と協力して水産業対策、浅海漁業対策等それぞれの災害に対応する技術指導を徹底し、災害の防止に努める。

３　農地・森林等の荒廃対策

（１）過疎化、高齢化、混住化等に対応した地域主体の協同活動支援などによる多面的機能の維持・保全の推進を図るとともに耕作放棄地解消に向けた取組の支援を行う。

（２）交流人口の増加に向けた取組及び集落排水施設や集落道の維持・整備等、定住環境の向上を図る。

（３）山地に起因する災害から市民の生命・財産の保全を図り、くらしの安全性を確保するため、保安林等森林のもつ防災機能を維持強化させるため、森林の整備を効果的に実施する。

（４）森林の荒廃による被害の拡大を防ぐため、野生生物の生息環境又は生育環境が人間活動で分断及び孤立されないよう、自然環境の保全に配慮した開発行為への適切な誘導及び新たな保全地域の指定によって、森林等の連続性を保つ回廊を構築し、多様な生態系を様々な形で連続させる生態系ネットワークの形成を図り、生態系を活用した防災・減災を推進する。

４　水産基盤の保全対策

（１）東日本大震災における津波によって甚大な被害を被った被災事浅海漁業施設の早期復旧を行い適切に管理し、維持修繕費用の軽減・平準化を図るなど、効率的な維持管理を行っていくための長寿命化計画を策定し、維持修繕を進める。

（２）海上の養殖施設について、耐波性向上を図るなど、災害に強い養殖施設等の導入を推進する。

第９　火山災害予防対策

１　現 況

火山噴火予知連絡会は、平成 15 年１月に「概ね過去１万年以内に噴火した火山及び現在活発な噴気活動のある火山」を活火山と定義し直した。県内では「栗駒山」「蔵王山」「鳴子」３火山が活火山として定義されている。このうち平成 21 年６月に「火山防災のために監視・観測体制の充実等の必要がある火山」として、県内では栗駒山、蔵王山が選定された。

塩竈市にもっとも近い火山は「鳴子」で約 50km の距離にあり、ほぼ同じ距離で蔵王山がある。

２　防災措置等

市は、火山の特質を考慮しつつ、気象庁が発表する噴火警報等（噴火警戒レベルも含む。）や、降灰予報の入手に努め、防災活動体制を講じる。

（１）噴火警報等の発表

①　噴火警報・噴火予報・噴火警戒レベル

＜噴火警報・予報の名称、火山活動の状況の一覧表＞

（噴火警戒レベルが運用されていない火山の場合）：鳴子

名称	対象範囲	警戒事項等	火山活動の状況
噴火警報 （居住地域） 又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	居住地域 厳重警戒	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生，あるいは発生すると予想される
噴火警報 （火口周辺） 又は 火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	入山危険	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生，あるいは発生すると予想される
	火口から少し離れた所までの火口周辺	火口周辺危険	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生，あるいは発生すると予想される
噴火予報	火口内等	活火山であることに留意	火山活動は静穏 火山活動の状態によって，火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）

＜噴火警報・予報の名称、火山活動、噴火警戒レベルの状況等の一覧表＞
（噴火警戒レベルが運用されている火山の場合）：栗駒山、蔵王山

名称	対象範囲	噴火警戒レベル（キーワード）	火山活動の状況
噴火警報（居住地域）又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	レベル５（避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生，あるいは切迫している状態にある
		レベル４（高齢者等避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）
噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	レベル３（入山規制）	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生，あるいは発生すると予想される
	火口から少し離れた所までの火口周辺	レベル２（火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生，あるいは発生すると予想される
噴火予報	火口内等	レベル１（活火山であることに留意）	火山活動は静穏 火山活動の状態によって，火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）

②　降灰予報

気象庁は、以下の３種類の降灰予報を提供する。

ア　降灰予報（定時）

a　噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（３時間ごと）に発表。

b　18 時間先（３時間区切り）までに、噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供。

イ　降灰予報（速報）

a　噴火が発生した火山（※１）に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後５～10 分程度で発表。

b　噴火発生から１時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供。

（※１）降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」

以上の降灰が予測された場合に発表。

降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。

ウ　降灰予報（詳細）

a　噴火が発生した火山（※２）に対して、降灰予測計算（数値シミュレーション計算）を行い、噴火発生後 20～30 分程度で発表。

b　噴火発生から６時間先まで（１時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供。

（※２）降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。

降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。

降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表。

＜降灰量階級と降灰の厚さ＞

降灰量階級	予想される降灰の厚さ
多量	１㎜以上
やや多量	0.1㎜以上１㎜未満
少量	0.1㎜未満

③　火山現象に関する情報等

火山活動の状況等をお知らせするための以下に示す情報等で、仙台管区気象台が発表する。

ア　火山活動解説資料

写真や図表等を用いて火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等について解説するため、臨時及び定期的に発表する。

イ　月間火山概況

前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめ、毎月上旬に発表する。

ウ　噴火に関する火山観測報

噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙が流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等）を噴火後直ちにお知らせするために発表する。

（２）噴火警報等の通報及び伝達

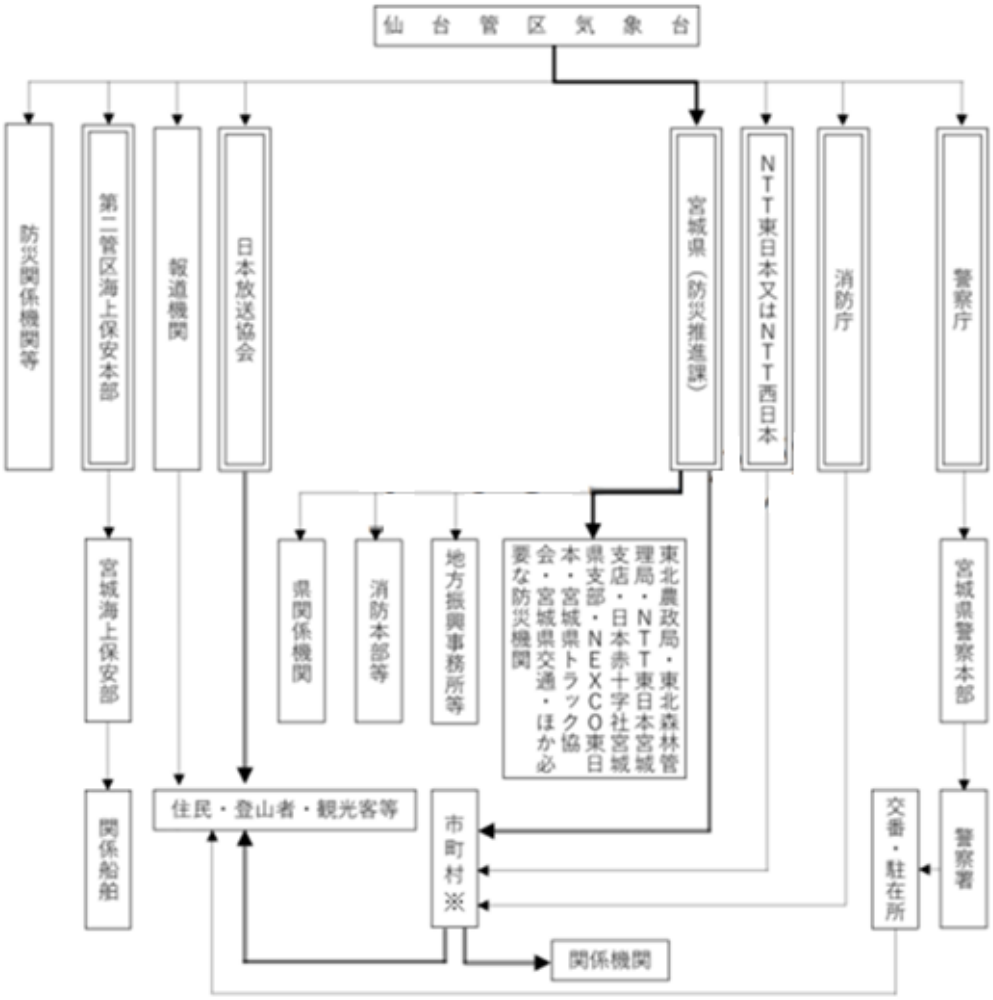

（注）二重線の経路は、気象業務法第 15 条の２によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

（注）太線及び二重線の経路は、火山現象警報、火山現象特別警報、火山の状況に関する解説情報（臨時の発表であることを明記したものに限る。）及び噴火速報が発表された際に、活動火山対策特別措置法第 12 条によって、通報又は要請等が義務付けられている伝達経路。

※ 噴火警報の内容によっては、火山周辺市町村以外の市町村にも通報する

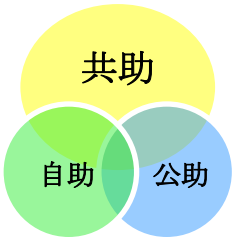

■　町内会及び自主防災組織、事業所等の役割　■

第１　土砂災害防止対策の推進

１　土砂災害警戒区域の調査把握

町内会等は、土砂災害警戒区域及び土砂災害を被るおそれのある箇所を確認しておくとともに、県等が実施する土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定に協力する。

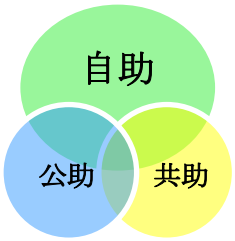

■　塩竈市民等の役割　■

第１　土砂災害防止対策の推進

１　土砂災害警戒区域の調査把握

市民は、土砂災害警戒区域及び土砂災害を被るおそれのある箇所を確認しておくとともに、県等が実施する土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定に協力する。

２　防災行動計画の作成

市民は、公表されたハザードマップ等を用いて、自ら様々な災害リスクを知り、どの様な避難行動が必要か、また、どういうタイミングで避難することが良いのかを自ら考え、さらには、家族とともに防災行動計画の作成に努める。

第２節　都市の防災対策

目　的

市は、火災の拡大防止や避難の安全を確保し、安全・安心・快適性等に配慮された総合的に質の高い市街地の実現のため、都市防災総合推進事業等を活用するなど、都市の災害に対する危険性を把握しながら、防災力の高いまちづくりの方針を明らかにし、避難路やオープンスペース確保のための各種事業や指定避難所及び避難場所、避難路等周辺の建築物の不燃化を促進する。

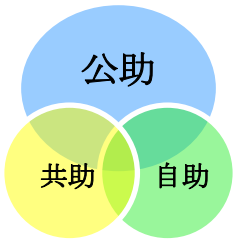

■　塩竈市及び防災機関の役割　■

第１　市街地再開発事業等の推進

市街地再開発事業等の推進は、第１編地震災害対策編 第２章 第６節 第１「市街地再開発事業等の推進」の定めに準ずる。

第２　土地区画整理事業の推進

土地区画整理事業の推進は、第１編地震災害対策編 第２章 第６節 第２「土地区画整理事業の推進」の定めに準ずる。

第３　都市公園施設

都市公園施設整備は、第１編地震災害対策編 第２章 第６節 第３「都市公園施設」の定めに準ずる。

第３節　建築物等の予防対策

目　的

災害による建築物の被害を防止するため、必要な事業対策に関し定める。

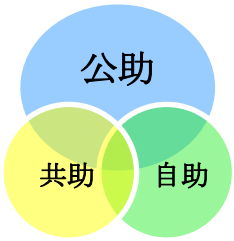

■　塩竈市及び防災機関の役割　■

第１　防災事業の施行

１　浸水等風水害対策

市及び施設管理者は、不特定多数の者が使用する施設、学校及び医療機関等の応急対策上重要な施設について、浸水経路や浸水形態の把握等を行い、これらの結果を踏まえ、浸水等風水害に対する安全性の確保に配慮する。また、防水扉及び防水板の整備など建物等を浸水被害から守るための対策を促進する。

なお、風水害の際に自力での避難が極めて困難な避難行動要支援者のために、関連する施設について、２階建て以上にするなど、一時避難が可能なよう配慮する。

２　がけ地近接等危険住宅移転事業

がけ地の崩壊及び土石流等により、市民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域内に建っている危険住宅を安全な場所に移転することにより災害を未然に防止する。

３　特殊建築物、建築設備の防災対策

塩竈市は、緊急時に安全な避難ができることを目的に、建築基準法第１２条第１項に規定する定期報告制度の対象建築物について、定期報告制度、建築物防災週間における防災査察、特別防災査察及び消防機関との連携などにより、計画的な防災指導を行い、建築物の所有者に対し防災意識の高揚と適正な維持管理の促進を図る。

４　特殊建築物、建築設備等の維持保全対策

特殊建築物、建築設備等の維持保全対策は、第１編地震災害対策編 第２章 第７節 第３「特殊建築物、建築設備等の維持保全対策」の定めに準ずる。

５　文化財の防災対策

文化財の防災対策は、第１編地震災害対策編 第２章 第７節 第８「文化財の安全対策」の定めに準ずる。

６　建築物及び都市の不燃化促進対策

建築物及び都市の不燃化促進対策は、第１編地震災害対策編 第２章 第７節 第１「公共建築物」及び第２「一般建築物」の定めに準ずる。

７　落下物の防止対策

市は、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図る。

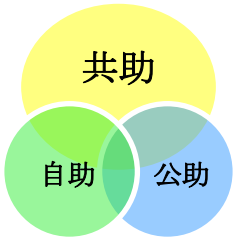

■　町内会及び自主防災組織、事業所等の役割　■

第１　建築物等の予防対策

建築物等の予防対策における町内会及び自主防災組織、事業所等の自主防災組織の役割は、第１編地震災害対策編 第２章 第７節 「建築物等の耐震化対策」の定めに準ずるほか、次の対策を実施する。

１　浸水等風水害対策

事業者等は、自らが所有する建築物等の浸水等風水害に対する安全性の確保に努める。

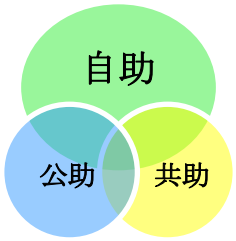

■　塩竈市民等の役割　■

第１　建築物等の予防対策

建築物等の予防対策における市民等の役割は、第１編地震災害対策編 第２章 第７節 「建築物等の耐震化対策」の定めに準ずるほか、次の役割の実施に努める。

１　浸水等風水害対策

市民等は、自らが所有する建築物等の浸水等風水害に対する安全性の確保に努める。

２　落下物の防止対策

建築物の所有者等は、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図る。

第４節　ライフライン施設等の予防対策

目　的

大規模災害の発生により、市民生活に直結する上下水道・電力・ガス・石油・石油ガス及び電話等のライフライン施設が大きな被害を受けた場合、日常生活や経済活動の場である都市の機能を麻痺させるばかりでなく、安否確認、避難や救援・救出活動などの応急対策活動を実施する上で大きな支障となることから、避難生活環境の悪化や、市民が早期に通常の生活に戻るための大きな足かせとなる。

このような事態を極力避けるため、ライフライン関係機関においては、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、その想定結果に基づいて、各施設の被害を最小限に食い止めるための浸水防止対策、代替施設の確保、施設の適正な維持管理、災害復旧用資機材の整備及び確保及び系統の多重化等を進めるなど、大規模な風水害による被害軽減のための諸施策を実施する。

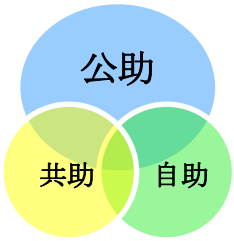

■　塩竈市及び防災機関の役割　■

第１　水道施設

水道施設の対策は、第１編地震災害対策編 第２章 第８節 第１「水道施設」の定めに準ずるほか、以下の内容を実施する。

１　水道施設の安全性強化等

（１）市は、災害時においても断水等の影響を最小限に食い止め、早期の復旧を可能とすることを基本として、貯水・取水・浄水施設、導水管・送水管・配水幹線及び配水池など基幹施設並びに指定避難所、医療機関等の重要施設に配水する管路について、地盤の状況及び水害、土砂崩れ等による被災のおそれ並びに過去の被災状況を考慮し、施設の新設、改良等に合わせて計画的な整備を行う。

（２）市は、水道施設の日常の保守点検と合わせて、地盤の不良箇所や周囲の土砂崩れ等の危険箇所の把握に努める。

第２　下水道施設

下水道施設の対策は、第１編地震災害対策編 第２章 第８節 第２「下水道施設」の定めに準ずるほか、以下の内容を実施する。

１　浸水被害対策の強化

市は、下水道事業計画に基づき、10 年に１度の雨量（52.2 ㎜/h）に対応できる体制を整備するとともに、樋門等の操作施設に関する操作規則を定め、市街地への逆流等を確実に防止する。

２　下水道施設計画

市は、浸水被害の軽減、下水処理機能を確保するため、雨水渠、内水排除施設、雨水貯留及び浸透施設等を計画的に整備し、浸水被害を予防するとともに、水害に対する下水道施設の安全性の向上に努める。

また、処理場の機能を確保するため、汚水管渠マンホール等の水密化、老朽管渠の改良、更新を

計画的に進めるとともに市民への広報を徹底し、雨水等の流入を低減するように努める。

第３　電力施設

電力施設の対策は、第１編地震災害対策編 第２章 第８節 第３「電力施設（東北電力ネットワーク(株)塩釜電力センター）」の定めに準ずるほか、以下の対策を実施する。

１　水害対策

土砂崩れ、洗堀などが発生するおそれのある箇所の架空送電線路は、ルート変更や擁壁強化等を実施するとともに、地中送電線は、ケーブルヘッドの位置の適正化等による防水対策を実施する。

また、浸水・冠水のおそれのある変電所は、建物の嵩上げ、出入口の角落とし、ケーブルダクト密閉化等を行うが、建物構造上、上記防水対策の不可能な箇所では、屋内機器の嵩上げを実施する。

２　風雪害対策

風雪害が予想される地域の水力発電・変電設備には、雪崩防護柵の取付け、機器の防雪カバーの取付け及びヒーターの取付け等を実施する。送電鉄塔には耐雪設計を施し、電線には難着雪化対策を行う。

また、市は、倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、県や東北電力ネットワーク(株)塩釜電力センターが行う事前伐採等の実施に協力する。

第４　ガス施設

ガス施設の対策は、第１編地震災害対策編 第２章 第８節 第４「ガス施設」の定めに準ずる。

第５　電信・電話施設

電信・電話施設の対策は、第１編地震災害対策編 第２章 第８節 第５「電信・電話施設（東日本電信電話(株)宮城事業部）」の定めに準ずる。

第６　共同溝・電線共同溝の整備

共同溝・電線共同溝の整備は、第１編地震災害対策編 第２章 第８節 第６「共同溝・電線共同溝の整備」の定めに準ずるほか、以下の内容も実施する。

１　共同溝・電線共同溝の整備を図る際、風水害においては、耐水性にも考慮する。

第５節　防災知識の普及

目　的

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、市民はその自覚を持ち、平常時より、災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、災害時には、近隣の負傷者、避難行動要支援者を助ける、避難場所で自ら活動する、あるいは、市・県、公共機関、地方公共団体等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。

このため、市及び防災関係機関は、災害時における混乱や被害を極力防止するため、平常時から所属職員に対し、災害時の行動マニュアル等を作成・配付し、さらに防災訓練等を通じて防災に関する制度、自らが行うべき役割等について習熟する機会を積極的かつ継続的に与え、防災知識の普及に努める。

また、東日本大震災では、防災教育により避難誘導が円滑に行われた地域があったことから、地域社会がお互いを守る「共助」、市民が自らを災害から守る「自助」という防災の基本を中心に、防災教育、講演会等の事業を積極的に実施しながら地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動について普及・啓発に努め、自主防災意識の向上、徹底を図る。

また、市民等は、自らの身の安全は自らが守る防災知識の習熟に努める。

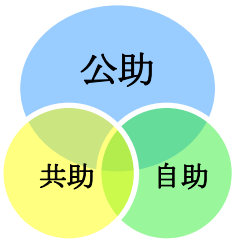

■　塩竈市及び防災機関の役割　■

第１　防災知識の普及、徹底

防災知識の普及、徹底は、第１編地震災害対策編 第２章 第１０節 第１「防災知識の普及、徹底」の定めに準ずるほか、次の対策を実施する。

１　市民等への防災知識の普及

市は、市民等へ風水害等災害の警報等発表時や避難指示等の発令時に取るべき行動についての普及・啓発を行う。

２　防災とボランティア関連行事の実施

市及び県は、毎年１月 15 日から 21 日までの「防災とボランティア週間」、１月 17 日の「防災とボランティアの日」にも広く市民等を対象とした、防災関連行事の実施に努める。

第２　学校等教育機関における防災教育

学校等教育機関における防災教育は、第１編地震災害対策編 第２章 第１０節 第２「学校等教育機関における防災教育」の定めに準ずるほか、次の内容を実施する。

１　学校等教育機関は、市及び県、防災関係機関と連携し、住んでいる地域の特徴、水害・土砂災害のリスクや過去の災害の教訓等を踏まえた継続的な防災教育に努める。

第３　防災指導員の養成

防災指導員の養成は、第１編地震災害対策編 第２章 第１０節 第３「防災指導員の養成」の定めに準ずる。

第４　災害教訓の伝承

災害教訓の伝承は、第１編地震災害対策編 第２章 第１０節 第４「災害教訓の伝承」の定めに準ずる。

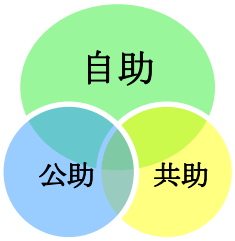

■　塩竈市民等の役割　■

第１　防災知識の普及、徹底

防災知識の普及における市民等の役割は、第１編地震災害対策編 第２章 第１０節 「防災知識の普及、徹底」の定めに準ずるほか、次の役割の実施に努める。

１　市民は、風水害等災害の警報等発表時や避難指示等の発令時に取るべき行動についての防災知識の習得、防災意識の向上に努める。

第６節　防災訓練の実施

目　的

市は、災害発生時に防災関係機関及び市民等と連携を図りながら、災害発生時の初動及び応急対策が速やかに実施できるよう、また、防災知識の普及や高揚を図ることを目的として、防災訓練を行う。訓練後は評価を行い、課題を明らかにし、必要に応じて改善を図る。

なお、市民、町内会及び自主防災組織、事業所等は、防災訓練に積極的に参加する。

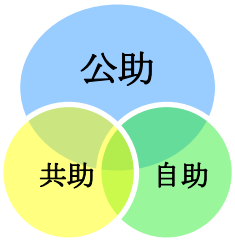

■　塩竈市及び防災機関の役割　■

第１　防災訓練の実施とフィードバック

防災訓練の実施とフィードバックは、第１編地震災害対策編 第２章 第１１節 第１「防災訓練の実施とフィードバック」の定めに準ずる。

第２　防災訓練

防災訓練は、第１編地震災害対策編 第２章 第１１節 第２「防災訓練」の定めに準ずる。

第３　救助・救急関係機関の教育訓練

救助・救急関係機関の教育訓練は、第１編地震災害対策編 第２章 第１１節 第４「救助・救急関係機関の教育訓練」の定めに準ずる。

第４　通信関係機関の非常通信訓練

通信関係機関の非常通信訓練は、第１編地震災害対策編 第２章 第１１節 第５「通信関係機関の非常通信訓練」の定めに準ずる。

第５　学校等の防災訓練

学校等の防災訓練は、第１編地震災害対策編 第２章 第１１節 第６「学校等の防災訓練」の定めに準ずる。

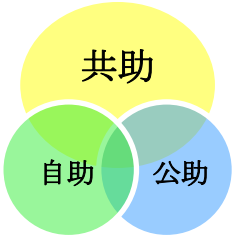

■　町内会及び自主防災組織、事業所等の役割　■

第１　防災訓練

防災訓練における町内会及び自主防災組織、事業所等の役割は、第１編地震災害対策編 第２章 第

１１節「地震防災訓練の実施」の定めに準ずるほか、以下の内容を実施する。

１　防災及び災害発生時の被害軽減のため、周辺自治体、各自治会・市民、及び各企業・事務所等は、「地域で助け合う共助」の体制を構築するための合同訓練の実施に努める。

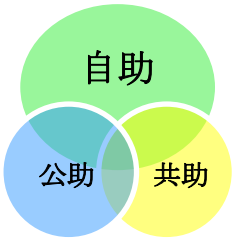

■　塩竈市民等の役割　■

第１　防災訓練

防災訓練における市民等の役割は、第１編地震災害対策編 第２章 第１１節「地震防災訓練の実施」の定めに準ずる。

第７節　自主防災組織の育成

目　的

大規模災害が発生した場合の被害を最小限に止めるためには、市民、事業所等が連携し、迅速かつ的確な行動をとることが不可欠である。このため、市は、市民及び事業所による自主防災組織等の育成・強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティにおける防災体制の充実を図る。

また、研修の実施等による防災指導員の育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織活動の日常化や防災訓練等の実施を促進する。

なお、市民及び事業所による自主防災組織は、組織活動の日常化や防災訓練等を行い地域コミュニティにおける防災体制の充実に努める。

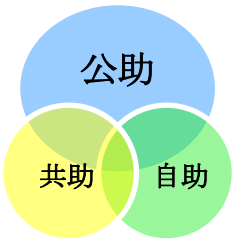

■　塩竈市及び防災機関の役割　■

第１　地域における自主防災組織の果たすべき役割

地域における自主防災組織の果たすべき役割は、第１編地震災害対策編　第２章　第１２節　第１「地域における自主防災組織の果たすべき役割」の定めに準ずる。

第２　自主防災組織の育成・指導

自主防災組織の育成・指導は、第１編地震災害対策編　第２章　第１２節　第２「自主防災組織の育成・指導」の定めに準ずる。

第３　自主防災組織の活動

自主防災組織の活動は、第１編地震災害対策編　第２章　第１２節　第３「自主防災組織の活動の支援」の定めに準ずるほか、以下の内容を実施する。

１　市長又は警察官若しくは海上保安官等から避難指示等が行われた場合には、市民に対して周知徹底を図り、迅速かつ円滑に避難場所に誘導する。その際、自主防災組織は、次のような危険がないかを確認しながら避難誘導を実施する。

（１）市街地……冠水、火災、落下物、危険物

（２）山間部、起伏の多いところ……土石流、崖崩れ、地すべり

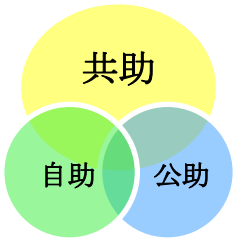

■　町内会及び自主防災組織、事業所等の役割　■

第１　自主防災組織の活動

自主防災組織の活動における町内会及び自主防災組織、事業所等の自主防災組織の役割は、第１編地震災害対策編 第２章 第１２節 「自主防災組織の育成」の定めに準ずる。

第８節　ボランティアのコーディネート

目　的

東日本大震災及び近年の各種災害において、ボランティアは救援活動等で大きな役割を果たした。このため、今後、地域団体やＮＰＯ等（以下、「ボランティア関係団体」という。）は、社会のために自らの時間と技術を自発的かつ無報酬で提供するという崇高なボランティア精神に基づきながら、民間レベルでの横断的な連携を図りつつ、組織的な活動ができるよう努める。

一方、市及び防災関係機関は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、そのような民間側の活動に対して側面から積極的に支援していくとともに、自らも専門的知識や技術を有した災害ボランティアの育成等に努める。

さらに、災害時におけるボランティア活動の実効を確保するため、民間団体等と行政機関との間で、災害ボランティアの受入れや登録等に関する機能分担をあらかじめ十分調整する。

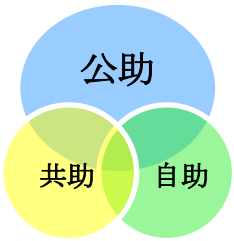

■　塩竈市及び防災機関の役割　■

第１　災害ボランティアの役割

災害ボランティアの役割は、第１編地震災害対策編 第２章 第１３節 第１「災害ボランティアの役割」の定めに準ずる。

第２　災害ボランティア活動の環境整備

災害ボランティア活動の環境整備は、第１編地震災害対策編 第２章 第１３節 第２「災害ボランティア活動の環境整備」の定めに準ずる。

第３　災害ボランティアの受入れ体制

災害ボランティアの受入体制は、第１編地震災害対策編 第２章 第１３節 第３「災害ボランティアの受入れ体制（塩竈市社会福祉協議会）」の定めに準ずる。

第９節　企業等の防災対策の推進

目　的

企業等は自ら防災組織を結成し、防災訓練に努めるほか、地域と連携した実践的な訓練を実施し、地域防災力の向上に寄与する。

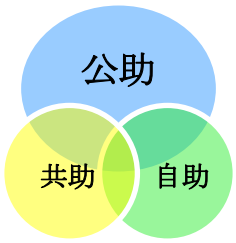

■　塩竈市及び防災機関の役割　■

第１　企業等の防災上の位置づけ

企業等の防災上の位置づけは、第１編地震災害対策編 第２章 第１４節 第１「企業等の防災上の位置づけ」の定めに準ずる。

第２　市、県及び防災関係機関の役割

市、県及び防災関係機関の役割は、第１編地震災害対策編 第２章 第１４節 第２「市、県及び防災関係機関の役割」の定めに準ずる。

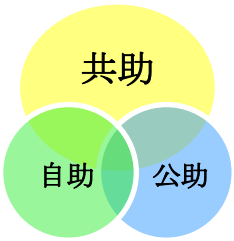

■　町内会及び自主防災組織、事業所等の役割　■

第１　企業等の活動

企業等の活動は、第１編地震災害対策編 第２章 第１４節「企業等の防災対策の推進」の定めに準ずる。

第２　企業等の防災組織

企業等の防災組織は、第１編地震災害対策編 第２章 第１４節「企業等の防災対策の推進」の定めに準ずる。

第１０節　情報通信網の整備

目　的

大規模災害時には、固定電話回線や携帯電話が不通あるいは発信規制やふくそうといった事態が予想されることから、市及び防災関係機関は、情報の収集・伝達手段の複数化、ネットワークの多ルート化やシステムのＩＴ化を積極的に進めるとともに、防災通信網の確保・整備充実及び施設の耐災化や非常用電源の確保、サーバの負荷分散を図り、災害発生時の応急対策を迅速に推進する。

また、平常時から訓練等を通じて通信機器の操作の習熟に努めるなど、災害発生時の応急対策を迅速に推進するため万全を期す。

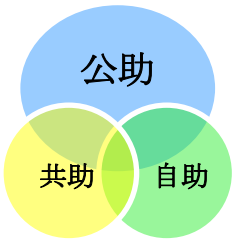

■　塩竈市及び防災機関の役割　■

第１　市における災害通信網の整備

市における災害通信網の整備は、第１編地震災害対策編 第２章 第１６節 第１「市における災害通信網の整備」の定めに準ずる。

第２　職員参集等防災システムの整備

職員参集等防災システムの整備は、第１編地震災害対策編 第２章 第１６節 第２「職員参集等防災システムの整備」の定めに準ずる。

第３　市民等に対する通信手段の整備

市民等に対する通信手段の整備は、第１編地震災害対策編 第２章 第１６節 第３「市民等に対する通信手段の整備」の定めに準ずる。

第４　孤立想定地域の通信手段の確保

孤立想定地域の通信手段の確保は、第１編地震災害対策編 第２章 第１６節 第４「孤立想定地域の通信手段の確保」の定めに準ずる。

第５　非常用電源の確保

非常用電源の確保は、第１編地震災害対策編 第２章 第１６節 第５「非常用電源の確保」の定めに準ずる。

第６　大容量データ処理への対応

大容量データ処理への対応は、第１編地震災害対策編 第２章 第１６節 第６「大容量データ処理への対応」の定めに準ずる。

第７　防災関係機関における災害通信網の整備

防災関係機関における災害通信網の整備は、第１編地震災害対策編 第２章 第１６節 第７「防災関係機関における災害通信網の整備」の定めに準ずる。

第８　災害用伝言ダイヤル等の活用

災害用伝言ダイヤル等の活用は、第１編地震災害対策編 第２章 第１６節 第８「災害用伝言ダイヤル等の活用」の定めに準ずる。

第１１節　組織体制及び職員の配備体制の整備

目　的

災害時には、市及び防災関係機関は、その機能の全てを挙げて迅速に災害応急対策を推進するため、また、優先度の高い通常業務の継続のため、災害の規模に応じて必要な職員を配備・動員し、その活動体制に万全を期す。このため、市及び防災関係機関は、平常時から組織ごとの配備・動員計画や、業務継続計画を定めておく。

なお、休日、夜間等の勤務時間外の参集体制についても、同様に定めておく。

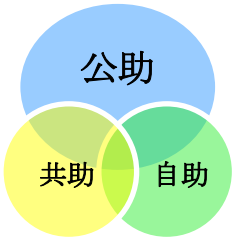

■　塩竈市及び防災機関の役割　■

第１　市防災組織体制

市は総合的な防災対策を推進するため、平時から防災に係る組織体制の整備及び充実に努める。

１　塩竈市防災会議

災害対策基本法及び塩竈市防災会議条例に基づき、市防災計画の作成及びその実施を推進するため、塩竈市防災会議を設置する。

なお、塩竈市防災会議は、「多様な主体の参画による防災体制の確立、男女共同参画」の基本方針のもと、様々な専門的見地や視点を持つ委員の参画により実施する。

２　塩竈市災害対策本部

市長は、災害対策基本法及び塩竈市災害対策本部条例に基づき、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、特にその対策又は防災活動の推進を図る必要があると認めるときは、市防災計画の定めるところにより、本部を設置する。

第２　災害対策要員等の確保体制

市は、災害発生時の初動体制に万全を期し、特に緊急的に必要な災害対策要員等の確保に努める。

第３　市の配備体制

１　配備体制の明確化

市は、市域において次の気象警報等が発表された場合には、警戒本部若しくは本部を設置する。この際、市長不在時の指示伝達体制についても定めておく。

（１）配備体制

①　災害対策警戒配備体制

警戒配備体制は、市域に大雨、洪水、高潮、大雪、暴風、暴風雪等の警報が発表され、本部連絡室から配備指令があったときに配備を行う。

②　災害対策本部体制

災害対策本部体制は、市域に大雨、洪水、大雪、暴風雪等の警報が発表され広範囲にわたる災害の発生が予想されるとき、または被害が発生したとき、大規模な火災、爆発等による災害が発生し、総合的な対策を必要と認めたとき、さらにはその他の災害の状況により市長が必

要と認めたときは、本部(本部長市長)を設置し応急対策を実施する。配備体制は第１号非常配備体制、第２号非常配備体制及び第３号非常配備体制とする。

本部の組織は、塩竈市災害対策本部条例及び塩竈市災害対策本部運営要綱に基づくものとし、組織の概要は次のとおりである。

災害対策本部長	災害対策副本部長	災害対策本部員
市長	副市長	教育長 技監 総務部長 市民生活部長 福祉子ども未来部長 産業建設部長 上下水道部長 市立病院事務部長 教育部長 政策調整管理監 公民共創推進専門監 新型コロナウイルス感染症対策専門監 議会事務局長 その他本部長が必要と認める者

災害対策本部連絡室員	
本部連絡室長	危機管理監
本部連絡室長補佐	危機管理課長
本部連絡室員	危機管理課員
本部連絡員	各災対部一名（各災対部長が指名した者）

（２）指揮命令系統

市長が不在等により本部長として指揮を取れない場合、副市長が指揮をとる。それも困難な場合には教育長を第２順位とする。

（３）本部の設置及び廃止

市長は、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合本部を設置し、災害が発生する恐れがなくなった場合、又は災害応急活動が完了したときに廃止する。

なお、設置及び廃止した場合は、その旨を直ちに公表するとともに、市災害対策本部標識を本部前に掲示又は撤去する。

（４）本部の運営

次の組織を運営するに当たって、平常時から各組織の構成メンバー、設置する際の連絡系統等についてあらかじめ周知する。

①　本部員会議

本部長は、本部長・副本部長及び本部員で構成する本部員会議を開催し、災害応急対策に関する重要事項について協議する。

②　各災対部

各災対部は、市における災害対策活動組織として、本部員会議の決定した方針に基づき災害対策業務を行う。

③　現地災害対策本部

本部長は、局地災害の応急対策を強力に推進するため特に必要と認めるとき、当該災害現場に現地本部を設置する。

２　職員参集手段等の構築

休日、夜間等勤務時間外に風水害等災害等が発生した場合を想定し、速やかな本部等の立ち上げを可能とする職員の参集手段を構築しておく。

第４　防災担当職員の育成

市及び防災関係機関等は、専門的知見を有する防災担当職員の確保及び育成について検討する。

第５　人材確保対策

市は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化する等、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。

また、退職者(自衛隊等の国の機関の退職者も含む)の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努める。

第６　マニュアル等の作成

１　応急活動のためのマニュアル作成

市は、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底し、随時見直しを図る。

２　タイムライン（防災行動計画）の策定

タイムラインとは、災害の発生を前提に、防災関係機関が連携して災害時に発生する状況を予め想定し共有した上で、「いつ」、「誰が」、「何をするか」に着目して、防災行動とその実施主体を時系列で整理した計画をいう。

市は、被害規模を軽減し、早期の復旧等を図るため、災害発生時に防災関係機関が取り組む防災行動をまとめたタイムラインの策定を検討する。

第７　業務継続計画（ＢＣＰ）

１　業務継続性の確保

（１）業務継続計画（ＢＣＰ）の策定

市は、風水害等災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画（ＢＣＰ.Busines Continuity Planning）の策定等により、業務継続性の確保を図る。

（２）業務継続体制の確保

市は、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、食料等必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、代替施設等の検討などを行う。

また、全庁的に災害対応できるよう、時間の経過に合わせ、実態に即した災害時業務の検討を

行う。

２　電源及び非常用通信手段の確保対策

（１）電源及び非常用通信手段の確保

市は、主要な施設・設備において、自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電を可能とするための燃料の備蓄や、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等、非常用通信手段を確保する。

（２）再生可能エネルギーの導入推進

市は、大規模停電や計画停電を想定し、応急活動の拠点となる施設などへの太陽光発電その他の再生可能エネルギー等の導入を推進する。

３　データ管理の徹底

市は、戸籍、住民基本台帳、不動産登記、地籍、公共施設・地下埋設物等の情報、測量図面等データの整備保存及びバックアップ体制の強化等による重要データの消失を防止するとともに、これらを扱う情報システムを継続的に維持・稼働させることができるよう、整備保全を図る。

４　職員のメンタルヘルスケア

市は、災害への対応が長期に渡ることを鑑み、職員のメンタルチェックをきめ細かに行えるよう体制を構築する。

第１２節　防災拠点等の整備

目　的

市及び防災関係機関は、災害時における防災対策を推進する上で重要となる防災拠点等について、早急に整備・拡充を図る。

また、災害時に必要となる防災物資及び資機材等の整備については、防災活動拠点と関連付けて整備・拡充を図る。

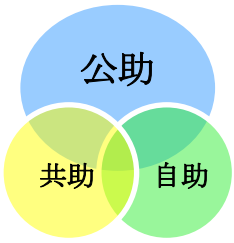

■　塩竈市及び防災機関の役割　■

第１　防災拠点の整備

防災拠点の整備は、第１編地震災害対策編 第２章 第１８節 第１「防災拠点の整備」の定めに準ずるほか、次の対策を実施する。

１　防災拠点の整備及び連携

市及び県は、避難場所、避難路、防災拠点等の災害時における防災に資する公共施設について、関係機関等と緊密な連携を図りつつ、積極的整備を図るとともに、対応する災害に応じて防災拠点施設等の浸水防止機能、土砂災害に対する安全確保等に努める。

第２　防災拠点機能の確保・充実

防災拠点機能の確保・充実は、第１編地震災害対策編 第２章 第１８節 第２「防災拠点機能の確保・充実」の定めに準ずる。

第３　ヘリポートの整備

ヘリポートの整備は、第１編地震災害対策編 第２章 第１８節 第３「ヘリポートの整備」の定めに準ずる。

第４　防災用資機材等の整備

防災用資機材等の整備は、第１編地震災害対策編 第２章 第１８節 第４「防災用資機材等の整備」の定めに準ずる。

第５　防災用資機材の確保対策

防災用資機材の確保対策は、第１編地震災害対策編 第２章 第１８節 第５「防災用資機材の確保対策」の定めに準ずる。

第１３節　相互応援体制の整備

目　的

大規模災害時には、その業務量と時間的制約等により、被災地の地方公共団体等だけでの災害応急対策の実施が困難となる場合があることから、迅速かつ的確な防災対策を実施するに当たって、被災していない地域の機関等の協力が必要となる。

このため、市は、他の地方公共団体等との広域的相互応援体制の整備充実を図り、その実効性の確保に留意する。

なお、相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な風水害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮するとともに、多種・多様な団体との災害時の応援協定の締結を推進する。

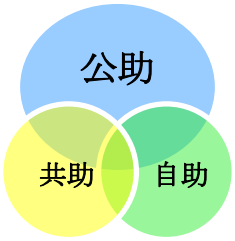

■　塩竈市及び防災機関の役割　■

第１　相互応援体制の整備

相互応援体制の整備は、第１編地震災害対策編 第２章 第１９節 第１「相互応援体制の整備」の定めに準ずる。

第２　市町村間の応援協定

市町村間の応援協定は、第１編地震災害対策編 第２章 第１９節 第２「市町村間の応援協定」の定めに準ずる。

第３　県による市への応援

県による市への応援は、第１編地震災害対策編 第２章 第１９節 第３「県による市への応援」の定めに準ずる。

第４　非常時連絡体制の確保

非常時連絡体制の確保は、第１編地震災害対策編 第２章 第１９節 第４「非常時連絡体制の確保」の定めに準ずる。

第５　資機材及び施設等の相互利用

資機材及び施設等の相互利用は、第１編地震災害対策編 第２章 第１９節 第５「資機材及び施設等の相互利用」の定めに準ずる。

第６　救援活動拠点の確保

救援活動拠点の確保は、第１編地震災害対策編 第２章 第１９節 第６「救援活動拠点の確保」の定めに準ずる。

第７　関係団体との連携強化

関係団体との連携強化は、第１編地震災害対策編 第２章 第１９節 第７「関係団体との連携強化」の定めに準ずる。

第１４節　医療救護体制・福祉支援体制の整備

目　的

大規模災害時には、極めて広範囲で同時に多数の負傷者の発生が予想され、迅速な医療救護が要求される。その一方で、医療機関の被災、ライフラインの機能停止、交通・通信網の混乱等により十分な診療提供体制が確保できない可能性がある。このため、市は医療関係機関と緊密な連携を図りながら、市民の生命と健康を守るため、医療救護体制の整備に努める。

また、大規模災害時における避難所等の高齢者、障がい者、乳幼児等に対する福祉支援体制の整備に努める。

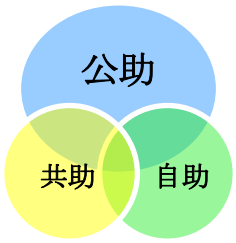

■　塩竈市及び防災機関の役割　■

第１　医療救護体制の整備

医療救護体制の整備は、第１編地震災害対策編 第２章 第２０節 第１「医療救護体制の整備」の定めに準ずる。

第２　医療救護体制に係る情報連絡体制の整備

情報連絡体制の整備は、第１編地震災害対策編 第２章 第２０節 第２「医療救護体制に係る情報連絡体制の整備」の定めに準ずる。

第３　医薬品等の備蓄・供給体制

医薬品等の備蓄・供給体制は、第１編地震災害対策編 第２章 第２０節 第３「医薬品等の備蓄・供給体制」の定めに準ずる。

第４　福祉支援体制の整備

福祉支援体制の整備は、第１編地震災害対策編 第２章 第２０節 第４「福祉支援体制の整備」の定めに準ずる。

第１５節　緊急輸送体制の整備

目　的

大規模な災害時における物資等の緊急輸送は、情報収集・伝達と併せて災害応急対策活動の中心をなすものであり、輸送路と輸送手段が確保されて初めて効率的な緊急輸送が可能となる。このため、市及び県、関係機関はあらかじめ緊急輸送路、輸送体制について定めておく。

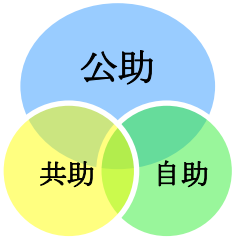

■　塩竈市及び防災機関の役割　■

第１　緊急輸送ネットワークの形成

緊急輸送ネットワークの形成は、第１編地震災害対策編 第２章 第２２節 第１「緊急輸送ネットワークの形成」の定めに準ずる。

第２　緊急輸送道路の確保

緊急輸送道路の確保は、第１編地震災害対策編 第２章 第２２節 第２「緊急輸送道路の確保（国土交通省仙台河川国道事務所、宮城県仙台土木事務所、警察署、塩竈市）」の定めに準ずる。

第３　建物屋上の対空表示（ヘリサイン）の整備

建物屋上の対空表示（ヘリサイン）の整備は、第１編地震災害対策編 第２章 第２２節 第３「建物屋上の対空表示（ヘリサイン）の整備」の定めに準ずる。

第４　緊急輸送体制

緊急輸送体制は、第１編地震災害対策編 第２章 第２２節 第４「緊急輸送体制」の定めに準ずる。

第５　港湾・漁港機能の確保

港湾・漁港機能の確保は、第１編地震災害対策編 第２章 第２２節 第５「港湾・漁港機能の確保」の定めに準ずる。

第６　離島への海上輸送の確保

離島への海上輸送の確保は、第１編地震災害対策編 第２章 第２２節 第６「離島への海上輸送の確保」の定めに準ずる。

第１６節　避難対策

目　的

大規模災害時には、避難者が多数発生するおそれがある。このため、市は、人命を守ることを最優先に、救助の万全を期するため、必要な計画の作成、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努める。

緊急に避難する場所としての指定緊急避難場所等へ向かう避難路・避難階段等の整備など、災害発生後に市民等が円滑に避難できるよう、避難対策を強化するとともに、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。

また、市民、町内会及び自主防災組織、事業所等は、避難所等の確保、避難誘導、避難行動要支援者の支援等、風水害等災害時の避難対策の体制の確保に努める。

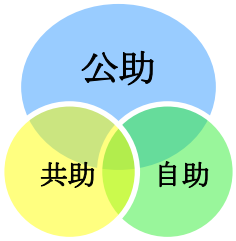

■　塩竈市及び防災機関の役割　■

第１　避難誘導体制

避難誘導体制は、第１編地震災害対策編 第２章 第２３節 第５「避難誘導体制の整備」の定めに準ずるほか、次の対策を実施する。

１　市は、避難情報について、河川管理者、水防管理者、仙台管区気象台及び消防団等の協力を得つつ、あらかじめ、避難情報の発令区域や発令するタイミングを設定する。この際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水の同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

２　県は、市に対し、避難情報の発令基準策定の支援を行うなど、市の防災体制確保に向けた支援を行う。また、市は、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

３　市は、指定緊急避難場所、避難路をあらかじめ指定し、円滑な避難のため、日頃から市民への周知徹底を図るとともに、避難行動要支援者を速やかに避難誘導するため地域の市民、自主防災組織等のコミュニティを活かした避難活動を促進する。

４　市は消防団等と協議し、発災時の避難誘導に関する計画を作成し、訓練を行う。

なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは「緊急安全確保」を講ずべきことにも留意する。

５　市は、土砂災害等に対する市民の警戒避難基準をあらかじめ設定するとともに必要に応じ見直すよう努める。

第２　水害、土砂災害、高潮災害における避難情報

１　避難情報と警戒レベル

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を５段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

市が避難情報を発令する場合、又は仙台管区気象台が大雨注意報等、該当する防災気象情報を発表する場合には、災害の切迫度に応じて、５段階の警戒レベルを用いて提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解し、警戒レベルに対応した避難行動がわかるような避難情報の提供に努める。

高齢者等避難及び避難指示が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、市民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は「緊急安全確保」を行うべきことについて、市は、日頃から市民等への周知徹底に努める。

市民は、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難情報が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても仙台管区気象台等が発表する防災気象情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

＜避難情報と警戒レベル＞

警戒レベル	●発令・発表される状況 ■居住者等がとるべき行動	行動を居住者等に促す情報	発令者 発表者
警戒レベル５	**●災害発生又は切迫** **■命の危険 直ちに安全確保！** ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。	**緊急安全確保** ※必ず発令される情報ではない	市
警戒レベル４	**●災害のおそれ高い** **■危険な場所から全員避難** ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。	**避難指示**	市
警戒レベル３	**●災害のおそれあり** **■危険な場所から高齢者等は避難** ・高齢者等（※）は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。	**高齢者等避難**	市

警戒レベル２	**●気象状況悪化** **■自らの避難行動を確認** ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。	**大雨・洪水・高潮注意報**	仙台管区気象台
警戒レベル１	**●今後気象状況悪化のおそれ** **■災害への心構えを高める** ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。	**早期注意情報**	仙台管区気象台

２　避難情報の発令対象区域の設定（絞り込み）

（１）絞り込みの基本的な考え方

避難情報は、災害により命を脅かされる可能性がある居住者等がいる「災害リスクのある区域等」において、「河川の氾濫や土砂災害等の発生の切迫度（災害の切迫度）が高まっている場合」に発令する必要がある。

そのため、

①　防災気象情報の切迫度の高まり

②　災害リスクのある区域等…災害リスクが公表済みの各種浸水想定区域や土砂災害警戒区域等

の両方が重なり合った場所に、①の防災気象情報に対応する警戒レベルの避難情報を発令する。

このほかに、以下のような情報が考えられるため、市は可能な範囲で地域の災害リスクについて把握し絞り込みの参考とする。

・過去の災害における局所的な浸水箇所や土砂災害の発生箇所

・元々河道であった場所など、地域の土地の成り立ちとその土地が本来持っている潜在的な災害リスクがある箇所

（２）水害

当市においては洪水予報河川及び水位周知河川はないため、その他河川のうち、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断した河川について、洪水予報河川と水位周知河川と同様に具体的な避難情報の発令基準を策定する。また、避難情報の発令対象区域については、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ地形や過去の浸水実績等の情報も活用し、それぞれの河川の特性に応じて区域を設定する。

なお、市が公表している浸水想定区域は、最大水深を公表しているものであるため、実際の避難情報の発令においては、発令時の河川の状況を考慮する。

避難情報の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等についてわかりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な区域を示して指示したり、屋内での安全確保措置の区域を示して指示したりするのではなく、命を脅かす浸水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。

県及び国は、市に対してこれらの基準及び範囲の設定及び見直しについて、必要な助言等を行う。

（３）土砂災害

市は、土砂災害の避難情報の発令対象区域は、危険度に応じてできるだけ絞り込んだ範囲とし、土砂災害警戒区域・危険箇所等を避難情報の発令の対象要素として定めておきつつ、発令時には、大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）で危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域・危険箇所等に避難情報を発令することを基本とする。また、状況に応じて、その周辺区域も含めて避難情報を発令することを検討する。

県及び国は市に対し、これらの基準及び範囲の設定及び見直しのほか警戒避難体制の整備・強化に必要な助言等を行う。

（４）高潮災害

市は、避難情報の発令対象区域は浸水のおそれのある区域とし、水位周知海岸が指定されている場合においてはその指定と併せて公表される高潮浸水想定区域のうち、高潮警報等で発表される予想最高潮位に応じて想定される浸水区域を基本とする。

高潮浸水想定区域は想定し得る最大規模の高潮を対象としたものであるため、中小規模の高潮を対象としたものではなく、高潮警報等で発表される予想最高潮位に応じて、発令対象範囲をあらかじめ定めておく必要がある。そのため市は、高潮警報等の予想最高潮位に応じて想定される浸水区域に対して速やかに避難情報を発令することができるよう、中小規模の高潮により浸水が想定される区域について県が算定したものを、あらかじめ把握しておくよう努める。また、水位周知海岸以外の海岸においても、同様の考えにより浸水するおそれのある区域を算定したものを把握しておく。

また、同一の浸水区域内においても、氾濫水の到達に要する時間に大きな差がある場合は、到達時間に応じて避難情報の発令対象区域を徐々に広げていくという方法も考えられる。

なお、想定最大規模の高潮浸水想定区域の整備が完了するまでは、これまで運用してきた高潮浸水想定区域等を参考に、さらに規模が大きいものが起こりうることを念頭に地形等を考慮して検討する。

第３　指定緊急避難場所の確保

指定緊急避難場所の確保は、第１編地震災害対策編 第２章 第２３節 第２「指定緊急避難場所の確保」の定めに準ずるほか、次の対応を実施する。

１　指定緊急避難場所の指定基準等

指定緊急避難場所の指定を行うこととなる異常な現象は、崖崩れ、土石流、地滑り、高潮、大規模な火事、内水氾濫とする。

指定緊急避難場所の指定基準は次のとおり。

（１）管理条件

災害が切迫した状況において、速やかに、居住者等に当該指定緊急避難場所を開放できる管理体制を有していること。

（２）立地条件

異常な現象による災害発生のおそれがない区域（安全区域）内に指定緊急避難場所が立地していること。

（３）構造条件

指定緊急避難場所が（２）の安全区域外に立地する場合には、該当する異常な現象に対して安全な構造であること。このうち、洪水等については、その水位よりも上に避難上有効なスペースなどがあること。

また、上記基準のほか、次の条件に留意する。

（４）要配慮者が歩いて避難できる程度の近傍に場所を確保するよう行政区別に指定すること。

（５）火災による輻射熱による被害の危険性のない場所であること。

（６）津波浸水深以上の高さを有し、浸水等の被害のおそれのない場所であること。

（７）地割れ、がけ崩れのおそれのない場所であること。

（８）臨時ヘリポートあるいはヘリコプター着陸可能地点に至近であること。ただし、臨時ヘリポート等と重なる可能性があるため、事前に整合を確認すること。

（９）対象とする地区の市民、就業者、観光客、幹線道路通行者等を収容する広さを確保すること。

(10) 夜間照明及び情報機器等を備えていること。

(11) 建物の場合は、換気、照明等の設備が整備されていることが望ましい。

(12) 指定緊急避難場所及びその近辺で、２日程度宿泊できるだけの毛布、食料が備蓄されていることが望ましい。

(13) 被害情報入手に資する情報機器(戸別受信機、ラジオ等)が優先的に整備されていることが望ましい。

２　指定緊急避難場所

本市の指定緊急避難場所は、風水害、地震、津波の災害事象に対する要件を勘案したものとし、次の施設（場所含む）を指定する。

＜指定緊急避難場所一覧表＞

No	施設・場所名	住所	収容人数	備考
1	市立第一小学校	塩竈市泉ヶ岡1-1	2,700人	校庭
2	市立第二小学校	塩竈市小松崎10-1	3,300人	校庭
3	市立第三小学校	塩竈市花立町15-1	2,400人	校庭
4	市立月見ヶ丘小学校	塩竈市月見ヶ丘2-1	3,000人	校庭
5	市立杉の入小学校	塩竈市杉の入1-19-1	11,700人	校庭
6	市立玉川小学校	塩竈市玉川2-9-1	2,500人	校庭
7	市立第一中学校	塩竈市みのが丘3-1	3,000人	校庭
8	市立第二中学校	塩竈市楓町2-10-1	4,800人	校庭
9	市立第三中学校	多賀城市笠神2-1-1	1,100人	校庭
10	市立玉川中学校	塩竈市権現堂19-1	8,400人	校庭
11	市立浦戸小中学校	塩竈市浦戸野々島字馬越8	900人	校庭
12	桂島ステイ・ステーション	塩竈市浦戸桂島字台23	1,400人	校庭
13	寒風沢ステイ・ステーション	塩竈市浦戸寒風沢字中月21	1,300人	校庭
14	宮城県塩釜高等学校(東キャンパス)	塩竈市泉ヶ岡7-1	3,200人	校庭

15	塩竈市体育館	塩竈市今宮町 9-1	3,100人	駐車場
16	塩竈市温水プール	塩竈市字杉の入 裏39-173	2,100人	駐車場
17	塩釜港湾合同庁舎	塩竈市貞山通 3-4-1	130人	会議室（２階）
18	稲荷神社境内	塩竈市尾島町 3-12	200人	
19	塩竈市役所	塩竈市旭町 1-1	400人	駐車場
20	願成寺境内	塩竈市錦町 3-5	700人	駐車場
21	東玉川公園	塩竈市石堂 2番地内	300人	
22	玉川公園	塩竈市母子沢町 17番地内	400人	
23	宮城県塩釜高等学校 （西キャンパス）	塩竈市泉ヶ岡 10-1	7,200人	校庭
24	大日向児童遊園	塩竈市大日向町 5番地内	200人	
25	月見ヶ丘スポーツ広場	塩竈市月見ヶ丘 6番地内	5,900人	
26	市営清水沢住宅児童公園	塩竈市清水沢 2-23番地内	300人	
27	清水沢公園	塩竈市清水沢 1-37番地内	5,400人	
28	宮城県仙台地方振興事務所 水産漁港部	塩竈市新浜町 1-9番地内	300人	駐車場
29	松陽台公園	塩竈市松陽台 1-18番地内	1,900人	
30	青葉ヶ丘公園	塩竈市青葉ヶ丘 3番地内	1,600人	
31	千賀の台公園	塩竈市千賀の台 2-6番地内	3,900人	
32	鹽竈神社境内	塩竈市一森山 1番地内	3,100人	
33	梅宮神社境内	塩竈市梅の宮 15-35	900人	
34	伊保石公園	塩竈市字伊保石 95-1	1,000人	
35	神明社境内	塩竈市浦戸野々 島字朴島	40人	
36	パチンコタイガー塩釜店	塩竈市港町 1-7-5	680人	津波避難ビル （立体駐車場2～4階）
37	イオンタウン塩釜	塩竈市海岸通 15-100	2,450人	津波避難ビル （屋上駐車場）
38	マリンゲート塩釜	塩竈市港町 1-4-1	830人	津波避難ビル （2～3階）
39	塩竈倉庫	塩竈市港町 1-7番地内	250人	津波避難ビル （港町一号倉庫3階）
40	ホテルグランドパレス塩釜	塩竈市尾島町 3-5	671人	津波避難ビル （宴会場2～3階）
			93,651人	

（震災編資料１３－１　指定緊急避難場所、指定避難所一覧表参照）
（震災編資料１３－２　塩竈市指定緊急避難場所、指定避難場所位置図参照）

第４　避難路の確保

市は、指定避難所等への経路を避難路として指定する場合、「宮城県津波対策ガイドライン」（令和４年８月改定）に基づき整備し、次の事項に留意する。

１　十分な幅員があること。
２　万一に備えた複数路の確保。
３　津波、崖崩れ等の危険箇所を通過しない経路の選定。

市は、上記条件を満たす避難路を選定する場合、周辺道路の交通規制について道路管理者及び警察署と協議し、避難路の確保を図るとともに、特にスクールゾーンにおける危険施設（ブロック塀等）の調査を行い、避難経路の変更や危険要因等の排除に努める。

第５　避難路等の整備

避難路等の整備は、第１編地震災害対策編 第２章 第２３節 第４「避難路等の整備」の定めに準ずる。

第６　避難行動要支援者の支援方策

避難行動要支援者の支援方策は、第１編地震災害対策編 第２章 第２３節 第６「避難行動要支援者の支援方策」の定めに準ずる。

第７　教育機関における対応

教育機関における対応は、第１編地震災害対策編 第２章 第２３節 第８「教育機関における対応」の定めに準ずる。

第８　避難計画の作成

避難計画の作成は、第１編地震災害対策編 第２章 第２３節 第９「避難計画の策定」の定めに準ずる。

第９　避難に関する広報

避難に関する広報は、第１編地震災害対策編 第２章 第２３節 第１０「避難に関する広報」の定めに準ずる。

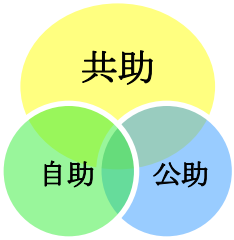

■　町内会及び自主防災組織、事業所等の役割　■

避難対策における町内会及び自主防災組織、事業所等の役割は、第１編地震災害対策編 第２章 第２３節 「避難対策」の定めに準ずるほか、次の対応を行う。

第１　避難誘導体制

町内会及び自主防災組織等は、地域コミュニティを活かした避難活動に努める。

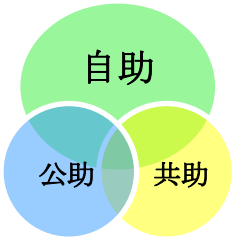

■　塩竈市民等の役割　■

避難対策における塩竈市民等の役割は、第１編地震災害対策編 第２章 第２３節 「避難対策」の定めに準ずるほか、次の役割の実施に努める。

第１　避難誘導体制

市民等は、地域コミュニティを活かした避難活動に努める。

第１７節　避難受入れ対策

目　的

大規模災害発生時には、火災等二次災害により、避難が長期化するおそれがある。このため、市は事前に指定する避難所等について、発災の際速やかに開設、運営ができるようにそれぞれ指定するとともに、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努める。

また、市民、町内会及び自主防災組織、事業所等は、自主的な指定避難所等の運営・管理、家族間の安否確認方法等、避難受入れに係る対策の習熟に努める。

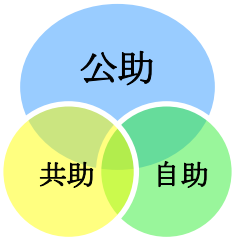

■　塩竈市及び防災機関の役割　■

第１　避難所の確保

避難所の確保は、第１編地震災害対策編 第２章 第２４節 第１「避難所の確保」の定めに準ずるほか、次の対策を実施する。

１　指定避難所及び自主運営避難所

本市の指定避難所は、風水害、地震、津波の災害事象に対する要件を勘案したものとし、次の施設を指定する。

なお、市は指定避難所の抱える次の課題の解消に努める。

（１）土砂災害危険箇所に立地あるいは近接している指定避難所等は、土砂災害警戒区域外の施設を活用する。

（２）市は、指定避難所が立地する土砂災害危険箇所の早期対策を県と連携して実施する。

＜指定避難所一覧表＞

No	施設・場所名	住所	収容対象地	避難所収容人数	備考
1	市立第一小学校	塩竈市泉ヶ岡1-1	学区内地区	300人	体育館等
2	市立第二小学校	塩竈市小松崎10-1	学区内地区	400人	体育館等
3	市立第三小学校	塩竈市花立町15-1	学区内地区	400人	体育館等
4	市立月見ヶ丘小学校	塩竈市月見ヶ丘2-1	学区内地区	300人	体育館等
5	市立杉の入小学校	塩竈市杉の入1-19-1	学区内地区	400人	体育館等
6	市立玉川小学校	塩竈市玉川2-9-1	学区内地区	200人	体育館等
7	市立第一中学校	塩竈市みのが丘3-1	学区内地区	300人	体育館等
8	市立第二中学校	塩竈市楓町2-10-1	学区内地区	400人	体育館等
9	市立第三中学校	多賀城市笠神2-1-1	学区内地区	500人	体育館等
10	市立玉川中学校	塩竈市権現堂19-1	学区内地区	400人	体育館等
11	市立浦戸小中学校	塩竈市浦戸野々島字馬越8	野々島	200人	体育館等
12	桂島ステイ・ステーション	塩竈市浦戸桂島字台23	桂島、石浜	100人	体育館等

13	寒風沢ステイ・ステーション	塩竈市浦戸寒風沢字中月21	寒風沢	100人	体育館等
14	塩竈市公民館	塩竈市東玉川町9-1	南部地区の一部	200人	
15	宮城県塩釜高等学校(東キャンパス)	塩竈市泉ヶ岡7-1	泉ヶ岡の一部、香津町	1,187人	体育館等
16	塩竈市体育館	塩竈市今宮町9-1	字伊保石、字長沢、長沢町、今宮町、清水沢	549人	第2競技場(サブアリーナ)
17	塩竈市温水プール	塩竈市字杉の入裏39-173	新浜町2・3丁目	40人	軽運動場
18	塩釜港湾合同庁舎	塩竈市貞山通3-4-1	貞山通	450人	２階会議室
19	一森山道場	塩竈市宮町7-15	第一中学校学区内地区	168人	
				6,594人	

指定避難所　　19 箇所

（震災編資料１３－１　指定緊急避難場所、指定避難所一覧表参照）

（震災編資料１３－２　塩竈市指定緊急避難場所、指定避難所位置図参照）

第２　避難の長期化対策

避難の長期化対策は、第１編地震災害対策編 第２章 第２４節 第２「避難の長期化対策」の定めに準ずる。

第３　避難所における愛護動物の対策

避難所における愛護動物の対策は、第１編地震災害対策編 第２章 第２４節 第３「避難所における愛護動物の対策」の定めに準ずる。

第４　応急仮設住宅対策

応急仮設住宅対策は、第１編地震災害対策編 第２章 第２４節 第４「応急仮設住宅対策」の定めに準ずる。

第５　帰宅困難者対策

帰宅困難者対策は、第１編地震災害対策編 第２章 第２４節 第５「帰宅困難者対策」の定めに準ずる。

第６　被災者等への情報伝達体制等の整備

被災者等への情報伝達体制等の整備は、第１編地震災害対策編 第２章 第２４節 第６「被災者等への情報伝達体制等の整備」の定めに準ずる。

第７　孤立集落対策

孤立集落対策は、第１編地震災害対策編 第２章 第２４節 第７「孤立集落対策」の定めに準ずる。

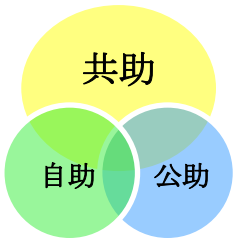

■　町内会及び自主防災組織、事業所等の役割　■

避難受入れ対策における町内会及び自主防災組織、事業所等の役割は、第１編地震災害対策編 第２章 第２４節 「避難受入れ対策」の定めに準ずる。

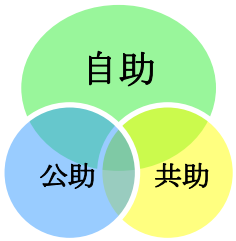

■　塩竈市民等の役割　■

避難受入れ対策における塩竈市民等の役割は、第１編地震災害対策編 第２章 第２４節 「避難受入れ対策」の定めに準ずる。

第１８節　食料、飲料水及び生活物資の確保

目　的

住宅の被災等による食料、飲料水及び生活物資の喪失、流通機能の一時的な停止や低下等が起こった場合には、被災者への生活救援物資の迅速な供給が必要である。このため、発災直後から、時間経過に応じ、被災者に対し円滑に食料、飲料水、燃料及び生活物資の供給が行われるよう、市は物資の備蓄、調達及び輸送体制の整備を図る。

また、市民、町内会及び自主防災組織、事業所等は自主的に食料、飲料水、燃料及び生活物資の備蓄を行い、避難行動要支援者等に対し支援を行う体制を構築する。

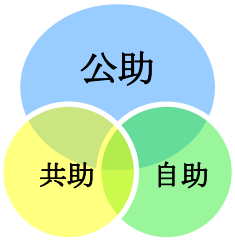

■　塩竈市及び防災機関の役割　■

第１　市が市民等へとるべき措置

市が市民等へとるべき措置は、第１編地震災害対策編 第２章 第２５節 第１「市が市民等へとるべき措置」の定めに準ずる。

第２　食料及び生活物資等の供給計画の策定

食料及び生活物資等の供給計画の策定は、第１編地震災害対策編 第２章 第２５節 第２「食料及び生活物資等の供給計画の策定」の定めに準ずる。

第３　食料及び生活物資等の備蓄

食料及び生活物資等の備蓄は、第１編地震災害対策編 第２章 第２５節 第３「食料及び生活物資等の備蓄」の定めに準ずる。

第４　食料及び生活物資等の調達体制

食料及び生活物資等の調達体制は、第１編地震災害対策編 第２章 第２５節 第４「食料及び生活物資等の調達体制」の定めに準ずる。

第５　燃料の確保

燃料の確保は、第１編地震災害対策編 第２章 第２５節 第５「燃料の確保」の定めに準ずる。

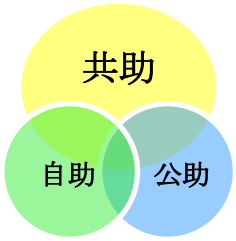

■　町内会及び自主防災組織、事業所等の役割　■

食料、飲料水及び生活物資の確保における町内会及び自主防災組織、事業所等の役割は、第１編地震災害対策編 第２章 第２５節 「食料、飲料水及び生活物資の確保」の定めに準ずる。

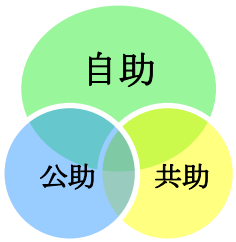

■　塩竈市民等の役割　■

食料、飲料水及び生活物資の確保における塩竈市民等の役割は、第１編地震災害対策編 第２章 第２５節 「食料、飲料水及び生活物資の確保」の定めに準ずる。

第１９節　要配慮者・避難行動要支援者への支援対策

目　的

大規模災害時には、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、アレルギー等の慢性疾患を有する者、外国人等の要配慮者、また団体旅行客等も被災することが考えられ、その場合、より危険・困難な状態に置かれる可能性があることや、さらに避難後の生活においても配慮を必要とすることが予想されるため、市及び関係機関はその対策について整備する。

また、市民、町内会及び自主防災組織、事業所等は、災害発生時の高齢者、障がい者等への対応や外国人支援等について、行政と連携した防災体制の整備を行うとともに、要配慮者自身は自らの備えを行う。

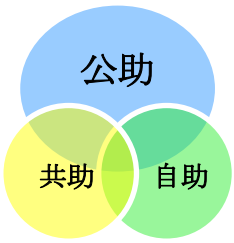

■　塩竈市及び防災機関の役割　■

第１　高齢者、障がい者等への支援対策

高齢者、障がい者等への支援対策は、第１編地震災害対策編 第２章 第２６節 第１「高齢者、障がい者等への支援対策」の定めに準ずるほか、次の対策を実施する。

１　リスクが高い区域内の要配慮者利用施設の避難体制強化

市は、雨水出水浸水想定区域、高潮浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内における要配慮者利用施設（以下、この節において「リスクが高い区域内の要配慮者利用施設」という。）の管理者が、浸水や土砂災害に対して、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために行う以下の内容について、必要な助言又は勧告を行い、積極的に支援する。

（１）「避難確保計画」の作成

①　リスクが高い区域内の要配慮者利用施設の管理者は、浸水や土砂災害が発生するおそれがある場合に施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、「避難確保計画」を作成する。その際、より実効性のある「避難確保計画」とするため、具体的な内容を記載することに努める。

②　リスクが高い区域内の要配慮者利用施設の管理者は、「避難確保計画」を作成、又は変更したときは、遅滞なく、その計画を市長へ報告する。

（２）避難訓練の実施

リスクが高い区域内の要配慮者利用施設の管理者は、「避難確保計画」に基づいた避難訓練を定期的に実施し、その結果を踏まえて「避難確保計画」等の見直しを行い、より実効性の高い避難の確保を図る。

２　在宅の避難行動要支援者への避難支援

（１）市は、浸水や土砂災害に対して、防災関係部局と福祉関係部局等が連携し、在宅の避難行動要支援者に対する避難支援体制を確立する。

また、自力での避難が困難な在宅の避難行動要支援者が、避難時に支援を要する旨を自発的に前もって避難支援者や市に伝える意識を持つよう、浸水や土砂災害に対する意識の向上を図る。

（２）市は、日頃から在宅の避難行動要支援者に接している介護サービス事業者、医療事業者、民生委員等に対し、避難支援に関する説明会を実施する等、浸水や土砂災害に対する防災意識の向上を図る。

第２　外国人への支援対策

外国人への支援対策は、第１編地震災害対策編 第２章 第２６節 第２「外国人への支援対策」の定めに準ずる。

第３　旅行客への支援対策

旅行客への支援対策は、第１編地震災害対策編 第２章 第２６節 第３「旅行客への支援対策」の定めに準ずる。

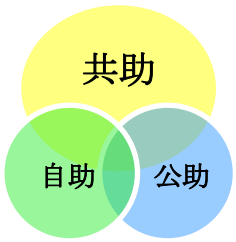

■　町内会及び自主防災組織、事業所等の役割　■

要配慮者・避難行動要支援者への支援対策における町内会及び自主防災組織、事業所等の役割は、第１編地震災害対策編 第２章 第２６節「要配慮者・避難行動要支援者への支援対策」の定めに準ずるほか、次の対策を実施する。

１　リスクが高い区域内の要配慮者利用施設における避難体制強化

雨水出水浸水想定区域、高潮浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内における要配慮者利用施設の管理者は、浸水や土砂災害に対して、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、以下の対策を実施する。

（１）「避難確保計画」の作成

①　浸水や土砂災害が発生するおそれがある場合、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、「避難確保計画」を作成する。その際、より実効性のある「避難確保計画」とするため、下記に示すような具体的な内容を記載することに努める。

②　「避難確保計画」を作成、又は変更したときは、遅滞なく、その計画を市長へ報告する。

（２）防災教育・避難訓練の実施

「避難確保計画」に基づいて、安全な避難行動を確実に行うことができるよう、防災教育や避難訓練を定期的に実施し、職員や施設利用者の浸水や土砂災害に関する知識を深める。

また、避難訓練等を通して課題等を抽出し、必要に応じて「避難確保計画」等の見直しを行い、より実効性の高い避難の確保を図る。

（３）雨水出水浸水想定区域、高潮浸水想定区域内における要配慮者利用施設の管理者は、浸水時における施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を行うため、自衛水防組織を設置するよう努める。

＜避難確保計画に記載する内容の例＞

自衛水防組織を設置する場合	自衛水防組織を設置しない場合
・計画の目的 ・計画の報告 ・計画の適用範囲 ・防災体制 ・情報収集・伝達 ・避難誘導 ・避難の確保を図るための施設の整備 ・防災教育及び訓練の実施 ・自衛水防組織の業務に関する事項 ・防災教育及び訓練の年間計画（※） ・利用者緊急連絡先一覧表（※） ・緊急連絡網（※） ・外部機関等の緊急連絡先一覧表（※） ・対応別避難誘導一覧表（※） ・自衛水防組織活動要領（※） ・自衛水防組織の編成と任務（※） ・自衛水防組織装備品リスト（※） ・施設周辺の避難地図	・計画の目的 ・計画の報告 ・計画の適用範囲 ・防災体制 ・情報収集・伝達 ・避難誘導 ・避難の確保を図るための施設の整備 ・防災教育及び訓練の実施 ・防災教育及び訓練の年間計画（※） ・利用者緊急連絡先一覧表（※） ・緊急連絡網（※） ・外部機関等の緊急連絡先一覧表（※） ・対応別避難誘導一覧表（※） ・防災体制一覧表（※） ・施設周辺の避難地図

（※）市長への提出が不要な事項

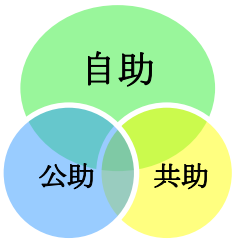

■　塩竈市民等の役割　■

要配慮者・避難行動要支援者への支援対策における塩竈市民等の役割は、第１編地震災害対策編第２章 第２６節「要配慮者・避難行動要支援者への支援対策」の定めに準ずる。

第２０節　複合災害対策

目　的

大規模災害から市民の命を守るためには、最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定し、それに対する可能な限りの備えを行う必要がある。

一つの災害が他の災害を誘発し、それぞれが原因となり、あるいは結果となって全体としての災害を大きくする場合や別々の災害が偶発的に同時期に発生する場合などを意識し、そういった複合災害について、より厳しい事態を想定した対策を講じる。

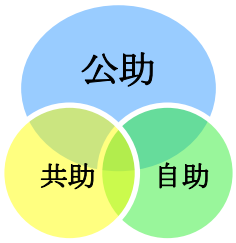

■　塩竈市及び防災機関の役割　■

第１　複合災害の応急対策への備え

複合災害の応急対策への備えは、第１編地震災害対策編 第２章 第２７節 第１「複合災害の応急対策への備え」の定めに準ずる。

第２　複合災害に関する防災活動

複合災害に関する防災活動は、第１編地震災害対策編 第２章 第２７節 第２「複合災害に関する防災活動」の定めに準ずる。

第２１節　災害廃棄物対策

目　的

大規模災害発生後、大量に発生する災害廃棄物（災害によって発生する廃棄物及び被災者の生活に伴い発生する廃棄物）や倒壊物・落下物等による障害物、火山噴出物（火山災害の場合に限る。）は、市民の生活に著しい混乱をもたらすことが予想される。

このため、市は廃棄物処理施設の耐災化等を図るとともに、廃棄物処理活動が迅速に行われるよう、大量の災害廃棄物が発生した場合に必要となる広域処理も含めた災害廃棄物の処理体制の確立を図る。

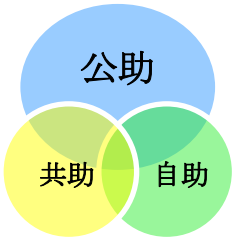

■　塩竈市及び防災機関の役割　■

第１　処理体制

処理体制は、第１編地震災害対策編 第２章 第２８節 第１「処理体制」の定めに準ずる。

第２　主な措置内容

主な措置内容は、第１編地震災害対策編 第２章 第２８節 第２「主な措置内容」の定めに準ずる。

第３　清掃工場及び埋立処分場の延命化・整備

清掃工場及び埋立処分場の延命化・整備は、第１編地震災害対策編 第２章 第２８節 第３「清掃工場及び埋立処分場の延命化・整備」の定めに準ずる。

第４　市民への広報

市民への広報は、第１編地震災害対策編 第２章 第２８節 第４「市民への広報」の定めに準ずる。

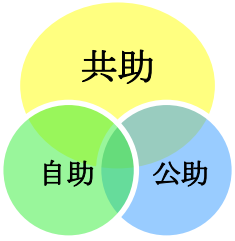

■　町内会及び自主防災組織、事業所等の役割　■

災害廃棄物対策における町内会及び自主防災組織、事業所等の役割は、第１編地震災害対策編 第２章 第２８節「災害廃棄物対策」の定めに準ずる。

第２２節　火災予防対策

目　的

火災による人的・物的被害の軽減を図るため、市及び防災関係機関は、出火防止はもとより初期消火に加え、火災の延焼防止のため、必要な事業の実施及び施設の整備等、火災予防対策の徹底に努める。

また、市民、町内会及び自主防災組織、事業所等は、出火防止、火災予防の徹底に努める。

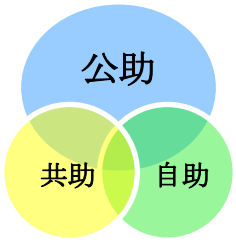

■　塩竈市及び防災機関の役割　■

第１　情報の収集・伝達体制の整備

市及び防災関係機関は、情報収集、伝達手段として、無線、有線及びその他通信設備等を利用した防災通信網の確保・整備充実を図り、火災発生時の応急対策を迅速に推進するため万全を期す。

第２　出火防止、火災予防の徹底

出火防止、火災予防の徹底は、第１編地震災害対策編 第２章 第２１節 第１「出火防止、火災予防の徹底（消防本部）」の定めに準ずるほか、次の対策を実施する。

１　火気使用設備・器具の安全化

火災発生は、火気使用設備・器具の老朽化、不測な取扱いや配置及び過重な負担を掛けることにより起きることから、市及び消防機関は、設備・器具の点検と早期交換、適正な取扱方法の周知を図ることにより、出火の抑制に努める。

２　市民への指導強化

世帯構成が、核家族化、少子化、高齢化の傾向の中で、火気取扱方法の誤操作、異常な使用及び失念により、重大な火災に発展することから、市及び消防機関は、常に火気についての注意を喚起するとともに、特に、春季秋季の火災予防運動を通じ、乾燥期や強風時における火気の使用について指導を強化し、意識の高揚を図る。

３　出火防止のための査察指導

消防機関は、火気使用設備・器具の不適正な使用や配置又は過度の使用方法による出火を抑制、未然防止するため、使用場所や設備・器具の状態について、予防査察を実施する。

第３　消防組織の強化

市及び消防機関は、複雑多様化、高度化する消防業務に対応できる体制を確立するため、広域消防応援体制の一層の充実並びに消防職員及び消防団員の教育訓練の充実による資質の向上を図るとともに、各消防機関における計画的な人員の確保等、組織の拡充強化について指導する。また、民間防火組織等の育成を図りながら、防火予防思想の普及に努める。

さらに、火災による人的、物的損害を最小限に止めるため、防火対象物の防火管理体制を強化し、失火を防止し、出火の場合には、早期通報、初期消火を行うよう常時確実な体制がとれるように指導する。

第４　消防力の強化

消防力の強化は、第１編地震災害対策編 第２章 第２１節 第２「消防力の強化」の定めに準ずる。

第５　消防水利の整備

消防水利の整備は、第１編地震災害対策編 第２章 第２１節 第３「消防水利の整備」の定めに準ずる。

第６　消防計画の充実強化

消防計画の充実強化は、第１編地震災害対策編 第２章 第２１節 第４「消防計画の充実強化」の定めに準ずる。

第７　火災予防措置

１　予防査察指導の強化

火災を未然に防止するためには、消防機関等による予防査察が最も効果があるので、これを計画的、継続的に実施するとともに、消防用設備に関する法令、「塩釜地区消防事務組合火災予防条例」（昭和 48 年 7 月 5 日条例第 2 号）の趣旨を防火対象物の関係者に徹底し、また、予防査察の結果について研究を行い、査察指導の向上を図る。

なお、火災の防止は、その建物等の維持管理状況に負うところが大であり、定期点検報告制度の普及促進や、人命への影響が極めて高い飲食店、病院等の防火対象物及び多量の火気を使用する工場等に対して重点的に立入検査を実施し管理権限者に対して指導助言等を行う。

２　漏電による火災の防止

防災関係機関（東北電力株式会社仙台北営業所）は、配電設備について、一定の基準による工事と適切な検査の実施により施行の完全を期し、保守に当たっては巡視点検による不良個所の早期発見と改修に努める。

また、需用設備については、新増設調査及び定期調査により不良個所の改修を需用家に通知するとともに、工事施工業者の技術向上を図る。

市民に対しては、電気の正しい取扱いと適正配線の重要性について啓発、宣伝に努める。

特に、災害発生の予想される時期には特別点検、特別巡視を行う。

３　消防用設備等の設置・普及

消防機関は、火災による人的物的被害の軽減を図るため、早期発見、初期消火及び避難等に有効な消防設備の適正な設置及び維持管理について指導するとともに、消防設備士の資質の向上を図る。

４　住宅防火対策の推進

消防機関は、住宅火災の防止については、防炎物品及び防炎製品の使用が出火、延焼拡大の阻止に有効であることを周知する。特に、就寝時間帯及び高齢者世帯における火災死亡率が高くなる傾向にあることから、住宅用火災報知器の設置義務化による機器の普及促進に努めると伴に、住宅防火診断等防火に関する生活改善について指導助言を行い、住宅火災の軽減を図る。

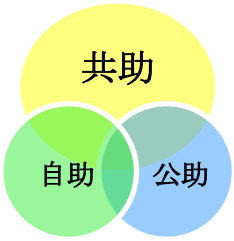

■　町内会及び自主防災組織、事業所等の役割　■

火災予防対策における町内会及び自主防災組織、事業所等の役割は、第１編地震災害対策編 第２章 第２１節 「火災予防対策」の定めに準ずる。

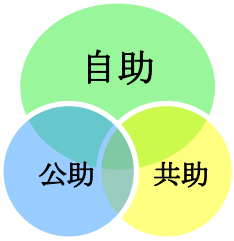

■　塩竈市民等の役割　■

火災予防対策における塩竈市民等の役割は、第１編地震災害対策編 第２章 第２１節 「火災予防対策」の定めに準ずる。

第２３節　林野火災予防対策

目　的

林野火災は、気象条件等により大火につながる危険性があり、いったん大きくなった火災は、地理・水利等の条件により消火活動が困難であるという特殊性を有している。このため、消防関係機関は林野火災の未然防止に努めるとともに、初期消火、火災の延焼拡大防止のため、必要な事業の施行、資機材の整備等を図り火災予防対策の徹底に努める。

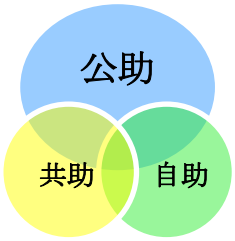

■　塩竈市及び防災機関の役割　■

第１　現　況

市における山林は、一森山、伊保石地区、浦戸地区等に点在している。近年の山林火災の発生は少ないものの、最近のレジャー人口の増加等により、林野火災が発生する危険性がある。

なお、本市の場合、山林と住宅等が近接していることから山林火災から住宅への延焼や、住宅火災から山林への延焼等も考えられ、特に浦戸地区では、レジャー等で訪れる観光客が多く、林野の利用による火災の危険性が大きい。

第２　事前警戒措置

１　たき火等の制限

（１）市長は気象の状況が林野火災予防上危険であると通報を受けたときは、地区の市民、入林者及び観光客等に火を使用しないよう要請する。

（２）市長は、「消防法」（昭和 23 年法律第 186 号）第 22 条の規定による火災に関する警報を発したとき、その他林野火災予防上危険であると認めるとき、又は、林野火災が発生すれば大きな災害を招くおそれがあると認めるときは、市の区域内に在る者に対し火の使用を制限する。

第３　広報宣伝の充実

市及び林野関係機関は、林野火災の特殊性により、乾燥注意報の発表等林野火災の発生するおそれがあるときは、地区の市民及び入林者等に対し、火気使用について注意を喚起し、火災を予防するとともに、応急体制の準備をする。

１　山火事防止強調月間の設定

春、秋の火災危険期にあわせ、山火事防止強調月間を設け、山火事に対する啓発活動を行うとともに、市及び消防関係機関は、適宜、山林火災防ぎょ訓練を実施するなどして予防対策に万全を期す。

２　ポスター、標識板等の設置

市は、屋内外、交通機関、駅、林野内の道路、樹木等に、山火事防止に関するポスター、標識板などを掲示し、市民、通行者、入林者に注意を喚起する。

３　チラシ、パンフレット等の配布

市及び林野関係機関は、啓発・宣伝の一環として、チラシ、パンフレット、ステッカー等を作成して配布する。

４　学校教育による防火思想の普及

市は、自然保護、森林愛護等の情操教育を通じて防火思想の普及を図るとともに、児童・生徒を通じて家庭への浸透を図る。

第４　森林等の管理、整備

森林の所有者、管理者等は、防火線、防火樹帯の布設、自然水利の活用等による防火用水の確保その他の林野火災予防上の措置を講ずる。

第５　防ぎょ資機材の備蓄

市は、林野火災に迅速に対応するため、防ぎょ活動に必要な資機材を備蓄しておく。

第６　防災活動の促進

市、県等関係機関は、出火につながる要因を個々に分析・検討し、あらゆる施策を講じて未然防止を図る必要があり、市民及び入林者に対しては、防災意識の高揚と防災活動の向上を図る。

また、初期消火活動の協力体制を確立し、林野火災防ぎょ技術の習得と向上のため、関係機関相互による訓練、資機材操作運用研究会の開催、空中消火活動の強化・充実を図る。

（１）火気使用設備・器具の安全化
（２）市民への指導強化
（３）出火防止のための査察指導
（４）初期消火体制の強化

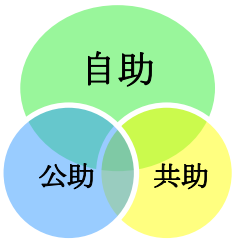

■　塩竈市民等の役割　■

第１　広報宣伝の充実

１　防災活動の促進

市民及び入林者は、林野火災防止のための防災意識の高揚と防災活動の向上に努める。

第２４節　危険物等災害予防対策

目　的

災害時において、危険物（消防法に規定する危険物のほか、高圧ガス、火薬類、毒物、劇物）施設等の火災や危険物等の流失等が発生した場合には、周辺地域に多大の被害を及ぼすおそれがある。

このため、各施設の自主保安体制の充実・強化について指導を徹底する等、災害対策と防災教育や防災訓練の積極的実施を推進する。

また、各危険物施設や護岸等の耐震性能の向上、緩衝地帯の整備を図る。

なお、事業所等（各施設管理者）は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の該当性、及び被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が予想される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努める。

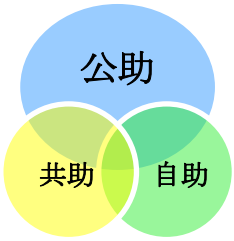

■　塩竈市及び防災機関の役割　■

第１　各施設の予防対策

各施設の予防対策は、第１編地震災害対策編 第２章 第９節 第１「各施設の予防対策」の定めに準ずる。

第２　危険物施設

危険物施設は、第１編地震災害対策編 第２章 第９節 第２「危険物施設（消防本部及び消防署）」の定めに準ずるほか、以下の内容を実施する。

１　宮城海上保安部は、港内石油基地の状況（規模、消防設備、機材等）、危険物荷役の状況（荷役場所、荷役時の保安措置等）、危険物積載船舶の出入港状況等を常時把握するとともに、事業所等に対し化学消化剤、油処理剤、オイルフェンス等防除資機材の整備に関して基準の遵守を指導徹底させ、被害の拡大防止に努める。

２　宮城海上保安部は、タンカー火災、大量の油、放射性物質の流出等が発生した場合の航行制限及び防除、避難対策等を検討する。

第３　高圧ガス施設

高圧ガス施設は、第１編地震災害対策編 第２章 第９節 第３「高圧ガス施設（宮城県仙台地方振興事務所）」の定めに準ずる。

第４　火薬類製造施設等

火薬類製造施設等は、第１編地震災害対策編 第２章 第９節 第４「火薬類製造施設等（宮城県仙台地方振興事務所）」の定めに準ずる。

第５　毒物及び劇物貯蔵施設

毒物及び劇物貯蔵施設は、第１編地震災害対策編 第２章 第９節 第５「毒物及び劇物貯蔵施設（宮城県仙台保健福祉事務所（塩釜保健所））」の定めに準ずる。

第６　化学薬品等の出火防止対策

化学薬品等の出火防止対策は、第１編地震災害対策編 第２章 第９節 第６「化学薬品等の出火防止対策（宮城県仙台保健福祉事務所（塩釜保健所）・消防本部・消防署）」の定めに準ずる。

第２５節　海上災害予防対策

目　的

船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等の発生又は船舶からの危険物等の大量流出等による著しい海洋汚染、火災爆発等の発生といった海上災害を防止し、被害の軽減を図るため、予防対策について定める。

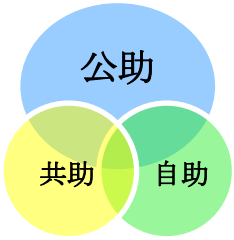

■　塩竈市及び防災機関の役割　■

第１　海上災害に関する基本的な考え方

１　海上災害のうち、船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生によって生ずる人命に対する救助義務は、当該船舶の船長にあり、また、船舶が衝突したときは相互の船舶の船長は人命及び船舶の救助に必要な手段を尽くさなければならない。さらに他の船舶又は航空機の遭難を知ったときは、船長は人命救助に必要な手段を尽くさなければならない。

２　海難について、人命救助を必要とする場合、宮城海上保安部が船長の救助活動の援助を行う。特に陸岸に近い海難については、市長が救護活動を行う。（別表１・２参照）

３　重油等の流出事故により防除が必要となった場合、その防除義務は、当該船舶の船長にあるが、これらの者が必要な措置を講ぜず、又はこれらの者が講ずる措置のみによっては海洋の汚染を防止することが困難であると認められる場合には、宮城海上保安部、指定海上防災機関（一般財団法人　海上災害防止センター）等が防除に当たる。

４　一旦陸岸に漂着した場合の回収、収集、運搬、処分の責任者は、船舶所有者であるが、船舶所有者の対応だけでは処理ができない場合には、生活環境の保全等のため市が対応せざるを得ない。（別表３・４参照）

別表１　海難による人身事故における対応と責任者

主　　体	根拠法令	責務等の内容
当該船舶の船長	【国内法】 「船員法」（昭和22年法律第100号） 第12～14条	・人命の救助並びに船舶及び積荷の救助 ・船舶が衝突したときの人命及び船舶の救助 ・他の船舶又は航空機の遭難を知ったときの人命の救助

別表２　海難による人身事故における各関係機関の任務等の根拠法令

主　　体	根拠法令	任務等の内容
宮城海上保安部	「海上保安庁法」(昭和23年法律第28号) 第２条	海難救助を行い、海上の安全を図ること
塩竈市長	「水難救護法」(明治32年法律第95号) 第１条	遭難船舶救護の事務は最初に事件を認知した市長の責務
警察署	水難救護法第４条	救護の事務に関し市長を補助

別表３　重油等の流出事故の防除義務者等について

（１）海洋での油等の防除義務者【指導・監督機関：宮城海上保安部】

①　総括的な規定

主　　体	根拠法令	責務等の内容
船舶の船長又は船舶所有者、海洋施設等又は海洋危険物管理施設の管理者又は設置者その他の関係者	「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」（昭和45年法律第136号　以下､｢海防法」という。） 第２条 （総括的な規定）	油、有害液体物質等若しくは危険物の排出があった場合又は海上火災が発生した場合において排出された油又は有害液体物質等の防除、消火、延焼の防止等の措置を講ずることができるように常時備えるとともに、これらの事態が発生した場合には、当該措置を適確に実施することにより、海洋の汚染及び海上災害の防止に努めなければならない。

②　具体的な排出物ごとの規定

海防法では、上記の一般的な防除義務の規定に加えて、排出物ごとに具体的な責任等を記している。排出物の定義については、海防法第３条に規定されている。

ア　大量の油又は有害液体物質が排出された場合

主　　体	根拠法令	責務等の内容
・船舶の船長又は管理施設の管理者 ・排出の原因となる行為をしたもの	海防法第39条第１項	排出された油又は有害液体物質の広がり及び引き続く油又は有害液体物質の排出の防止並びに排出された油又は有害液体物質の除去のための応急措置を講じなければならない。
宮城海上保安部	海防法第39条第３項	当該船舶所有者等が講ずべき措置を講じていないと認められるときは、講ずべき措置を講ずべきことを命ずることができる。

イ　廃棄物等が排出された場合

主　　体	根拠法令	責務等の内容
宮城海上保安部	海防法第40条	海洋が汚染され、又は汚染されるおそれがあり、当該汚染が海洋環境の保全に著しい障害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められる場合は、当該廃棄物その他の物を排出したと認められる者又は当該沈没し、若しくは乗り揚げた船舶の船舶所有者に対し、国土交通省令で定めるところにより、当該廃棄物その他の物の除去又は当該船舶の撤去その他当該汚染の防止のため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

※　ア及びイの場合における宮城海上保安部による措置（海防法第41条第１項）
措置を講ずべき者がその措置を講ぜず、又はこれらの者が講ずる措置のみによっては海洋の汚染を防止することが困難であると認められる場合において、排出された油、有害液体物質、廃棄物その他の物の除去、排出のおそれがある油若しくは有害液体物質の抜取り又は沈没し、若しくは乗り揚げた船舶の撤去その他の海洋の汚染を防止するため必要な措置を講じたときは、当該措置に要した費用で国土交通省令で定める範囲のものについて、当該船舶の船舶所有者又は海洋施設等の設置者に負担させることができる。

③　危険物が排出された場合

主　　体	根拠法令	責務等の内容
・船舶の船長又は管理施設の管理者 ・排出の原因となる行為をしたもの	海防法第42条の２第３項	直ちに、引き続く危険物の排出の防止及び排出された危険物の火災の発生の防止のための応急措置を講ずるとともに、危険物の排出があった現場付近にある者又は船舶に対し注意を喚起するための措置を講じなければならない。
宮城海上保安部	海防法第42条の５第１項	当該排出された危険物による海上火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、海上火災が発生したならば著しい海上災害が発生するおそれがあるときは、海上火災が発生するおそれのある海域にある者に対し火気の使用を制限し、若しくは禁止し、又はその海域にある船舶の船長に対しその船舶をその海域から退去させることを命じ、若しくはその海域に進入してくる船舶の船長に対しその進入を中止させることを命ずることができる。

（２）漂着・回収後の油等の処理・処分責任者【指導・監督機関：環境省・都道府県】

主　　体	根拠法令	責務等の内容
船舶所有者	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）	ロシア船籍タンカー「ナホトカ号」重油流出事故については、厚生省通知（平成９年１月 23 日）により「今回の事故により海岸に漂着した油について、回収し、一時保管場所に集積等された後の運搬・処理にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき適正に処理すること。また、集積された排油等の廃棄物については、船舶所有者が運送活動に伴い排出した産業廃棄物として取り扱われたいこと。」となっており、この計画においてもその考え方を適用する。

別表４　重油等の防除に関する関係各機関の任務・権能等

主　　体	根拠法令	責務等の内容
海上保安庁	海上保安庁法第２条 海防法第39条第３項、第42条の15	海上保安庁法による一般的な海洋汚染防止の任務のほか、海防法により防除措置義務者に必要な措置を講じることを命じ、又は指定海上防災機関に排出特定油の防除の措置を指示すること。
指定海上防災機関（一般財団法人　海上災害防止センター）	海防法第42条14	宮城海上保安部の指示を受けて油等の防除の措置を実施するとともに、船舶所有者等の委託を受けて海上防災のための措置などを実施すること。
国土交通省 （港湾局 地方整備局）	「国土交通省設置法」（平成11年法律第100号）第４条第15号・第103号、第31条第２号	・海洋汚染等及び海上災害の防止に関すること。 ・国が行う海洋の汚染の防除に関する業務に関すること。
塩竈市	災害対策基本法第50条第１項第６号	廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
港湾管理者	「港湾法」（昭和25年法律第218号）第12条第２号・第６号、第34条	・港湾区域及び港務局の管理する港湾施設を良好な状態に維持すること。（港湾区域内における漂流物、廃船その他船舶航行に支障を及ぼすおそれがある物の除去及び港湾区域内の水域の清掃その他の汚染の防除を含む。） ・消火、救難及び警備に必要な設備を設け、並びに港湾区域内に流出した油の防除に必要なオイルフェンス、薬剤その他の資材を備えること。
漁港管理者	「漁港漁場整備法」（昭和25年法律第137号）第４条、第18条	漁港漁場整備事業の一環として漁港における汚泥その他公害の原因となる物質のたい積の排除、汚濁水の浄化その他の公害防止のための事業を施行すること。

第２　船舶の安全な運航等の確保（宮城海上保安部）

１　宮城海上保安部は、次に掲げる措置を講じる。

（１）海図、水路図誌等水路図書の整備

（２）港内における航行管制、海上交通情報提供等の実施

（３）危険物荷役における安全防災対策の指導

（４）航路標識の整備

（５）水路通報、航行警報等船舶交通の安全に必要な情報提供の実施

２　国及び港湾管理者は、走錨等に起因する事故の可能性がある海上施設周辺海域において、船舶の避難水域を確保するため、必要に応じて、防波堤の整備を行うとともに、走錨等に起因する事故の可能性がある海上施設周辺海域に面する臨港道路において、船舶の走錨等による臨港道路の損壊を未然に防止するため、必要に応じて、防衝工を設置する。

３　港湾管理者等は、管理施設の維持管理に努める。

第３　職員の配備体制

関係機関は、それぞれの機関の実情に応じ、職員の非常参集等応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに年１回以上の訓練を行い、活動手順、資機材や装備の使用方法等の習熟等について徹底を図る。

第４　防災関係機関相互の応援体制（市、県、宮城海上保安部、消防本部）

宮城海上保安部、市、県及び消防本部は、民間救助・防災組織及び関係事業者等と、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定等を締結する等平常時から連携を強化しておく。

第５　捜索、救助、救急及び医療活動（宮城海上保安部、消防本部）

１　救助・救急関係機関は、当該機関及び関係事業所に係る救助・救急用資機材の保有状況を把握するとともに、平時から情報交換を行うよう努める。

２　宮城海上保安部と県、宮城海上保安部と医療機関、消防本部と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努める。

第６　緊急輸送活動（宮城海上保安部）

宮城海上保安部は、緊急輸送を円滑に行うため、必要に応じて船舶交通を制限し又は禁止する。

第７　危険物等の大量流出時における防除活動（市、県、宮城海上保安部、消防本部）

宮城海上保安部、市、県及び消防本部は、危険物等が大量流出した場合に備えて、オイルフェンス、油処理剤等の防除資機材の備蓄に努め、防除活動及び避難誘導活動を行うための体制の整備を図る。また、危険物等の種類に応じた防除資機材の整備状況を把握する。

第８　防災訓練の実施（宮城海上保安部）

宮城海上保安部は、市、県及び民間救助・防災組織、石油関係事業者等並びに港湾管理者等の協力を得て、大規模海難や危険物等の大量流出を想定し、相互に連携したより実践的な訓練を実施し、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

第９　海上防災知識の普及（宮城海上保安部）

宮城海上保安部は、海難防止、海上災害防止に係る講習会を開催し、また、訪船指導等を行うことにより、海上災害防止思想の普及に努める。

第１０　海上交通環境の整備（宮城県仙台塩釜港湾事務所）

港湾管理者は、防波堤、航路等の整備により、海上交通の安全性の向上に努める。

第２６節　航空災害予防対策

目　的

市及び関係機関は、航空機の墜落等の事故が発生した場合は、人的、物的に多大な被害が発生するおそれがあるため、被害を未然に防止し又は軽減を図るよう努める。

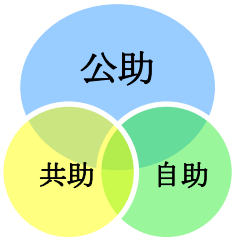

■　塩竈市及び防災機関の役割　■

第１　救助・救急、医療及び消火活動

市及び消防本部は、救急・救助用資機材及び化学消防車等の消防用資機材の整備に努める。

第２　緊急輸送活動

道路管理者等は、負傷者等の病院搬送が円滑に行えるよう道路交通管理体制の整備に努める。

第２７節　鉄道災害予防対策

目　的

鉄道における災害は、多数の死傷者等の発生を招く恐れがあるため、事故災害防止のため、鉄道事業者は、日常の安全運行の確保とともに、鉄道施設の適正な保守管理に努める。

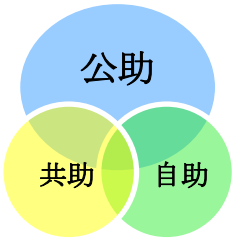

■　塩竈市及び防災機関の役割　■

第１　東日本旅客鉄道(株)仙台支社

鉄道災害予防対策は、第１編地震災害対策編　第２章　第５節　第４「鉄道施設（東日本旅客鉄道(株)）」の定めに準ずるほか、次の対策を実施する。

１　鉄道の安全な運行等の確保

鉄道施設の点検整備は、すべての構造物に対する定期点検を実施し、安全性の確認及び環境条件の変化等による危険個所を発見するため、必要に応じて、随時検査を実施する。

２　社員の配備体制

各体制に基づき関係社員の配置体制をとる。

３　関係機関相互の応援体制

関係機関及び協力会社との連絡を緊密にする。

４　避難誘導体制

災害発生時、駅のコンコース、改札口等において、利用客の見やすい場所に、誘導上必要な情報の内容を掲示するとともに、随時放送を行い情報の周知徹底を図る。

列車においては、乗客に速やかに不通の状況、その列車の運行状況、接続関係等について、詳しく案内するとともに、状況に応じて適切な誘導に努める。

５　防災訓練の実施

事故、災害発生時に、適切な処置がとれるよう、防災訓練を適宜実施する。

（１）非常呼出訓練
（２）避難誘導訓練
（３）消火訓練
（４）脱線復旧訓練
（５）その他

第２　鉄軌道の交通環境の整備

鉄道事業者及び道路管理者は、「踏切道改良促進法」（昭和 36 年法律第 195 号）に基づき踏切道の立体交差化や構造改良の促進、必要に応じ交通規制の実施や踏切道の統廃合等、踏切事故の防止対策に努める。

第２８節　道路災害予防対策

目　的

道路は、市民の日常生活及び社会経済活動上欠くことのできない重要な施設である。災害の発生により、道路の機能に重大な支障が生じた場合は、代替路の確保及び応急対策により機能の確保を行う。

また、各関係機関において、平常時より緊密な連携を図るなど、協力体制の整備を図る。

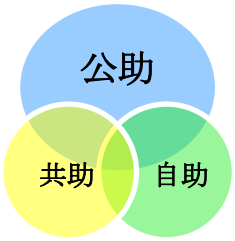

■　塩竈市及び防災機関の役割　■

第１　道路交通の安全のための情報収集・連絡体制の整備

市及び道路管理者は、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために、平常時より道路施設等の状況の把握、データベース化に努めるとともに、センサー等のＩＣＴ技術の活用による情報の収集、連絡体制の整備を図る。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

警察署は、道路交通の安全のための情報収集、連絡体制の整備を図る。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者に交通情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

第２　道路施設等の整備

道路施設等の整備は、第１編地震災害対策編 第２章 第５節 第１「道路施設」の定めに準ずるほか、次の対策を実施する。

１　道路付属施設

災害防止に当たり道路情報の迅速・正確な提供を行うために、凍結検知器、積雪深計、雨量計、水位計等の機器及び道路情報提供装置の整備を促進し、これらを有機的に運用するため災害情報システムの構築を図る。

２　職員の配備体制

市及び道路管理者は、実情に応じ災害応急対策に必要な職員の非常配備体制の整備を図る。

３　防災関係機関相互の応援体制

（１）災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、市及び道路管理者は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援協定を締結する等、平常時より連携強化を図る。

（２）市は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておく等必要な準備を整えておく。

４　救助・救急・医療及び消火活動

市、道路管理者、医療機関及び消防機関等は、道路災害による負傷者等が発生した場合に備え、救助・救急・医療及び消火活動について、平常時より機関相互間の連携強化を図る。

５　緊急輸送活動

（１）警察署及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について災害時の道路交通管理体制の整備に努める。

　また、警察署は、災害時の交通規制を円滑に行うため、警備業者等との間に交通誘導の実施等応急対策業務に関する協定等の締結に努める。

（２）警察署は、災害発生後において交通規制が実施された場合は、一般車両が通行の支障とならないよう運転者の取るべき措置等について周知を図る。

６　危険物及び障害物の除去等に関する資機材の確保

市及び道路管理者は、危険物及び障害物の除去等に対応するため、資機材の調達について、関係機関等との協力体制を充実するよう努める。

７　防災訓練の実施

市及び道路管理者は、防災訓練の実施を通じ、災害時の対応等について周知徹底を図る。

８　防災知識の普及

市及び道路管理者は、道路利用者に対し、災害時の対応等、防災知識の普及啓発を図る。

第３章　災害応急対策

第１節　防災活動体制

目　的

大規模災害が発生した場合、市域の広い範囲で市民の生命や財産に甚大な被害を及ぼすおそれがある。このため、市及び防災関係機関等は、災害等時には、一刻も早い初動体制を確立し、情報の収集・応急対策等を実施することが重要である。

市は、塩竈市災害対策本部条例、塩竈市災害対策本部運営要綱及び「災害時の職員行動マニュアル」に基づき、災害等が発生又はそのおそれがある場合において、その状況を勘案し、災害応急対策を実施し又は災害応急対策に備えるため、迅速かつ的確な配備体制のもとに防災活動を行う。

なお、災害応急段階においては、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。

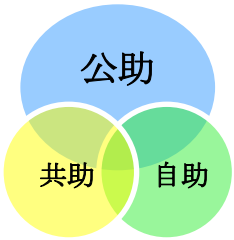

■　塩竈市及び防災機関の役割　■

第１　初動対応の基本的考え方

市及び防災関係機関は、発災当初の 72 時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

１　迅速な災害応急活動体制の確立

市は、法令及び市防災計画の定めるところにより、風水害等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、第一義的な災害応急対策を実施する機関として災害応急対策を迅速に展開するため、市及びその他の防災関係機関の緊急時の組織体制、情報の収集・伝達体制を確立するとともに、防災関係機関相互の連携の仕組みを盛り込んだ災害応急活動体制を明示する。

２　円滑な災害応急対策の展開

災害応急対策を円滑に展開するため、次の事項を中心に対策内容を整備のうえ、明示する。

なお、災害応急活動の実施に当たっては、その総合的推進に努めるとともに、時系列的な側面から重点的に実施すべき事項を的確に把握し、対処することが必要である。こうした観点から、災害応急対策の主な流れを示すと次のとおりである。

＜災害応急対策の主な流れ＞

時間経過	災害応急活動体制	災害応急活動内容
初動対策 （発災直後）	・災害対策本部の設置 ・災害対策要員の確保 ・被害情報の収集、分析、伝達 ・通信手段・情報網の確保 ・防災関係機関との連携	・災害情報の提供、広報活動の実施 ・「災害救助法」（昭和22年法律第118号）の適用 ・人命救出、救助活動、救急医療活動の実施 ・消火、水防活動等被害拡大防止活動の実施 ・避難行動要支援者等の安全確保対策の実施 ・指定避難所開設の実施 ・避難対策の実施 ・食料、物資の供給、応急給水の実施 ・ライフライン応急対策の実施 ・交通規制等交通の確保対策の実施 ・緊急輸送路の確保等、緊急輸送対策の実施
緊急対策 （発災後1日程度～）	災害の規模、態様及び時間経過に応じた対応体制の整備を図る	・各種相談窓口の設置 ・被災者への生活救援対策の実施 ・防災ボランティアの受入環境整備 ・海外からの支援受入体制整備 ・土木施設復旧及び余震対策の実施 ・感染症対策等保健、衛生対策の実施 ・遺体の火葬等の実施 ・学校における教育機能回復等の教育対策の実施
応急対策 （発災後1週間程度～）		・応急仮設住宅建設等住宅確保対策の実施 ・がれき、ごみ処理対策等廃棄物対策の実施 ・被災者のこころのケア等精神医療対策の実施

継続実施

第２　市の活動体制

１　市の体制

（１）市は、市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、第一義的に災害応急対策を実施する機関として、法令、市防災計画及び県防災計画の定めるところにより、県、他の市町村、防災関係機関及び市民等の協力を得ながら、災害応急対策を実施するものとし、このための組織、配備体制及び職員の動員計画を定める。

（２）所掌事務に係る災害応急対策を実施するため、塩竈市災害対策本部条例及び塩竈市災害対策本部運営要綱に基づき、塩竈市災害対策本部（以下、「本部」という。）を設置する。

（３）市は、災害応急対策を遂行するため、あらかじめ災害に対処するための組織、配備体制及び職員の動員等については、塩竈市災害対策本部条例、塩竈市災害対策本部運営要綱及び「災害時の職員行動マニュアル」に基づき、定める。

　また、勤務時間外の災害発生に備えて、あらかじめ災害規模等に応じた登庁者等について定める。

（４）市は、複合災害（同時又は連続して２以上の災害が発生し、災害応急対応が困難になる事象。）の発生が懸念される場合には、複合災害にも対処できる配備体制を構築する。

（５）塩竈市災害対策本部長（以下、「本部長」という。）は、必要に応じ、指定地方行政機関又は指定公共機関に対し、職員の派遣を要請する。この場合において、本部長は、宮城県災害対策本部長（以下、「県本部長」という。）に対し、当該職員派遣に係るあっせんを求めることができる。

２　災害救助法が適用された場合の体制

知事の指導を受けて、災害救助法に基づく救助事務を補助する。

３　市町村間及び防災関係機関との応援協定

市長は、災害応急対策上必要があると認めた場合、『宮城「館」防災に関する相互応援協定』及び『災害時における宮城県市町村相互応援協定』等の応援協定を締結している市町村及び防災関係機関等に対し、応援要請等を行う。

第３　災害対策本部等

１　警戒本部

警戒本部は、危機管理監を本部連絡室長（以下「本部連絡室長」という。）として設置し、主に災害情報の収集を行う。警戒本部の設置基準は次のとおりとする。

地震編資料１－１１　非常配備体制区分参照

（１）設置基準

警戒配備体制は、大雨、洪水、高潮、大雪、暴風、暴風雪等の警報が発表され、危機管理監が必要と認めたときに配備を行う。

大雨、洪水、高潮、大雪、暴風、暴風雪等の警報が発表され、危機管理監が必要と認めたとき	→	塩竈市災害警戒本部の設置

（２）警戒本部の設置場所

警戒本部の設置場所は、市役所に置く。

（３）警戒本部の所掌事務

市警戒本部が実施する主な所掌事務は、次のとおりである。

①　災害に関する気象予報・警報等の受領及び関係機関への伝達
②　被害の発生状況の把握
③　宮城県仙台地方振興事務所への被害報告
④　応急措置の実施
⑤　その他の情報の把握

（４）関係各部の防災活動

警戒本部の設置と並行して、関係各部においては、防災活動を実施する。

（５）廃止基準等

警戒本部を廃止する基準は、次のとおりとする。

①　災害の危険が解消し、若しくは災害に対する応急措置が概ね完了したと認めたとき
②　本部が設置されたとき

（６）設置等の報告

危機管理監は、警戒配備体制の設置又は廃止及び被害状況を次に掲げる者に報告する。

①　県知事（仙台地方振興事務所）
②　防災関係機関の長又は代表者

２　災害対策本部

本部は、塩竈市災害対策本部条例及び塩竈市災害対策本部運営要綱に基づき、市長を本部長と

して設置し、災害応急対策を迅速、的確に実施する。

地震編資料１－７　各災対部の構成参照
地震編資料１－８　災対部事務分掌表参照
地震編資料１－９　非常配備体制区分　第１号非常配備体制参照
地震編資料１－１０　非常配備体制区分　第２号非常配備体制参照
地震編資料１－１１　非常配備体制区分　警戒配備体制参照
地震編資料１－１２　本部員、班員等用腕章参照

（１）設置基準

本部は、市域に大雨、洪水、大雪、暴風雪等の警報が発表され、広範囲又は大規模な災害の発生が予想されるとき又は被害が発生したとき、大規模な火災、爆発等による災害が発生し、総合的な対策を必要と認めたとき又はその他災害の状況により市長が必要と認めたときに本部(本部長市長)を設置し、応急対策を実施する。

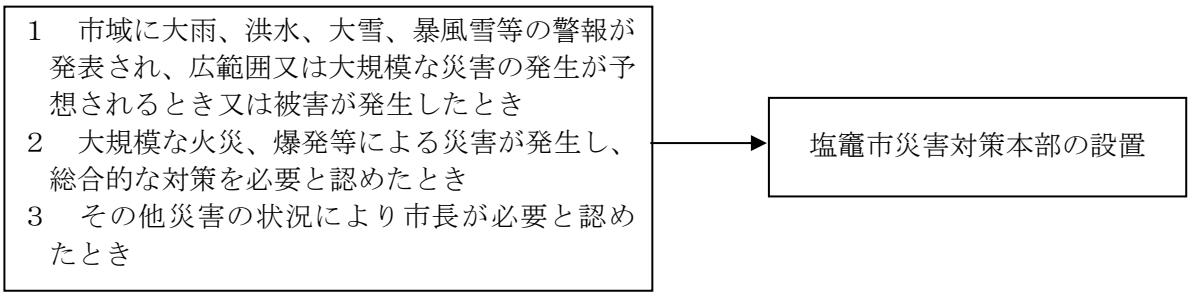

各配備体制の基準内容

配備区分	配備基準	配備体制
警戒配備体制	１　市域に大雨、洪水、高潮、大雪、暴風、暴風雪等の警報が発表され、本部連絡室から配備指令があったとき ２　その他災害の状況により危機管理監が必要と認めたとき	災害対策本部の設置を要しない規模の災害に対処できる体制 ○発令者：危機管理監
第１号非常配備体制	１　市域に大雨、洪水、大雪、暴風雪等の警報が発表され、広範囲にわたる災害の発生が予想されるとき又は被害が発生したとき ２　その他災害の状況により市長が必要と認めたとき	局地的な災害に対処でき、災害情報等の収集を主とする活動体制を強化するため必要な体制 ○発令者：市　長 ○設　置：災害対策本部
第２号非常配備体制	１　市域に大雨、洪水、大雪、暴風雪等の警報が発表され、広範囲かつ大規模な災害の発生が予想されるとき又は広範囲にわたる被害が発生したとき ２　その他災害の状況により市長が必要と認めたとき	局地的な災害の拡大に対処できる体制 ○発令者：市　長 ○設　置：災害対策本部
第３号非常配備体制	１　市の全域にわたる災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき ２　その他災害の状況により市長が必要と認めたとき	市の全力をもって対処する体制 ○発令者：市　長 ○設　置：災害対策本部

※上記１～３号配備に係る配備職員については、塩竈市災害対策本部運営要綱第19条に規定する。

（２）組織等

①　本部の組織は下記のとおりとする。

＜塩竈市災害対策本部組織＞

本部長	市長	
副本部長	副市長	
災害対策本部員	教育長　技監　総務部長　市民生活部長　福祉子ども未来部長　産業建設部長　上下水道部長　市立病院事務部長 教育部長　政策調整管理監　公民共創推進専門監　新型コロナウイルス感染症対策専門監　議会事務局長　その他本部長が必要と認めるもの	
災害対策本部連絡室員	本部連絡室長	危機管理監
	本部連絡室長補佐	危機管理課長
	本部連絡室員	危機管理課員
	本部連絡員	各災対部1名（各災対部長が指名した者）

② 本部長の代理順位

本部長が不在の場合は、次の順位によりその職務を代行する。なお、警戒本部設置の際もこれに準じる。

第１順位	第２順位	第３順位
副市長	教育長	総務部長

＜塩竈市災害対策本部　組織体制図＞

災対本部

本部長
　市　　長
副本部長
　副　市　長
本部員
　教　育　長
　技　　監
　総　務　部　長
　市民生活部長
　福祉子ども未来部長
　産業建設部長
　教　育　部　長
　上下水道部長
　市立病院事務部長
　政策調整管理監
　行財政改革推進専門監
　公民共創推進専門監
　議会事務局長

本部連絡室

室長(危機管理監)
室長補佐(危機管理課長)
室員(危機管理課員)
本部連絡員
　災対総務部
　災対市民生活部
　災対福祉子ども未来部
　災対産業建設部
　災対教育部
　災対上下水道部
　災対病院部

部名	総括	班名	班長等	副班長	班員
災対総務部	災対総務部長	総務班	総務人事課長	総務係長 人財育成係長	災対総務部員
		広報班	政策課長 （秘書広報課長）	政策企画係長 重点課題調整室長 デジタル推進係長 広報係長	
		財政班	財政課長	行政改革係長 財政係長	
		管財契約班	管財契約課長	管財係長 契約係長 工事検査室長	
		会計班	会計管理者 会計課長	会計係長	
		応援班	選管事務局長 監査事務局長	選挙係長 監査係長 庶務係長 議事調査係長	
災対市民生活部	災対市民生活部長	総務班	市民課長	市民総務係長 協働推進係長 窓口係長	災対市民生活部員
		調査班	税務課長	諸税係長 市民税係長 固定資産係長 納税推進室長	
		環境班	環境課長	環境企画係長 クリーン対策係長	
		浦戸振興班	浦戸振興課長	市営汽船係長 浦戸生活係長	
		応援班	保険年金課長	運航管理者 保険企画係長 給付年金係長 医療係長	
災対福祉こども未来部	災対福祉こども未来部長	総務班	生活福祉課長	福祉総務係長 障がい者支援係長 保護係長	災対福祉こども未来部員
		保育班	保育課長	保育係長	
		避難収容班	高齢福祉課長	高齢者支援係長 介護保険係長 地域支援係	
		救護班	健康づくり課長	健康企画係長 健康増進係長	
		応援班	子ども未来課長	子ども企画係長 家庭相談係長 親子保健係長	
災対産業建設部	災対産業建設部長	総務班	水産振興課長	水産総務係長 浅海農政係長 魚市場管理事務所長	災対産業建設部員
		商工観光班	（まちづくり・建築課） 商工観光課長	まちづくり企画係長 商工港湾係長 観光係長	
		建築班	まちづくり・建築課長	都市計画係長 指導係長 建築係長	
		土木班	土木課長	土木企画係長 管理係長 建設係長	
災対教育部	災対教育部長	総務班	教育総務課長	教育総務係長 保健食育係長 施設係長	災対教育部員
		学校教育班	学校教育課長	学校教育係長 学習支援係長	
		生涯学習班	生涯学習課長	社会教育企画係長 生涯学習係長 スポーツ振興係長	
		応援班	市内小中学校長	市内小中学校教頭	（小中学校教職員）
災対上下水道部	災対上下水道部長	総務班	業務課長 （下水道課長）	企画総務係長 経理係長 管財係長 下水企画係長	災対上下水道部員
		給水班	業務課長	料金係長	
		上水道班	上水道課長	事業計画管理室長 施設管理係長 建設係長 給水装置係長 浄水係長	
		下水道班	下水道課長	施設管理係長 建設係長	
災対病院部	事務部長	総務班	業務課長	総務係長 経理係長	災対病院部員
		医事班	医事課長	医事係長	震度5強以上の地震発生における体制については、別に定める。

（３）本部の設置場所

本部は、市役所に置くものとし、本部の表示を本部設置場所に掲示する。

なお、市役所庁舎が被災し、本部の機能を果たさない場合は移設する。

優先順位	指定場所	電話番号
第１順位	塩竈市体育館	022-362-1010（代表）

（４）本部の運営

①　本部員会議

本部の運営は、本部長、副本部長及び本部員により構成される本部員会議が災害対策に係る基本方針を決定し、本部連絡室（危機管理課）がそれに関する事務を担う。

なお、本部員会議においては、情報の共有及び密接な連携実施等のため、必要と認められる場合は、必要な人員を適宜参画させることができる。

②　災害対策活動組織

市における災害対策活動組織として、本部員会議の決定した方針に基づき災害対策業務を行う災対部を設け、本部の決定事項は本部長の指示として、各本部員が直接又は本部連絡員を経由して速やかに各災対部に知らしめる。また、各災対部長は、所属職員に対し周知徹底する。

（５）本部員会議の公開

本部長は、情報の公開を促進することが市民の混乱を防止し、迅速かつ効果的な災害応急対策の実施に資すると認められる場合は、本部員会議を公開する。

３　現地災害対策本部

（１）局地的災害の応急対策を強力に推進するため、特に必要があると認めるとき、当該地域に塩竈市現地災害対策本部（以下、「現地本部」という。）を設置する。

（２）現地本部に現地本部長及び現地本部員その他の職員を置き、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

（３）現地本部の組織その他現地本部に関し必要な事項は、その都度本部長が定める。

４　本部の設置及び廃止

本部長は本部を設置又は廃止（災害が発生するおそれがなくなった場合、又は災害応急活動が完了したとき）は、速やかに必要と認める防災関係機関等に通知及び報告する。

５　職員参集要領

（１）平常勤務時の伝達系統及び方法

①　危機管理監は、警戒配備体制を設置する場合、各部長等に対し、庁内放送、又は電話等により警戒配備体制を指令する。

②　職員は常に所在を明らかにし、災害が発生した場合、又は災害の発生が予想されるときは直ちに災害対応の指示を受ける。

③　本部が設置された場合、各部長は、本部の指示により、参集した職員を災害対応のため配備し、本部へ報告する。

（２）勤務時間外における職員参集

勤務時間外における職員の参集のための連絡通知は、職員階層及び連絡員連絡網による。

６　職員の状況把握及び業務

（１）参集（登庁）した職員は、所属長に報告する。

（２）各連絡員は、職員の参集状況について災対市民総務部（総務班）に定期的に報告する。
（３）災対市民総務部（総務班）は、本部員の参集（登庁）状況を把握、記録し、直ちに応急対策の業務に移行できるよう準備を行う。
（４）災対市民総務部（総務班）は、各部の職員の登庁状況を勘案し配備計画を立案する。

第４　消防機関の活動

消防本部及び消防団等の消防機関は、風水害等災害による災害応急対策を実施するため、速やかに防災活動体制を確立する。

１　消防本部の消防活動

消防本部は、消防計画等に基づき消防職員を招集し、防災活動体制を確立する。その後、速やかに被害情報の収集及び被災者等の救出や救助活動等所要の活動を行う。

これらの活動にあたっては、本部及び警察署等の関係機関と相互に連絡をとり、効果的な活動に心がける。

２　消防団の活動

消防団は、災害が発生した場合、原則として管轄消防本部の消防長、消防署長の指揮下に入り、常備消防と協力して出火警戒、消火、避難誘導、救急・救助等の活動を行う。

また、水防管理に関しては次のような措置をとる。

（１）所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知
（２）水門、閘門及び防潮扉の確認
（３）水防資機材の点検、整備、配備

第５　防災関係機関の活動

防災関係機関は、速やかに災害応急対策を実施するため、各々の配備及び動員計画等に従い、関係職員を招集し災害に対処する。この際、必要に応じて各々の機関の本社 （本部）等にも情報提供や応援要請を行うなど、迅速かつ広範な活動体制を敷く。

第６　県及びその他関係機関との連携

１　市と県との連携

県は、大規模な災害が発生し情報途絶市町村が発生した場合は、「被災市町村に対する県職員の初動派遣等に関する要領」に基づき、初動時における被害状況及び救急対策の実施状況等に関する情報(人命救助・人的・物的被害、指定避難所設置、必要な物資等に係る市の現状及び要望等)を収集するため、あらかじめ指定した職員を派遣する。

また、特に被害が甚大と思われ、必要と認めた場合には、現地災害対策本部を設置する。

市は、県職員等と連携を密にして円滑な応急対策の推進を図るとともに、県による現地災害対策本部が設置された際も、連携を密にした応急対策の推進を図る。

２　防災関係機関相互の連携

（１）防災関係機関は、様々な災害の様態に的確に対応するため市及び県はもとよりその他関係機関とも積極的に連携をとるなど情報の共有化を図る。

第２節　防災気象情報の伝達

目　的

気象・地象・水象等による被害を最小限にとどめるためには、これらの情報を一刻も早く市民等に伝達することが重要である。また、円滑な応急対策活動を実施するため各防災関係機関は、緊密な連携のもと災害に関する情報を迅速かつ的確に把握する体制を整える。

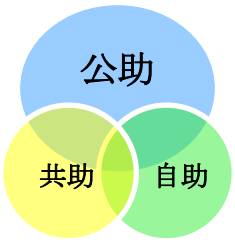

■　塩竈市及び防災機関の役割　■

第１　防災気象情報

仙台管区気象台等は、気象・地象・水象等の観測結果に基づき特別警報・警報・注意報及び気象情報(以下、「防災気象情報」という。)を次により発表し、防災機関等に伝達するとともに、これらの機関や報道機関の協力を得て市民に周知できるよう努める。

また、仙台管区気象台等は、避難情報の発令基準に活用する防災気象情報について、警戒レベルとの関係が明確になるよう、５段階の警戒レベル相当情報として区分し、市民の自発的な避難判断を促す。

なお、市が大雨、暴風、高潮等の特別警報の伝達を受けた場合、又は自ら知った場合は、直ちに市民等に周知させる措置をとらなければならない。

その際、要配慮者にも配慮するとともに、市民にわかりやすく伝達するよう努める。

消防庁は、気象庁から受信した風水害に関する情報等を、全国瞬時警報システム（J-ALERT）により、地方公共団体等へ伝達する。

なお、県と仙台管区気象台は、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、市長が避難指示等を発令する際の判断や市民の自主避難の参考となるよう、防災情報として土砂災害警戒情報を発表する。

市長は、本計画書の定めるところにより、防災気象情報を関係機関、市民、その他関係団体に伝達しなければならない。

１　気象業務法に基づき、仙台管区気象台が発表する防災気象情報（東部仙台）

・警報・注意報発表基準一覧表　　令和５年６月８日現在

地域市	府県予報区	宮城県		
	一次細分区域	東部		
	市町村等をまとめた地域	東部仙台		
警報	大雨（浸水害）	表面雨量指数基準	14	
	大雨（土砂災害）	土壌雨量指数基準	119	
	洪水	流域雨量指数基準		
		複合基準*1	—	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	暴風	平均風速	陸上	18m/s
			海上	20m/s
	暴風雪	平均風速	陸上	18m/s　雪を伴う
			海上	20m/s　雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ20cm	
	波浪	有義波高	6.0m	
	高潮	潮位	1.6m	
注意報	大雨	表面雨量指数基準	8	
		土壌雨量指数基準	94	
	洪水	流域雨量指数基準		
		複合基準*1	—	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	強風	平均風速	陸上	13m/s
			海上	15m/s
	風雪	平均風速	陸上	13m/s　雪を伴う
			海上	15m/s　雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm	
	波浪	有義波高	3.0m	
	高潮	潮位	0.9m	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪	融雪により被害が予想される場合		
	濃霧	視程	陸上	100m
			海上	500m
	乾燥	①最小湿度45%　実効湿度65%で風速7m/s以上 ②最小湿度35%　実効湿度60%		
	なだれ	①山沿いで24時間降雪の深さ40cm以上 ②積雪が50cm以上で、日平均気温5℃以上の日が継続		
	低温	夏期：最高・最低・平均気温のいずれかが平年より4～5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期：①最低気温が−7℃以下 ②最低気温が−5℃以下が数日続くとき*2		
	霜	早霜、晩霜期におおむね最低気温2℃以下（早霜期は農作物の生育を考慮し実施する）		
	着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が−2℃より高い場合		
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	100mm	

※１　（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表す。

※２　冬期の気温は仙台管区気象台、石巻特別地域気象観測所の値。

(注)土壌雨量指数：降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、１㎞四方の領域ごとに算出する。

(注)流域雨量指数：河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨水が地表面や地中を通って時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、１㎞四方の領域ごとに算出する。

(注)表面雨量指数：短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面にたまっている量を示す指数。

(注)警報や注意報は、重大な災害や災害のおそれがある時に県内の市町村（仙台市、栗原市、大崎市、大和町は東西に分割した地域）ごとに発表される。

(注)警報や注意報は、気象要素（表面雨量指数、流域雨量指数、風速、波の高さなど）が基準に達すると予想した区域に対して発表される。ただし、地震で地盤がゆるんだり火山の噴火で火山灰が積

もるなどし、災害が発生にかかわる条件が変化した場合、通常とは異なる基準（暫定基準）で運用することがある。また、災害の発生状況によっては、この基準にとらわれず運用することもある。

(注)水防活動の利用に適合する（水防活動用）気象、高潮、洪水及び津波についての注意報・警報は、指定河川洪水注意報・警報を除き、一般の利用に適合する注意報・警報をもって代える。

（１）気象等に関する特別警報

「特別警報」とは、警報の発表基準をはるかに超える大雨等が予想され、重大な災害の起こるおそれが著しく高まっている場合に発表し、最大級の警戒を呼びかけるものであり、気象庁では、平成 25 年 8 月 30 日から運用している。

特別警報	内容
大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合に発表します。特に警戒すべき事項を標題に明示して「大雨特別警報(土砂災害)」、「大雨特別警報（浸水害)」又は「大雨特別警報（土砂災害、浸水害)」のように発表します。
大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合に発表します。
暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合に発表します。
暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合に発表します。
波浪特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合に発表します。
高潮特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合に発表します。

２　消防法に基づき仙台管区気象台長が宮城県知事に対して行う通報

（１）火災気象通報

仙台管区気象台長は、気象の状況が火災の予防上危険と認められるとき、具体的には次の条件に該当すると予想される場合に、宮城県知事に対して火災気象通報を実施し、県を通じて市町村や消防本部に伝達される。

消防本部（消防長）は、火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発することができる。

通報番号	通報基準
1	実効湿度 65％以下、最小湿度 45％以下で平均風速 7m/s 以上が予想された場合
2	実効湿度 60％以下、最小湿度 35％以下が予想された場合
3	平均風速 13m/s 以上が予想された場合 （ただし、雨又は雪を伴う場合は通報しないこともある）

３　土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、土砂災害による被害の防止・軽減のため、大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、市町村（仙台市、栗原市、大崎市、大和町は東西に分割した地域）を特定して警戒が呼びかけられる情報で、宮城県と仙台管区気象台から共同で発表される。

なお、市町村（仙台市、栗原市、大崎市、大和町は東西に分（大雨警報（土砂災害）の危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布で確認することができる。

危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル４に相当する。

（１）土砂災害警戒情報の内容

①　土砂災害警戒情報の内容は、文章と図を組み合わせたもので、文章部分では土砂災害発生の危険度が高まった地域（警戒対象地域）及び土砂災害のおそれが少なくなった地域（警戒解除地域）を市町村（仙台市、栗原市、大崎市、大和町は東西に分割した地域）単位で記述すると共に、簡潔な内容の警戒文を記述する。

②　図の部分では、警戒対象地域と警戒解除地域をそれぞれ市町村（仙台市、栗原市、大崎市、大和町は東西に分割した地域）ごとに色分けして表示する。

（２）土砂災害警戒情報の伝達

①　気象台は、発表した土砂災害警戒情報を防災情報提供システムにより、県復興・危機管理部防災推進課の防災関係機関及び報道機関へ伝達する。また、テレビ･ラジオを通じて市民へ伝達され、自主避難等にも活用する。

②　県復興・危機管理部防災推進課は、防災 FAX やメールにより市町村、各消防本部、県関係機関等に対し土砂災害警戒情報を伝達する（図　土砂災害警戒情報の伝達系統図参照）

③　市長は、土砂災害警戒情報が発表された場合には、当該情報を市民に周知するとともに、土砂災害警戒区域等に指定されている地域の市民に対して、避難指示等を発令する。

④　市は、多様な伝達手段を確保し、避難指示や土砂災害警戒情報等の防災情報を確実に市民等へ伝達する体制を構築する。

＜土砂災害警戒情報の伝達系統図＞

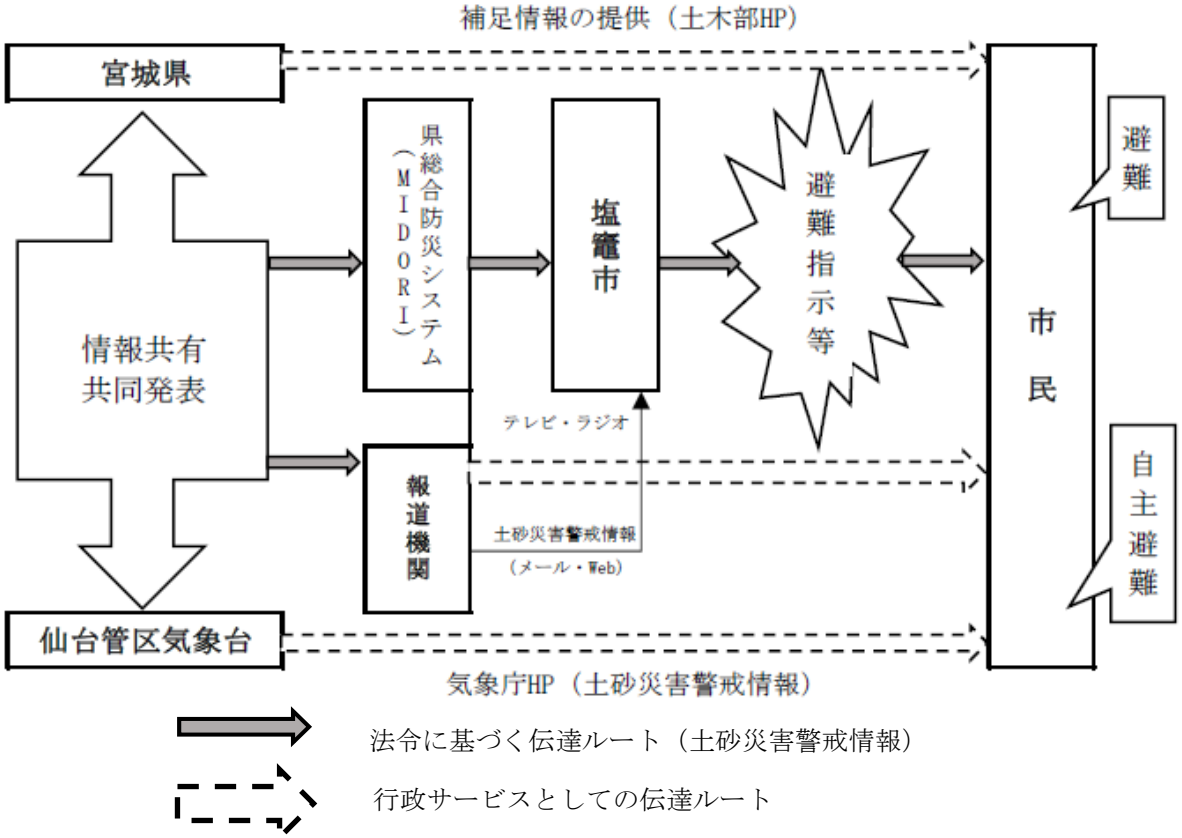

【土砂災害警戒情報警戒文例】

＜概況＞

避難が必要となる危険な状況となっています【警戒レベル４相当情報】

＜とるべき措置＞

崖の近くや谷の出口など土砂災害警戒区域等にお住まいの方は、市から発令される避難指示などの情報に留意し、少しでも安全な場所への速やかな避難を心がけてください。

４　危険度分布

（１）土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）

土砂キキクルは、大雨による土砂災害発生の危険度の高まりを、地図上で１km 四方の領域（メッシュ）ごとに５段階に色分けして示される防災情報である。２時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新され、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まっているかを把握することができる。

・「災害切迫」（黒）：命の危険があり、直ちに身の安全を確保することが必要とされる警戒レベル５に相当。
・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。
・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。
・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。

（２）浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）

短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりを、地図上で１㎞四方の領域ごとに５段階に色分けして示す防災情報である。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新され、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まっているかを把握することができる。

・「災害切迫」（黒）：命の危険があり、直ちに身の安全を確保することが必要とされる警戒レベル５に相当。
・「危険」（紫）：周囲の状況を確認し、各自の判断で、屋内の浸水が及ばない階に移動する。
・「警戒」（赤）：安全確保行動をとる準備が整い次第、早めの行動をとる。高齢者等は速やかに安全確保行動をとる。
・「注意」（黄）：今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に注意する。ただし、各自の判断で、住宅の地下室からは地上に移動し、道路のアンダーパスには近づかないようにする。

５　早期注意情報（警報級の可能性）

５日先までの警報級の現象の可能性が［高］、［中］の２段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（東部、西部）で、２日先から５日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（宮城県）で発表される。大雨に関して明日までの期間に［高］又は［中］が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル１である。

６　竜巻注意報

竜巻注意情報は、積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報を補足する情報として、仙台管区気象台等が「宮城県東部」「宮城県西部」と天気予報と同じ区域で発表する。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が発表される。

有効期間は発表からおおむね１時間である。この情報は防災機関や報道機関へ伝達される。

＜竜巻注意情報の発表例＞

宮城県竜巻注意情報　第１号
　令和××年４月２０日１０時２７分　仙台管区気象台発表

宮城県は、竜巻などの激しい突風が発生しやすい気象状況になっています。
空の様子に注意してください。雷や急な風の変化など積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。
落雷、ひょう、急な強い雨にも注意してください。
この情報は、２０日１１時３０分まで有効です。

市長は、竜巻注意情報が発表された場合には、必要に応じて当該情報を市民に周知し、避難指示等を発令する。

７　記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1 時間降水量）が 観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、

キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。 この情報が発表されたときは、土砂災害及び低い土地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害 発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

８　線状降水帯に関する各種情報

顕著な大雨に関する気象情報の発表基準を満たすような線状降水帯による大雨の可能性がある程度高いことが予想された場合に、半日程度前から、気象情報において、「線状降水帯」というキーワードを使って呼びかけられる。この呼びかけは、警戒レベル相当情報を補足する解説情報として発表される。

また、顕著な大雨に関する気象情報では、大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で実際に降り続いている状況を「線状降水帯」というキーワードを使って解説する。この情報は、警戒レベル相当情報を補足する情報として、警戒レベル４相当以上の状況で発表される。

第２　気象警報等の伝達

仙台管区気象台が発表した気象警報・注意報等及び仙台管区気象台と知事が共同で発表した土砂災害警戒情報については、気象台から防災関係機関や報道機関に伝達される。それを受理した機関は、それぞれの伝達系統により、市町村等関係機関へ伝達する。市は、その内容を防災行政無線等により市民等へ周知するよう努める。

１　防災気象情報等の収集

（１）市は、気象庁が発表した防災気象情報等について、県（宮城県総合防災情報システム（ＭＩＤＯＲＩ）等）を経由する連絡網等により収集する。

＜宮城県総合防災情報システム（ＭＩＤＯＲＩ）＞

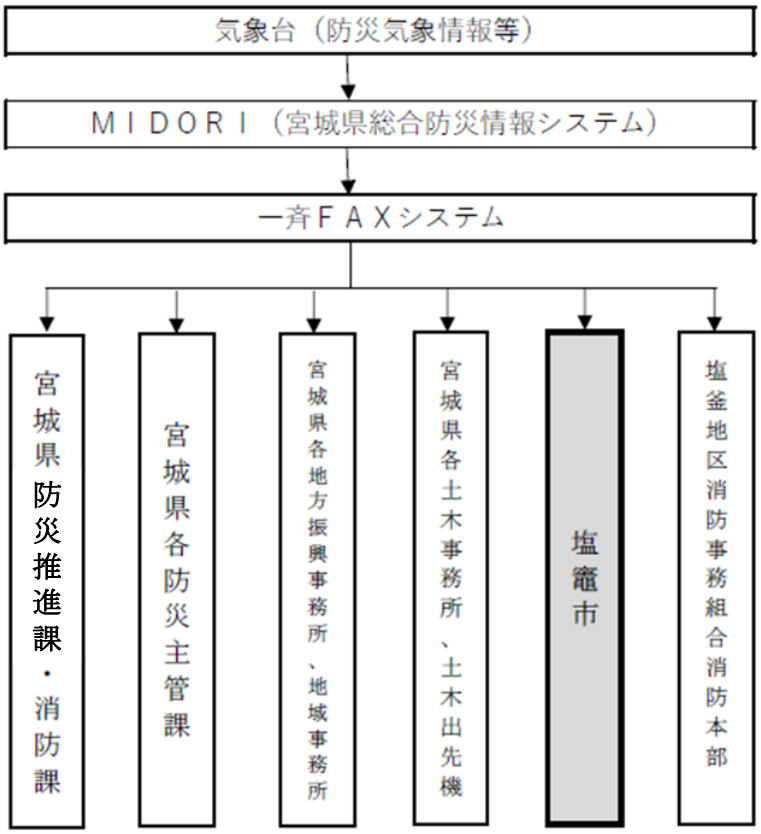

２　防災気象情報等の伝達系統

市は、収集した防災気象情報等の情報は次により伝達する。

（１）伝達基準

警戒本部又は本部が設置されたとき

（２）伝達内容

①　警戒本部又は本部の設置

②　防災気象情報の内容

③　発生が予想される災害の内容

（３）伝達系統

①　本部内の伝達

災対総務部長は、勤務時間内に風水害等災害に関する情報の通知を受けたときは、関係各部長に通知する。

②　市民に対する広報

市民に対する防災気象情報に関する情報の広報は、概ね次の方法による。

＜風水害等災害に関する情報伝達系統図＞

伝　達　元	伝　達　手　段　（例）	伝　達　先
県、仙台管区気象台等	・宮城県総合防災情報システム（ＭＩＤＯＲＩ） ・震度情報ネットワークシステム ・電話（衛星電話）、ＦＡＸ　等	・災対総務部 ・消防本部 ・警察署　　等

災対総務部	・電話（携帯電話等を含む） ・Ｊ－ＡＬＥＲＴ（緊急地震速報） ・ＣＡＴＶ、コミュニティＦＭ告知端末機、文字放送、屋外スピーカー等 ・ホームページ ・広報車 ・ＳＮＳ（ソーシャルネットワークサービス）	・職員（各配備体制による） ※自主的な参集が原則 ・消防団（分団） ・市民 ・報道（放送）機関等
報道（放送）機関等	・テレビ・ラジオ	・市民

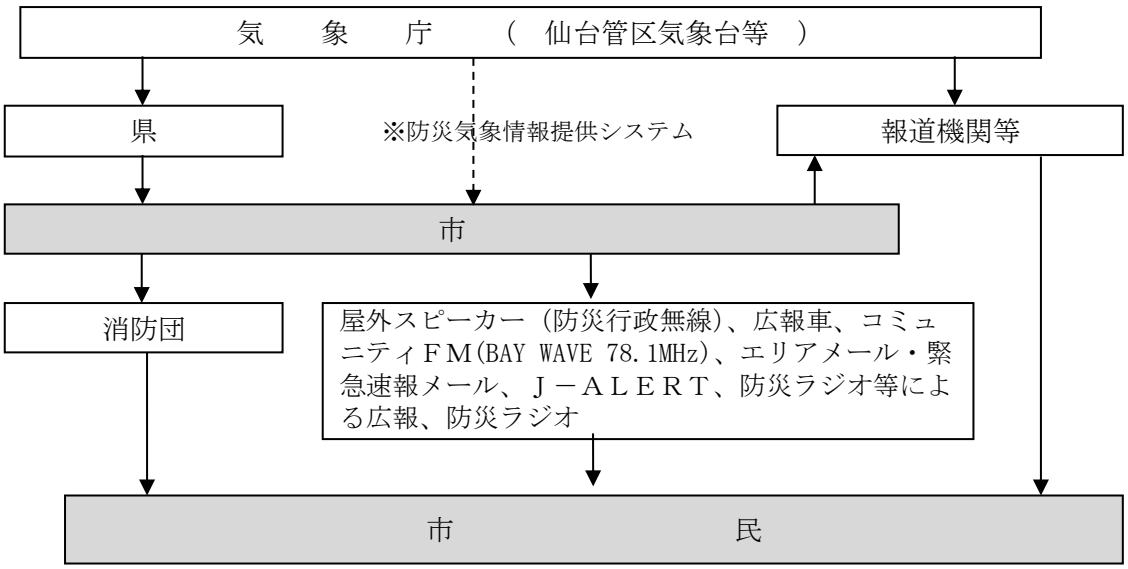

なお、職員の勤務時間外に災害が発生した場合は、非常招集等で登庁してくる職員から、登庁途中で確認した被災情報も併せて収集する。

第３節　情報の収集・伝達

目　的

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、円滑な応急対策活動を実施するため、市及び各防災関係機関は、緊密な連携のもと災害に関する情報を迅速かつ的確に把握する体制を整える。

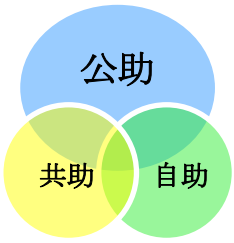

■　塩竈市及び防災機関の役割　■

第１　情報収集・伝達

本部長は災害が発生、又は発生するおそれがある場合、災害情報の収集に万全を期すため、市職員をもって情報収集活動を行い被害状況の把握にあたらせるとともに、市民・関係機関及び自主防災組織等の協力を得て情報の収集に努める。

その際、当該災害が、市単独の対応能力のみでは十分な対策を講ずることができないような災害である場合、至急その旨を県に報告するとともに、速やかにその規模を把握するため、情報の収集及び報告に努める。

１　被害情報の収集・報告

（１）被害中心地及び被害規模の推定

市は県と連携して、災害発生直後において概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関へ来ている負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報の収集にあたる。

（２）被害の第１次情報等の収集・報告

①　被害情報の把握内容

各部は被害規模を早期に把握するため、主として次の初期情報等の収集を行う。

ア　人的被害
イ　家屋等の建物被害状況
ウ　土砂災害の前兆現象及び発生状況（近隣の市町等の土砂災害発生情報を含む）
エ　市民の行動・避難状況
オ　救出・医療救護関係情報
カ　交通機関の運行・道路の状況
キ　ガス・電気・水道・電話等生活関連施設の運営・被害状況
ク　防災関係機関の対策実施状況
ケ　その他必要な被害報告

②　市、消防本部及び消防団は、人的被害の状況(行方不明者の数を含む）、建築物の被害状況及び火災、自然災害の発生状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告するとともに、119 番通報に係る状況についても併せて総務省消防庁及び県に報告する。

なお、県に情報伝達できない場合は、直接総務省消防庁に対し、被害状況を伝達し、事後速やかにその旨を県に報告する。

③　市は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準（直接即報基準）に該当する災害（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告をする。

ア　崖崩れ、地すべり、土石流等により、死者又は行方不明者が生じたもの

イ　洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、死者又は行方不明者が生じたもの

ウ　強風、竜巻などの突風等により、死者又は行方不明者が生じたもの

エ　火山の噴火により、死者又は行方不明者が生じたもの

④　行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であることから、市は、住民登録の有無にかかわらず、市域内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の把握に努める。

また、行方不明として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は県(外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等)に連絡する。

⑤　市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。また、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、県が行う安否不明者の氏名等の公表に協力する。

⑥　早期解消の必要がある道路等の途絶によるいわゆる孤立集落について、市は、所管する道路のほか、通信サービス、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて県に連絡する。また、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。

⑦　市及び防災関係機関等は、勤務時間外に地震が発生した場合、非常招集で登庁してくる職員から登庁途中で確認した被災情報も併せて収集する。

（３）防災関係機関等による災害情報の収集

①　警察署は、パトカー等による情報の収集、110 番通報、交番及び駐在所からの被害情報の収集等より、被害規模を早期に把握する。

②　防災関係機関は、それぞれの防災業務計画等の定めるところにより被害状況等を速やかに情報収集するとともに、随時、市、県及び他の防災関係機関に報告又は通報する。

２　災害情報等の伝達

（１）市と県の間の情報伝達は、主として宮城県防災行政無線電話と衛星携帯電話を用いる。

（２）市及び県は、宮城県防災行政無線電話が使用できない場合は、非常通信ルート等を用いて対応する。

（３）市は、防災関係機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化するとともに、各種被害情報を「宮城県総合防災情報システム（ＭＩＤＯＲＩ）」に入力し、災害情報を集約及び共有化することにより、被害の拡大防止を図る。

（４）災対総務部は、市内の被害情報等について、防災関係機関及び関係部署等からの情報をとりまとめ、防災行政無線のみならずＬアラート（災害情報共有システム）を介し、メディアの活用を図るほか、広報車・携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、衛星携帯電話、データ放送、ＳＮＳなどのソーシャルメディア及び各種ボランティアの協力等や、緊急時における災害報道等に関する協定を締結している報道機関等を活用して、市民に対し迅速かつ正確に伝達するよう努める。

３　災害情報等の交換

（１）災害情報の種類

市、県及び防災関係機関が、相互に交換する災害情報等の種類は次のとおりとする。

①　災害に関連する気象、水象、地象等の観測結果等の資料に関すること。

②　災害時において、その所掌する災害応急対策の実施方針又は措置に関すること。

③　法令又は防災計画に定めるところにより、その所掌する被害状況の収集結果に関すること。

④　その他災害応急対策の総合的な推進のため必要と認められる事項。

（２）災害情報等の相互交換体制

①　市、県及び防災関係機関等は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うため、次により情報共有を図るよう努める。

ア　関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡をとる。

イ　関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣する。

ウ　災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行う。

②　市、県及び防災関係機関は、災害情報等の交換を円滑に実施するため必要な組織、連絡窓口及び連絡責任者を定めておく。

③　市は、県に応急対策の活動状況、本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。また、県は自ら実施する応急対策の活動状況等を市に連絡する。

④　災害情報等の連絡系統は、次のフローのとおりである。

（３）災害状況等の報告

①　市は、災害発生後、直ちに被害調査を行うとともに、その結果を「市町村被害状況報告要領」（地震編資料１７　被害状況報告要領に関する資料参照）に基づき速やかに県に報告する。

②　市は、応急措置が完了した場合、最終的な災害確定報告について、所定の様式により取り纏めの上、10 日以内に県へ報告する。

＜災害情報等の連絡系統のフロー＞

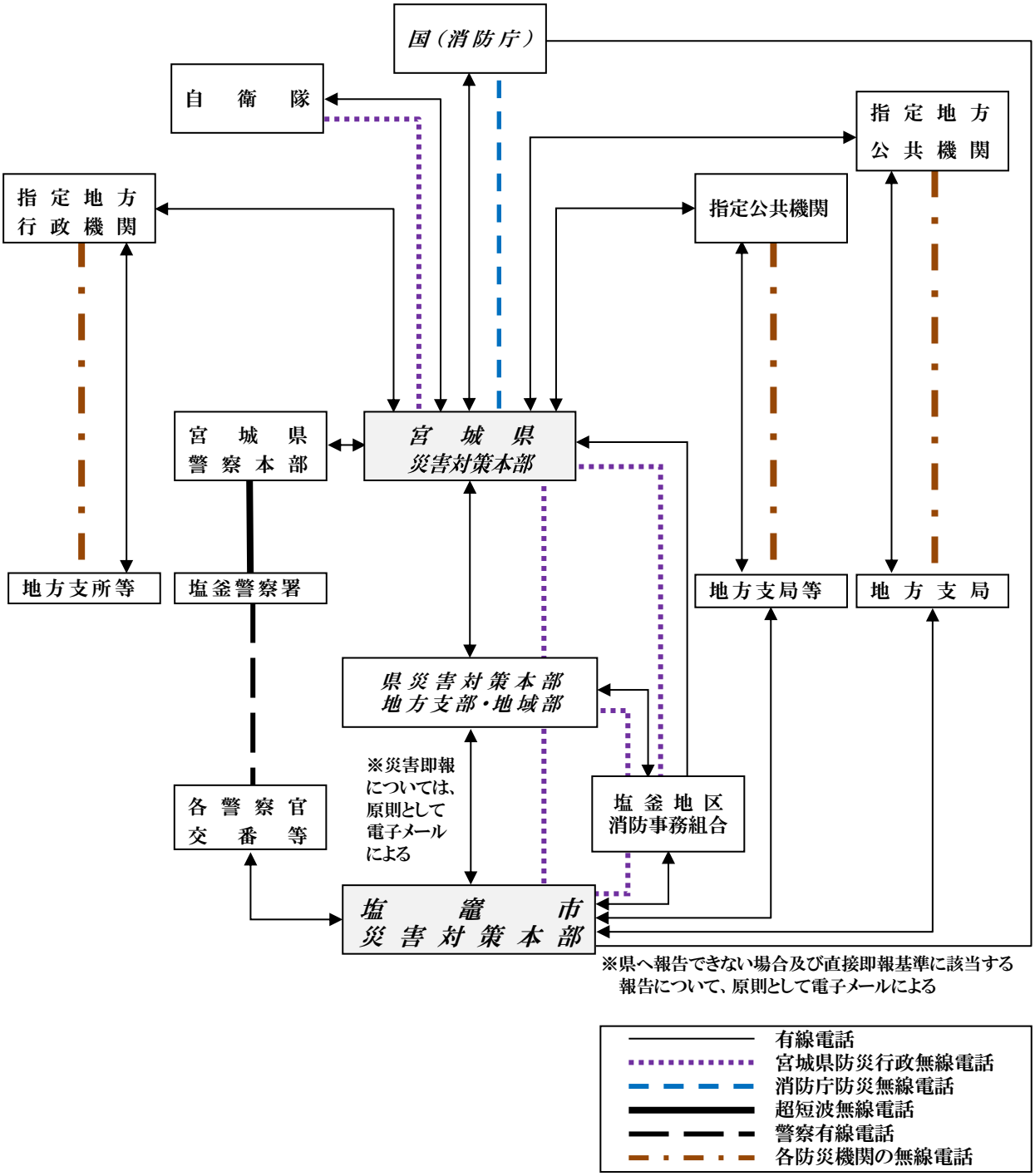

第２　火山災害情報の収集・伝達体制

火山災害は、市、県、消防機関その他の防災関係機関の無線装置を有効に活用し、災害情報の収集及び伝達に努める。

災害情報の内容は次のとおりとする。

１　噴火規模及び火山活動の状況

２　被害の範囲等

３　その他必要と認める事項

第３　異常現象を発見した場合の通報

防災関係機関及び関係機関以外の者が、異常現象を発見した場合は、遅滞なくその旨を市長又は警察官若しくは海上保安官に通報する。

通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を速やかに市長に通報する。また、通報を受けた市長は、その旨を気象台その他関係機関に通報する。

１　異常現象の情報収集及び伝達

市は、市民からの異常現象の通報を調査分析し、伝達する。

（１）異常現象の種類

①　地象に関する事項

異常音響及び地変

②　水象に関する事項

異常潮位

③　その他

災害が発生するおそれがある現象

（２）異常現象の通報

市民は、災害が発生すると思われる異常な現象を発見した場合又は災害の発生事実を知った場合は、直ちに市に通報する。

（３）異常現象の伝達

①　市長は、市民からの通報を調査分析し、必要と認めたときは次の関係機関に通報する。

②　市長は、必要に応じその内容を防災行政無線等により市民等に情報の伝達を行う。

２　通報要領

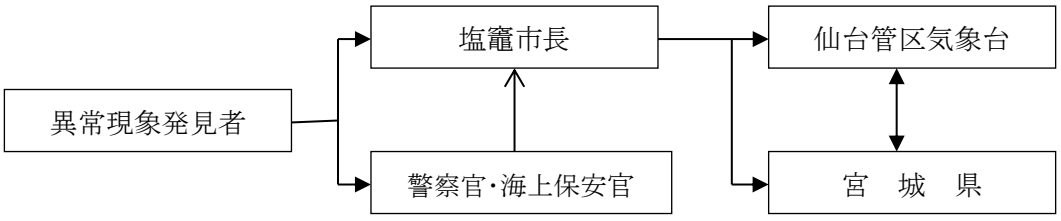

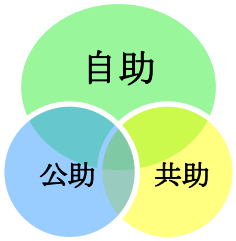

■　塩竈市民等の役割　■

第１　異常現象を発見した場合の通報

１　異常現象の情報収集及び伝達

市民は、災害が発生すると思われる異常な現象を発見した場合又は災害の発生事実を知った場合は、直ちに市に通報する。

第４節　通信・放送施設の確保

目　的

災害等により通信・放送施設が被災した場合、防災関係機関の災害応急対策や市民の生活情報収集に大きな影響が生じる。

このため、市及び防災関係機関は、この応急復旧あるいは代替機能の設置について、所要の措置を講じる。

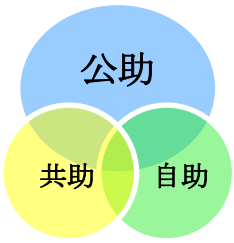

■　塩竈市及び防災機関の役割　■

第１　災害時の通信連絡

災害時における通信は、原則として専用通信施設により行う。

大規模災害により、通信施設が被災した場合、防災関係機関の災害応急対策や市民の生活情報収集に大きな影響が生じることから、市及び防災関係機関は、災害時には、通信施設・設備の被災状況及び通信状況を把握するとともに、有線、無線を通じた通信連絡系統を定め、通信手段の確保を図る。

１　通信連絡手段

（１）非常・緊急通話活用電話

市及び防災関係機関は、あらかじめ電気通信事業者から承認を受けた災害時優先電話により、非常・緊急通話を利用する。

市は、東日本電信電話㈱宮城支店から承認を受けた災害時優先電話及び災害時優先携帯電話を災害発生時の情報収集・連絡等に効果的に活用する。（地震編資料１８－１　災害時優先電話参照）

※災害時優先電話とは

災害時優先電話は、重要な通話を確保するため、予め災害時優先電話として登録した電話から発信する通信について優先的に取り扱われる電話であり、災害が発生した場合に、原則として災害時の通話規制を受けずに利用できることから、外部発信専用として利用するものである。

（２）市防災行政無線放送施設（同報系防災行政無線）

市は、災害発生後、直ちに情報通信手段の機能を確認し、支障が生じた施設の復旧を行う。また、災害時における広報・連絡等の重要性を考慮し、効果的な運用に努める。

（３）市防災行政無線施設（移動系防災行政無線）

市は、災害時における救急・救助、医療及び消火に係る情報の収集・連絡等の重要性を考慮し、市防災行政無線の効果的な運用に努める。また、無線機器の適正な配置について検討し、実施する。

（４）県防災行政無線施設

県防災行政無線は、県をはじめ関係機関との重要な情報連絡手段であるため、市は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能を確認するとともに、支障が生じた場合には、施設の復旧に努め、代替通信経路を確保する。

２　災害時の通信連絡手段の確保

大規模災害時においては、通信の途絶やふくそうが想定されることから、市はそれぞれの通信手段の特性を考慮し、的確な通信手段の確保に努める。

なお、各種通信手段の状況や特徴は、次のとおりである。

① 一般加入電話…災害時に途絶やふくそうがある。
② 災害時優先電話…防災関係機関と通信事業者が協議して、一般加入電話の中から指定する回線で、発信規制がかけられても、一般加入電話と比べて優先して使用できる。
③ 災害時優先携帯電話…防災関係機関と通信事業者が協議して、携帯電話の中から指定する回線で、発信規制がかけられても、携帯電話に比べて優先して使用できる。
④ 携帯電話(スマートフォン)…固定電話と別系統であり、無線回線を使用するので、移動して使用できるが、災害時に途絶やふくそうもある。
⑤ 衛星携帯電話…衛星を利用して通信するため、通信可能地域が広く災害時に通信の途絶及びふくそうの可能性が低い。
⑥ 地域衛星通信ネットワーク…全国の自治体、消防本部、防災関係機関を結ぶ衛星通信回線。
⑦ 防災相互波…本周波数を所有している異なる免許人の間で通信ができる。
⑧ ＭＣＡ無線システム…(一財)移動無線センター東北センターが運営するシステムで、業務用無線と同様に使用できる車載型、携帯型無線システムで、中継所を経由するので広範囲のサービスエリアが確保できる。災害時には同センターやメーカーや総務省からの借用も考えられる。
⑨ 非常通信…市、県及び防災関係機関は、災害時において、他に手段がない場合などは、非常通信協議会の構成機関等の通信設備を利用して、非常通信を行う。
⑩ インターネット…データ通信としてのインターネットにより、各種データ、安否情報等の提供ができるが、災害時に途絶やふくそうもある。
⑪ 災害用伝言ダイヤル（171）・災害用伝言板（web171）…災害発生時、その規模により東日本電信電話(株)が運用するサービス。災害用伝言ダイヤル（171）は、一般加入電話、公衆電話、携帯電話等から安否情報を確認するもの、災害用伝言板（web171）はパソコン、又は携帯電話からインターネットを利用して安否情報を確認するもので、提供開始や提供条件について東日本電信電話(株)で決定しテレビ・ラジオ・NTT 東日本公式ホームページ等で知らせる。
⑫ 災害用伝言板…大規模災害発生時、携帯電話・ＰＨＳ事業者各社が提供するサービスで、安否情報の登録・確認ができる。

第２　消防無線通信施設

消防機関は、災害が発生した場合の、救急・救助等消防活動に係る情報の収集・連絡等が確実に行われるように、通信手段の確保に努める。また、通信施設の機能に支障が生じた場合には、早急に復旧を行うとともに、代替施設を使用するなど必要な措置を講じる。

第３　放送の依頼

市は、災害に関して取るべき措置について、関係機関、市民等に対し通知、要請、伝達又は警告等があるときは、放送局に対し情報を提供し放送の依頼を行う。

１　要件

災害のため、電気通信事業用通信施設、有線電気通信設備若しくは無線設備により通信できない場合、又は著しく困難な場合において、通信のため特別の必要があるとき。

２　手続き

次の事項を明らかにして、放送局に対し直接依頼を行う。緊急やむを得ない場合は電話等により行う。

（１）放送要請の理由
（２）放送事項
（３）その他必要事項

第４　急使の派遣

災害により通信が途絶した場合、若しくは通信が著しく困難な場合には、被災状況に応じバイク、自転車、徒歩等により急使を派遣して通信を確保する。

第５節　災害広報活動

目　的

市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民の生命・財産の保全、社会秩序の維持及び民心安定を図るため、災害情報、事前措置及び市民の心構え等の広報活動について必要な事項を定め、迅速かつ適切な災害広報を行う。

また、仙台管区気象台からの情報をはじめとする防災気象情報、指定避難所等の状況及び安否情報等、その時々に必要な情報を各防災関係機関と連携をとりながら迅速に提供する。

なお、避難行動要支援者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、都市部における帰宅困難者等情報の入手が困難な被災者に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

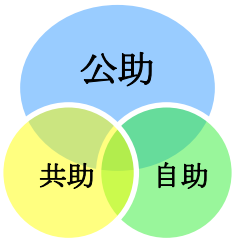

■　塩竈市及び防災機関の役割　■

第１　社会的混乱の防止

社会的混乱の防止は、第１編地震災害対策編 第３章 第３節 第１「社会的混乱の防止」の定めに準ずる。

第２　広報の実施事項

広報の実施事項は、第１編地震災害対策編 第３章 第３節 第２「広報の実施事項」の定めに準ずる。

第３　広報資料の作成

広報資料の作成は、第１編地震災害対策編 第３章 第３節 第３「広報資料の作成」の定めに準ずる。

第４　広報実施方法

広報実施方法は、第１編地震災害対策編 第３章 第３節 第４「広報実施方法」の定めに準ずる。

第５　安否情報

安否情報は、第１編地震災害対策編 第３章 第３節 第５「安否情報」の定めに準ずる。

第６　防災関係機関の広報

防災関係機関の広報は、第１編地震災害対策編 第３章 第３節 第６「防災関係機関の広報」の定めに準ずる。

第６節　警戒活動

目　的

市及び防災関係機関は、大雨、洪水、高潮、土砂災害等による災害の発生に備え、警戒活動を行う。

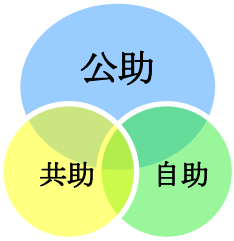

■　塩竈市及び防災機関の役割　■

第１　警戒体制

市及び防災関係機関は雨量、潮位等の気象情報を収集・把握し、状況に応じた警戒体制をとる。

第２　水防活動

市及び関係機関は、洪水又は高潮等による災害が発生するおそれがある場合は以下の対応を行う。

１　市及び関係機関は、潮位観測装置システム等の活用を図り、的確な判断のもと、防災行政無線等により市民に情報を提供する。

２　消防団及び消防本部は、出水時に土のう積みなど迅速な水防活動を実施する。

また、県と連携し、現地における迅速な水防活動が行えるよう、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「紫（危険）」が出現するなど必要に応じ水防上緊急の必要がある場所において警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対してその区域への立入の禁止、又はその区域からの退去等を命ずる。

３　市及び関係機関は、水門等の適切な操作を行う。その操作に当たり、危害を防止する必要があると認めるときは、あらかじめ、必要な事項を市及び警察署に通知するとともに市民に周知する。

第３　土砂災害警戒活動

１　県は、土砂災害防止法に基づく土石流、地滑り又は河道閉塞による土砂災害の急迫した危険が予想される場合は、緊急調査を実施し、土砂災害緊急情報を市町村長に通知し、市民及び関係機関へ周知する。

２　市長は、県及び仙台管区気象台から土砂災害警戒情報が発表された場合若しくは土砂災害の発生のおそれがある場合には、市防災計画に基づき土砂災害警戒情報に係る必要事項を関係機関及び市民その他関係のある団体へ伝達する。また、土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所の警戒活動を行うとともに、大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）等の補足情報や渓流・斜面の状況等を総合的に判断し、市民に対し、避難指示等の必要な措置を講じる。

３　市は、市に土砂災害警戒情報が発表された場合は直ちに避難指示を発令する事を基本とし、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）において、「危険（紫）」（実況又は予想で土砂災害警戒情報の基準に到達）のメッシュが出現し、そのメッシュが土砂災害警戒区域等と重なった場合、予め避難指示の発令単位として設定した地域内の土砂災害警戒区域等に警戒レベル４避難指示を発令する。

また、大雨特別警報（土砂災害）が発表されたとき、警戒レベル５緊急安全確保を発令する。

４　市は、土砂災害に係る避難指示等については、それらの解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

第４　ライフライン・交通等警戒活動

交通関係機関は、豪雨、暴風、土砂災害等によって発生するライフライン等の被害に備えるため、気象情報の把握に努めるとともに、被災時の早期復旧のための応急保安要員等の確保及び配備に努める。

第５　船舶避難活動

宮城海上保安部及び港湾管理者等は、高潮による船舶、港湾等の災害が発生するおそれがある場合は、船舶の港外への避難により船舶の安全を図るとともに港湾施設の損壊を防止する。

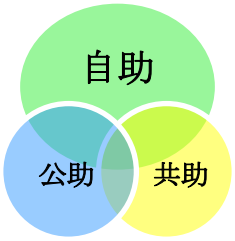

■　塩竈市民等の役割　■

第１　土砂災害警戒活動、水防活動

１　市民は、土砂災害警戒情報、水防警報の入手に努める。

第７節　相互応援体制

目　的

大規模な災害時において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、県外も含めた防災関係機関が相互に応援協力し、防災活動に万全を期す。

なお、応援協定等の締結状況等については「第１編地震災害対策編 第２章　第１９節　相互応援体制の整備」による。

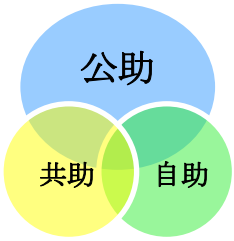

■　塩竈市及び防災機関の役割　■

第１　市町村間の相互応援活動

市町村間の相互応援活動は、第１編地震災害対策編 第３章 第４節 第１「市町村間の相互応援活動」の定めに準ずる。

第２　県による応急措置の代行

県による応急措置の代行は、第１編地震災害対策編 第３章 第４節 第２「県による応急措置の代行」の定めに準ずる。

第３　消防機関の相互応援活動

消防機関の相互応援活動は、第１編地震災害対策編 第３章 第４節 第３「消防機関の相互応援活動」の定めに準ずる。

第４　緊急消防援助隊の応援要請及び受入れ

緊急消防援助隊の応援要請及び受入れは、第１編地震災害対策編 第３章 第４節 第４「緊急消防援助隊の応援要請及び受入れ」の定めに準ずる。

第５　広域的な応援体制

広域的な応援体制は、第１編地震災害対策編 第３章 第４節 第５「広域的な応援体制」の定めに準ずる。

第６　受入れ体制の確保

受入れ体制の確保は、第１編地震災害対策編 第３章 第４節 第６「受入れ体制の確保」の定めに準ずる。

第７　他県等への応援体制

他県等への応援体制は、第１編地震災害対策編 第３章 第４節 第７「他県等への応援体制」の定めに準ずる。

第８節　災害救助法の適用

目　的

市域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害救助法を適用し、応急的に食料品その他生活必需品の欠乏、住居の喪失、傷病等に悩む被災者に対する一時的な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。

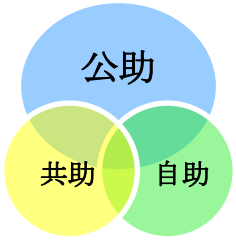

■　塩竈市及び防災機関の役割　■

第１　災害救助法の適用

災害救助法の適用は、第１編地震災害対策編 第３章 第５節 第１「災害救助法の適用」の定めに準ずる。

第２　救助の実施の委任

救助の実施の委任は、第１編地震災害対策編 第３章 第５節 第２「救助の実施の委任」の定めに準ずる。

第９節　自衛隊の災害派遣

目　的

市は、大規模災害発生に際して人命又は財産の保護のため、特に必要があると認める場合、「自衛隊法」（昭和 29 年法律第 165 号）第 83 条の規定に基づき、自衛隊の災害派遣を要請する。

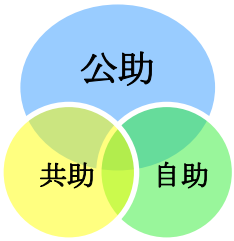

■　塩竈市及び防災機関の役割　■

第１　災害派遣の基準及び要請の手続き

災害派遣の基準及び要請の手続きは、第１編地震災害対策編 第３章 第６節 第１「災害派遣の基準及び要請の手続き」の定めに準ずる。

第２　自衛隊との連絡調整

自衛隊との連絡調整は、第１編地震災害対策編 第３章 第６節 第２「自衛隊との連絡調整」の定めに準ずる。

第３　派遣部隊の活動内容

派遣部隊の活動内容は、第１編地震災害対策編 第３章 第６節 第３「派遣部隊の活動内容」の定めに準ずる。

第４　派遣部隊の受入体制

派遣部隊の受入体制は、第１編地震災害対策編 第３章 第６節 第４「派遣部隊の受入体制」の定めに準ずる。

第５　派遣部隊の撤収

派遣部隊の撤収は、第１編地震災害対策編 第３章 第６節 第５「派遣部隊の撤収」の定めに準ずる。

第６　経費の負担

経費の負担は、第１編地震災害対策編 第３章 第６節 第６「経費の負担」の定めに準ずる。

第１０節　救急・救助活動

目　的

大規模災害が発生した場合、家屋の倒壊、落下物及び出火延焼等によって多数の負傷者が発生するおそれがある。これらの人々については一刻も早い救出・救助活動が必要となることから、市及び防災関係機関等は連絡を密にし速やかな応急対策を実施する。

また、被害が多方面に広がることが予想されることから、町内会、自主防災組織、事業所、一般市民においても防災の基本理念に基づき「自助」「共助」の精神のもとに自ら救出・救助活動に協力する。

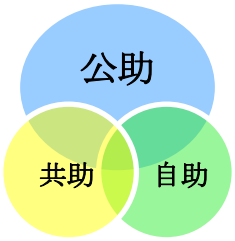

■　塩竈市及び防災機関の役割　■

第１　市の活動

市の活動は、第１編地震災害対策編 第３章 第７節 第１「市の活動」の定めに準ずる。

第２　消防機関の活動

消防機関の活動は、第１編地震災害対策編 第３章 第７節 第２「消防機関の活動」の定めに準ずる。

第３　警察署の活動

警察署の活動は、第１編地震災害対策編 第３章 第７節 第３「警察署の活動」の定めに準ずる。

第４　宮城海上保安部の活動

宮城海上保安部の活動は、第１編地震災害対策編 第３章 第７節 第４「宮城海上保安部の活動」の定めに準ずる。

第５　救急・救助活動への支援

救急・救助活動への支援は、第１編地震災害対策編 第３章 第７節 第５「救急・救助活動への支援」の定めに準ずる。

第６　惨事ストレス対策

惨事ストレス対策は、第１編地震災害対策編 第３章 第７節 第６「惨事ストレス対策」の定めに準ずる。

第７　感染症対策

感染症対策は、第１編地震災害対策編 第３章 第７節 第７「感染症対策」の定めに準ずる。

第８　救急・救助用資機材の整備

救急・救助用資機材の整備は、第１編地震災害対策編 第３章 第７節 第８「救急・救助用資機材の整備」の定めに準ずる。

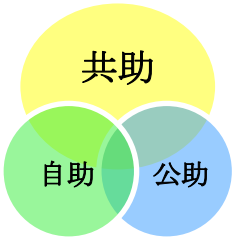

■　町内会及び自主防災組織、事業所等の役割　■

救急・救助活動における町内会及び自主防災組織、事業所等の役割は、第１編地震災害対策編 第３章 第７節「救急・救助活動」の定めに準ずる。

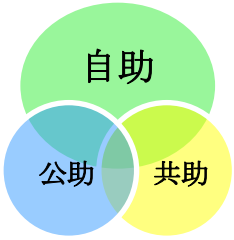

■　塩竈市民等の役割　■

救急・救助活動における塩竈市民等の役割は、第１編地震災害対策編 第３章 第７節「救急・救助活動」の定めに準ずる。

第１１節　医療救護活動

目　的

大規模災害の発生時には、同時に多数の負傷者等が発生し、迅速な医療救護が要求される。

そのため、市、県及び防災関係機関は、緊急的な対応策や医療関係機関と連携を図りながら迅速かつ的確に医療救護活動を実施する。

また、市民、町内会及び自主防災組織、事業所等は、市等が実施する災害時の在宅医療患者の安否確認について協力する。

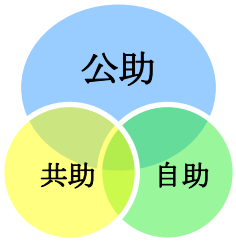

■　塩竈市及び防災機関の役割　■

第１　医療機関等の情報の収集

医療機関等の情報の収集は、第１編地震災害対策編 第３章 第８節 第１「医療機関等の情報の収集」の定めに準ずる。

第２　医療救護体制

医療救護体制は、第１編地震災害対策編 第３章 第８節 第２「医療救護体制」の定めに準ずる。

第３　災害時後方医療体制

災害時後方医療体制は、第１編地震災害対策編 第３章 第８節 第３「災害時後方医療体制」の定めに準ずる。

第４　救急患者等の搬送体制

救急患者等の搬送体制は、第１編地震災害対策編 第３章 第８節 第４「救急患者等の搬送体制」の定めに準ずる。

第５　医薬品等の供給体制

医薬品等の供給体制は、第１編地震災害対策編 第３章 第８節 第５「医薬品等の供給体制」の定めに準ずる。

第６　在宅要医療患者の医療救護体制

在宅要医療患者の医療救護体制は、第１編地震災害対策編 第３章 第８節 第６「在宅要医療患者の医療救護体制」の定めに準ずる。

第７　応援要請

応援要請は、第１編地震災害対策編 第３章 第８節 第７「応援要請」の定めに準ずる。

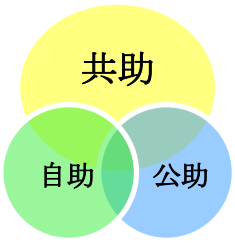

■　町内会及び自主防災組織、事業所等の役割　■

医療救護活動における町内会及び自主防災組織、事業所等の役割は、第１編地震災害対策編 第３章 第８節「医療救護活動」の定めに準ずる。

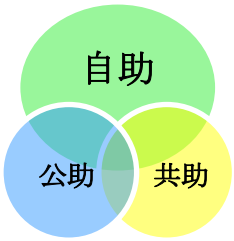

■　塩竈市民等の役割　■

医療救護活動における塩竈市民等の役割は、第１編地震災害対策編 第３章 第８節「医療救護活動」の定めに準ずる。

第１２節　交通・輸送活動

目　的

大規模災害発生に際し、生命の保全、生活の維持の上からも交通・輸送活動は重要な課題である。

緊急輸送活動は、傷病者の搬送や災害応急対策を実施する際に必要な人員、物資等の輸送等特に速やかな対応が望まれることから、市及び防災関係機関は密接な連携を保ちながら緊急輸送路を確保し、輸送を実施する。

また、災害発生時の自動車運転者（市民等）は、交通・輸送活動の支障にならない行動に努める。

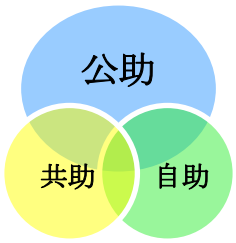

■　塩竈市及び防災機関の役割　■

第１　交通規制

交通規制は、第１編地震災害対策編 第３章 第１０節 第１「交通規制」の定めに準ずる。

第２　緊急輸送活動

緊急輸送活動は、第１編地震災害対策編 第３章 第１０節 第２「緊急輸送活動」の定めに準ずる。

第３　陸上交通の確保

陸上交通の確保は、第１編地震災害対策編 第３章 第１０節 第３「陸上交通の確保」の定めに準ずる。

第４　海上交通の確保

海上交通の確保は、第１編地震災害対策編 第３章 第１０節 第４「海上交通の確保」の定めに準ずる。

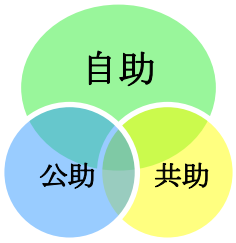

■　塩竈市民等の役割　■

交通・輸送活動における塩竈市民等の役割は、第１編地震災害対策編 第３章 第１０節「交通・輸送活動」の定めに準ずる。

第１３節　ヘリコプターの活動

目　的

大規模災害時においては、道路の損壊に加え、倒伏した電柱などの道路上の支障物により道路網の確保が困難となった場合には、機動性に優れたヘリコプターを活用し、初動時における被害情報収集・伝達や救出救助活動、負傷者の搬送、救援物資の搬送等、広域的・機動的な活動を行う。

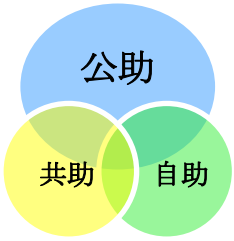

■　塩竈市及び防災機関の役割　■

第１　市の体制

市のヘリコプターの活動体制は、第１編地震災害対策編 第３章 第１１節 第１「市の体制」の定めに準ずる。

第１４節　避難活動

目　的

市及び防災関係機関は、災害時において、直ちに警戒体制を整え、市民等を速やかに避難誘導させるため適切に避難情報の発令等を行うとともに、警戒区域の設定や危険区域内の市民を適切に安全な場所に避難させ、「塩竈市避難所運営マニュアル」に基づき、速やかに指定緊急避難場所の開放及び指定避難所を開設し、管理運営を行う。その際、避難行動要支援者については十分考慮する。

また、市民、町内会及び自主防災組織、事業所等は、災害時の避難誘導、指定避難所等の運営、管理等、避難活動に協力する。

１　避難の原則

「避難行動」とは、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「命を守るための行動」であり、各人が自らの判断で行動をとることが原則である。

２　市民がとるべき避難行動（浸水・土砂災害・高潮等）

（１）避難リードタイムを確保できる場合にとる避難行動

高齢者等避難、避難指示の発令時等、避難のリードタイム（指定緊急避難場所への立退き避難に要する時間）が確保できる場合には、立退き避難を基本とし、次のいずれかの避難行動をとる。

①　立退き避難

災害リスクのある区域等の市民等が、指定緊急避難場所又は安全な自主避難先（親戚・知人宅、ホテル・旅館）への移動等、対象とする災害から安全な場所に移動する。

②　屋内安全確保

災害リスクのある区域等においても、市民等がハザードマップ等で浸水想定区域、浸水等を確認し、自宅・施設等への浸水しない上階への移動又は上層階に留まる等、自らの判断で計画的に身の安全を確保する。

（２）緊急安全確保（リードタイムを確保できない場合にとらざるを得ない避難行動）

緊急安全確保の発令時（※）等、立退き避難を行う必要のある市民等が、適切なタイミングで避難をしなかった又は急激に災害が切迫するなどして避難することができなかった等、立退き避難を安全にできない可能性がある状況に至ってしまったと考えられる場合には、立退き避難から行動を変容し、その時点でいる場所よりも相対的に安全である場所に直ちに移動する。

※市が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、必ず発令されるものではない。

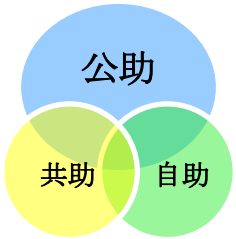

■　塩竈市及び防災機関の役割　■

第１　高齢者等避難

１　市は、避難指示のほか、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて

普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を伝達する必要がある。

高齢者等避難については、それを発令したからといって必ずしも避難指示を出さなければならないわけではなく、危険が去った場合には高齢者等避難のみの発令で終わることもあり得る。このような認識の下、時機を逸さずに高齢者等避難を発令する。

２　土砂災害

平成 26 年の広島市における土砂災害等の教訓から、他の水災害と比較して突発性が高く予測が困難な土砂災害については、高齢者等避難を積極的に活用することとし、高齢者等避難が発令された段階から自発的に避難を開始することを、土砂災害警戒区域・危険箇所等の市民に推奨することが望ましい。

３　高潮災害

高潮注意報が発表され、なおかつ警報に切り替わる可能性がある等、避難指示等を発令する可能性がある場合に、高齢者等避難を発令することを基本とする。台風情報で発表される、台風の強さ、位置、暴風域の範囲等の予報を判断材料とする。

４　夜間に備えた対応

前線や台風等により立退き避難が困難となる夜間・未明において避難情報を発令する可能性がある場合には、夕方等の暗くなる前の時間帯に高齢者等避難を発令することを検討する。

第２　避難の指示等

１　避難の指示及び解除

（１）市長、その他避難の指示等の権限を有する者は、災害が発生し、またはまさに発生しようとして危険が切迫している場合、人命身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特にその必要が認められるときは、危険区域の居住者に対し避難のための立退きを指示する。

（２）市長は、避難時の周囲の状況等により、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、地域の必要と認める市民等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置（以下「緊急安全確保措置」という。）を指示する。

（３）市長は、避難の指示又は緊急安全確保措置を指示したときは、速やかにその旨を知事に報告する。

（４）市長は、避難の指示又は緊急安全確保措置を指示しようとする場合において、必要があると認めるときは、仙台河川国道事務所長、宮城海上保安部長又は知事に対し、当該指示に関する事項について、助言を求める。また、県は、時期を失することなく避難指示等が発令されるよう、市に積極的に助言を行う。

さらに、市は、避難の指示等を行うに当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行う。

（５）市長は、避難の指示（土砂災害が発生し、又は発生するおそれがある場合におけるものに限る。）を解除しようとする場合において、必要があると認めるときは、国又は県に対し、当該解除に関する事項について、助言を求める。この場合において、助言を求められた国又は県は、必要な助言をする。

２　避難の指示等を行う者

避難の指示等を発すべき権限のある者は、それぞれの法律によって次のように定められているが、災害応急対策の第一義的な実施責任者である市長を中心として、相互に連携を図りながら実施する。

また、災害対策基本法第 63 条に規定する「警戒区域」への立入禁止・退去命令等についても適切に運用する。

①　市長（災害対策基本法第 60 条）

②　警察官又は海上保安官（災害対策基本法第 61 条、「警察官職務執行法」（昭和 23 年法律第 136 号）第４条）

③　知事又はその命を受けた県職員（「水防法」（昭和 24 年法律第 193 号）第 29 条、「地すべり等防止法」（昭和 33 年法律第 30 号）第 25 条）

④　水防管理者（市長、市水防事務組合管理者、水害予防組合管理者）（水防法第 29 条）

⑤　災害のため派遣を命じられた部隊等の自衛官（その場に警察官がいない場合に限る。〔自衛隊法第 94 条〕）

実施責任及び区分等については次表のとおりとする。

実施責任者	災害の種類	内容	指示の実施要件	根拠法令
市長 （災害対策本部長）	災害全般	指示	人の生命又は身体を保護し、災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法第 60 条
知事	災害全般	指示	災害の発生により、市がその全部又は大部分の事務を行うことが出来なくなったとき。	災害対策基本法第 60 条
知事又はその命令を受けた県職員	洪水・雨水出水・津波・高潮・ 地すべり	指示	著しい危険が切迫していると認められるとき。	水防法第 29 条 地すべり等防止法第 25 条
水防管理者	洪水・雨水出水・津波・高潮	指示	氾濫による著しい危険が切迫していると認められるとき。	水防法第 29 条
警察官	災害全般	指示 命令	市長が避難のための立退き若しくは緊急安全確保措置を指示することができないと認められるとき、又は市長から要求があったとき。（指示） 人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがあり、特に急を要するとき。（命令）	災害対策基本法第 61 条 警察官職務執行法第４条
海上保安官	災害全般	指示	市長が避難のための立退きを指示することができないと認められるとき又は市長から要求があったとき。	災害対策基本法第 61 条
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛隊	災害全般	指示	災害により危険な事態が発生した場合で、警察官がその場にいないとき。	自衛隊法第 94 条

３　市長、知事の役割

（１）市長は、大規模災害に起因して市民等の生命身体に危険が及ぶと認められるときは、危険区域の市民に対し、速やかに避難の指示等を行う。

（２）市は、避難の指示を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

（３）市長は、大雨時の避難そのものにも危険が伴うことなどを考慮し、台風等による豪雨や暴風の襲来が予測される場合には、空振りを恐れず早期に避難指示等を発令する。

特に土砂災害や下水道による水害については、突発性が高く精確な事前予測が困難であることが多いため、市長は指定緊急避難場所の開放を終えていない状況であっても躊躇なく避難指示を発令することとし、市民はそのような場合があり得ることに留意する。

（４）市長は、避難指示等を発令しても被害が生じなかった場合には、そのときの気象状況や過去の降雨との比較、被害が生じなかった理由、近隣地域で起きていた異変、土砂災害対策施設の効果等、どの程度危険な状況であったのかについての客観的な情報を、降雨の後に市民に対して出来るだけ正確に情報提供するよう努め、避難指示の意味に関する市民への理解を促進する。

（５）知事は、災害の発生により市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときには、市長に代わって避難の指示等に関する措置の全部又は一部を実施する。

また、市から求めがあった場合には、避難指示等の対象区域、判断時期等について助言する。

４　洪水等に係る知事の指示

知事又はその命じた職員は、洪水若しくは高潮の氾濫又は地すべりによる著しい危険が切迫しているときは、速やかに当該区域の市長に状況を伝え、市長は、区域内の居住者に対し避難するよう指示する。

５　警察官

（１）警察官は、市民等の生命・身体に危険を及ぼすおそれがある場合、又は市長から要請があった場合は、市民その他関係者に対し、避難指示、誘導その他必要な措置をとる。

（２）警察署長は、市長が行う避難の指示等について、関係機関と協議し、必要な助言と協力を行う。

（３）警察署は、指定された避難場所及び避難路を掌握し、避難の指示等がなされた場合には、速やかに市民に伝達するとともに、市民を安全に避難させる。

６　宮城海上保安部の役割

海上保安官は、海上において人命を保護するため必要があると認めるとき、市長が避難の指示若しくは緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があった場合は、船舶、乗組員、旅客、市民その他の者に対し、避難の指示、緊急安全確保の指示、その他の必要な措置をとる。

７　自衛隊の役割

災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合において、警察官等がその場にいない場合に限り、避難等について必要な措置をとる。

第３　高齢者等避難及び避難の指示の基準並びに伝達方法

１　避難の指示等の基準

高齢者等避難や避難指示は、基本的には以下の考え方にて発令するが、その際には本編第３章第２節に示す防災気象情報や土砂災害警戒情報、さらには市域での降雨・潮位状況や災害発生状況等を総合的に判断して決定する。

（１）高齢者等避難の発令

警報等の発表又は災害の発生が予想され、要配慮者等を事前に避難させる必要があると認め

られる場合において、高齢者等避難を発令する。

（２）緊急避難（避難の指示）

地震、火災、洪水、高潮、津波又はがけ崩れ等による災害の危険が切迫し、緊急に安全な場所へ避難させる必要があると認められる場合は、避難を指示する。

（３）収容避難

長時間に渡る避難又は移送を必要とする場合において、避難者又は救出者の収容施設を開設し、避難を指示する。

＜塩竈市避難指示等の発令基準＞

区　分		「特別警報」に係る事象		
		緊急安全確保	避難指示	高齢者等避難開始
大雨	土砂災害	①大雨特別警報（土砂災害）が発表されたとき	①土砂災害警戒情報が発表されたとき ②土砂キキクルが「危険（紫）」	①大雨警報（土砂災害）が発表されたとき ②土砂キキクルが「警戒（赤）」
	浸水害	①大雨特別警報（浸水害）が発表されたとき	①「内水氾濫危険情報」が発表されたとき ②浸水キキクルが「危険（紫）」	○浸水キキクルが「警戒（赤）」
高　潮		①高潮氾濫発生情報が発表されたとき	①高潮警報が発表されたとき ②高潮特別警報が発表されたとき	①高潮警報に切り替える可能性に言及する高潮注意報が発表されたとき
暴風・波浪・暴風雪・大雪		①特別警報が発表されたとき	①高潮、暴風、波浪、土砂災害、大雨等複合した警報が発表され、被害発生の恐れがあるとき	―
津　波		①大津波警報（特別警報）が発表されたとき	①津波警報が発表されたとき ②津波注意報が発表され、津波到達予想時間に高潮や満潮位等の影響で、津波の高さが１ｍを超える潮位が想定されるとき	―
地　震		①特別警報（震度６弱の緊急地震速報）が発表されたとき	①地震により、大規模火災など複合した災害が発生し、重大な被害の恐れがあるとき	―
噴　火		①特別警報が発表されたとき	①特別警報の予告情報が発表されたとき	―

区　分	「特別警報」以外の事象		
	緊急安全確保	避難指示	高齢者等避難開始
竜　巻 注意情報	①「竜巻発生確度ナウキャスト」で、市域が発生する地域（発生確度２）となったとき	①「竜巻発生確度ナウキャスト」で、市域が発生する地域（発生確度１）となったとき	①竜巻注意情報が発表されたとき ②市域外（近隣地）で竜巻が発生したとき
原子力災　害	退避 避難指示等については、内閣総理大臣が市長に指示	屋内退避 避難指示等については、内閣総理大臣が市長に指示	ブルーム通過時 放出された放射性物質を含む大気（ブルーム）が通過のとき

＜避難指示等の段階別市民等に求める行動＞

区　分	市民等に求める行動
【警戒レベル５】 緊急安全確保	直ちに安全確保！ ・立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ・ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。
【警戒レベル４】 避難指示	・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
【警戒レベル３】 高齢者等避難	・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。

２　避難の指示内容

市長等、避難の指示をする者は、次の内容を明示して実施する。また、危険の切迫性に応じて指示等の伝達文の内容を工夫するなど、市民の積極的な避難行動の注意喚起に努める。

（１）避難対象地域
（２）避難先
（３）避難経路
（４）避難指示の理由
（５）その他必要な事項

３　避難の措置と周知

避難の指示をした者は、対象地域の市民等に対してその内容を周知するとともに、速やかに関係機関に対して連絡する。また、これらを解除したときも同様とする。

なお、本部の置かれる本庁舎等において十分な状況把握ができない場合は、避難の指示等を行うための判断を風水害の被災地近傍の支所等において行うなど、適時適切な避難誘導に努める。

（１）市民等への周知

避難の措置を実施した時は、避難情報の内容を直接の広報（市防災行政無線、広報車等）や広報媒体（テレビ、ラジオ）等の下記に示す方法を用いて、市民等への周知徹底を図る。

また、市民のみならず、観光客、工事関係者等にもれなく伝達されるよう、あらゆる伝達手段の活用を図る。

なお、避難情報の周知に当たっては、聴覚障がい者に対しては緊急速報メールや一斉ＦＡＸにより周知を行うなど、要配慮者に配慮した方法を併せて実施するよう努める。

①　同報無線による伝達
②　広報車の呼びかけによる伝達
③　関係者による直接口頭又は拡声機による伝達
④　電話等による伝達
⑤　サイレンや警鐘による伝達

⑥　自主防災組織等市民の協力を得てホームページやＳＮＳによる伝達

⑦　各報道機関への放送要請

（２）関係機関相互の通知及び連絡

市、県、警察、自衛隊及び宮城海上保安部は、避難の措置をとった場合においては、その内容について市、県の災害対策本部に連絡するほか、相互に通知又は報告する。

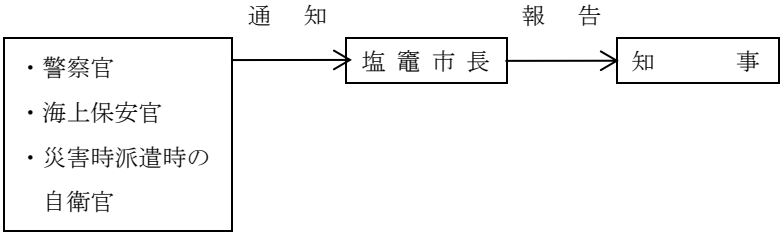

（３）周知内容

避難情報発令の理由及び内容、避難先又は避難場所、避難経路その他の誘導措置、出火・盗難の予防措置、携行品その他とする。

第４　警戒区域の設定

警戒区域の設定は、第１編地震災害対策編 第３章 第１２節 第３「警戒区域の設定」の定めに準ずる。

第５　避難の方法

避難の方法は、第１編地震災害対策編 第３章 第１２節 第４「避難の方法」の定めに準ずるほか、次の対策を実施する。

１　市は大雨等の際に土砂災害危険箇所のパトロールを強化し、災害発生が疑われる場合には、迅速な避難誘導等を実施する。

第６　指定緊急避難場所の開放及び周知

市は、災害時には、必要に応じ、避難情報の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開放し、市民等に対し周知徹底を図る。

第７　指定避難所等の開設及び運営

指定避難所等の開設及び運営は、第１編地震災害対策編 第３章 第１２節 第５「指定避難所等の開設及び運営」の定めに準ずる。

第８　避難情報の発令等による広域避難

１　市は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、市の区域外への広域的な避難が必要な状況であると判断した場合において、県内他市町村への広域避難については当該市町村と直接協議し、他都道府県の市町村への広域避難については県に対し当該他都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他都道府県内の市町村に協議することができる。

２　市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することに

ついても定めるなど、他市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

第９　避難長期化への対処

避難長期化への対処は、第１編地震災害対策編 第３章 第１２節 第６「避難長期化への対処」の定めに準ずる。

第１０　帰宅困難者対策

帰宅困難者対策は、第１編地震災害対策編 第３章 第１２節 第７「帰宅困難者対策」の定めに準ずる。

第１１　孤立集落の安否確認対策

孤立集落の安否確認対策は、第１編地震災害対策編 第３章 第１２節 第８「孤立集落の安否確認対策」の定めに準ずる。

第１２　広域避難

広域避難は、第１編地震災害対策編 第３章 第１２節 第９「広域避難」の定めに準ずる。

第１３　広域避難者への支援

広域避難者への支援は、第１編地震災害対策編 第３章 第１２節 第１０「広域避難者への支援（広域一時滞在）」の定めに準ずる。

第１４　在宅避難者への支援

在宅避難者への支援は、第１編地震災害対策編 第３章 第１２節 第１１「在宅避難者への支援」の定めに準ずる。

第１５　火山災害の警戒避難対策

県内では「蔵王山」「栗駒山」「鳴子」の３火山が活火山として定義されているが、「蔵王山ハザードマップ　宮城版」（蔵王山火山防災協議会　H29.1）、「栗駒山火山ハザードマップ」（栗駒山火山防災協議会　H30.3）においては、本市は噴火の被害想定範囲に入っていない。

しかし、風向きや風の強さによっては、降灰が広範囲となり、本市にも火山灰が到達する可能性があることから、市は、気象庁が発表する噴火警報等（噴火警戒レベルも含む。）や、降灰予報の入手に努め、市民等への情報の周知に努める。

また、降灰による被害が懸念される場合には、降灰時の影響ととるべき行動について、市民等へ周知する。

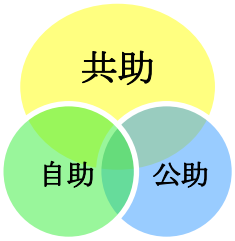

■　町内会及び自主防災組織、事業所等の役割　■

避難活動における町内会及び自主防災組織、事業所等の役割は、第１編地震災害対策編 第３章 第１２節「避難活動」の定めに準ずる。

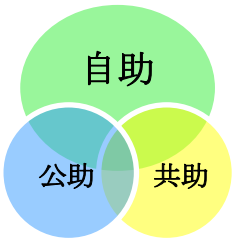

■　塩竈市民等の役割　■

避難活動における塩竈市民等の役割は、第１編地震災害対策編 第３章 第１２節「避難活動」の定めに準ずるほか、次の役割の実施に努める。

第１　高齢者等避難及び避難の指示

市民等は、高齢者等避難及び避難の指示の各段階の発令における行動を速やかに実施するよう努める。

第１５節　応急仮設住宅等の確保

目　的

大規模災害により、住宅を失う被災者が多数生じる事態が考えられる。これら被災者は、被災直後は指定避難所等で生活をすることになるが、その生活が長期間にわたることは避けなければならない。

このため、応急仮設住宅（建設型応急住宅）の整備をはじめ、空き家になっている公営住宅の活用、民間賃貸住宅の活用、さらには被災住宅の応急修理等を積極的に実施する。

また、町内会等は応急仮設住宅の維持、管理、運営上の対応に協力する。

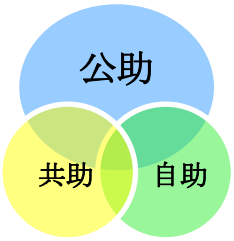

■　塩竈市及び防災機関の役割　■

第１　応急仮設住宅（建設型応急住宅）の整備と維持管理

応急仮設住宅（建設型応急住宅）の整備と維持管理は、第１編地震災害対策編 第３章 第１３節 第１「応急仮設住宅（建設型応急住宅）の整備」の定めに準ずる。

第２　公営住宅等の活用等

公営住宅等の活用等は、第１編地震災害対策編 第３章 第１３節 第２「公営住宅等の活用等」の定めに準ずる。

第３　応急仮設住宅等の入居者への支援体制の整備

応急仮設住宅等の入居者への支援体制の整備は、第１編地震災害対策編 第３章 第１３節 第３「応急仮設住宅等の入居者への支援体制の整備」の定めに準ずる。

第４　住宅の応急修理

住宅の応急修理は、第１編地震災害対策編 第３章 第１３節 第４「住宅の応急修理」の定めに準ずる。

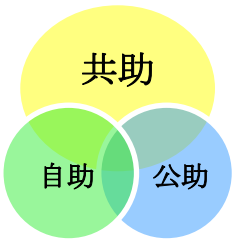

■　町内会及び自主防災組織、事業所等の役割　■

応急仮設住宅等の確保における町内会及び自主防災組織、事業所等の役割は、第１編地震災害対策編 第３章 第１３節「応急仮設住宅等の建設」の定めに準ずる。

第１６節　相談活動

目　的

市は、大規模災害時において、被災者及び被災者の関係者等から家族の消息の問い合わせや各種相談、要望等に対応するため、相談活動の体制を整備し、県及び防災関係機関とも連携して対応する。

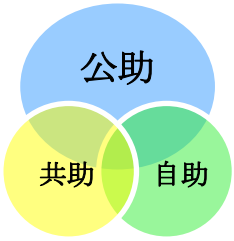

■　塩竈市及び防災機関の役割　■

第１　市の相談活動

市の相談活動は、第１編地震災害対策編 第３章 第１４節 第１「市の相談活動」の定めに準ずる。

第２　相談窓口設置の周知

相談窓口設置の周知は、第１編地震災害対策編 第３章 第１４節 第２「相談窓口設置の周知」の定めに準ずる。

第３　報告

市の相談活動の報告は、第１編地震災害対策編 第３章 第１４節 第３「報告」の定めに準ずる。

第４　関係機関との連携

市の相談活動の関係機関との連携は、第１編地震災害対策編 第３章 第１４節 第４「関係機関との連携」の定めに準ずる。

第１７節　要配慮者・避難行動要支援者への支援活動

目　的

大規模な災害が発生した場合、特に要配慮者や旅行客に対するさまざまな適切な応急対策が必要となる。

このため、市は、県、防災関係機関及び社会福祉団体と連携しながら必要な諸施策について速やかに実施する。

また、市民、町内会及び自主防災組織、事業所等は、市等が行う要配慮者・避難行動要支援者支援活動に協力する。

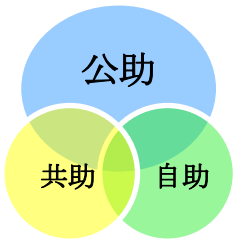

■　塩竈市及び防災機関の役割　■

第１　高齢者・障がい者等への支援活動

高齢者・障がい者等への支援活動は、第１編地震災害対策編 第３章 第１５節 第１「高齢者・障がい者等への支援活動」の定めに準ずる。

第２　外国人への支援活動

外国人への支援活動は、第１編地震災害対策編 第３章 第１５節 第２「外国人への支援活動」の定めに準ずる。

第３　旅行客への支援活動

旅行客への支援活動は、第１編地震災害対策編 第３章 第１５節 第３「旅行客への支援活動」の定めに準ずる。

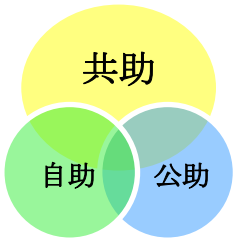

■　町内会及び自主防災組織、事業所等の役割　■

要配慮者・避難行動要支援者への支援活動における町内会及び自主防災組織、事業所等の役割は、第１編地震災害対策編 第３章 第１５節「要配慮者・避難行動要支援者への支援活動」の定めに準ずる。

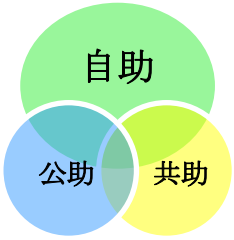

■　塩竈市民等の役割　■

要配慮者・避難行動要支援者への支援活動における塩竈市民等の役割は、第１編地震災害対策編第３章 第１５節「要配慮者・避難行動要支援者への支援活動」の定めに準ずる。

第１８節　愛玩動物の収容対策

目　的

大規模な災害に伴い、所有者不明の動物・負傷動物が多数生じるとともに、避難所における動物同伴者等の問題も生じることが予想される。

市は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、県等関係機関や（公社）宮城県獣医師会等関係団体との協力体制を確立しながら必要な施策を実施する。

また、市民等は、市等が行う動物の保護や適正な飼育に協力する。

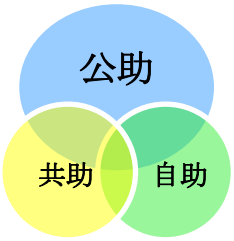

■　塩竈市及び防災機関の役割　■

第１　被災地域における動物の保護

被災地域における動物の保護は、第１編地震災害対策編 第３章 第１６節 第１「被災地域における動物の保護」の定めに準ずる。

第２　指定避難所における動物の適正な飼育

指定避難所における動物の適正な飼育は、第１編地震災害対策編 第３章 第１６節 第２「指定避難所における動物の適正な飼育」の定めに準ずる。

第３　仮設住宅における動物の適正な飼育

仮設住宅における動物の適正な飼育は、第１編地震災害対策編 第３章 第１６節 第３「仮設住宅における動物の適正な飼育」の定めに準ずる。

第４　動物救護や飼養支援に関する情報の提供

動物救護や飼養支援に関する情報の提供は、第１編地震災害対策編 第３章 第１６節 第４「動物救護や飼養支援に関する情報の提供」の定めに準ずる。

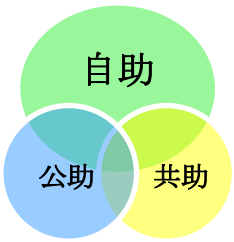

■　塩竈市民等の役割　■

愛玩動物の収容対策における塩竈市民等の役割は、第１編地震災害対策編 第３章 第１６節「愛玩動物の収容対策」の定めに準ずる。

第１９節　食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動

目　的

市は、大規模災害時における市民の基本的な生活を確保するため、被災者の食料・飲料水及び生活必需品に対する要望や指定避難所で不足している物資等を的確に把握し、関係団体等と連携を図りながら迅速かつ円滑な調達及び供給活動を行う。

なお、被災状況の程度や、避難の長期化に伴うニーズの変化等を踏まえ、時宜を得た物資の調達に配慮するとともに、夏季・冬季の季節など被災地の実情を考慮して調達・確保を行う。

また、調達物資の選定に当たっては、避難行動要支援者、女性や子育て家庭の避難生活、アレルギー対策、避難生活の長期化における栄養バランス等について配慮する。

また、市民と町内会及び自主防災組織、事業所等は、市等が行う食料、飲料水及び生活必需品等の配付、応急給水等に協力する。

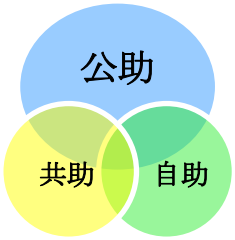

■　塩竈市及び防災機関の役割　■

第１　食料

食料は、第１編地震災害対策編 第３章 第１７節 第１「食料」の定めに準ずる。

第２　飲料水

飲料水は、第１編地震災害対策編 第３章 第１７節 第２「飲料水」の定めに準ずる。

第３　生活物資

生活物資は、第１編地震災害対策編 第３章 第１７節 第３「生活物資」の定めに準ずる。

第４　物資の輸送体制

物資の輸送体制は、第１編地震災害対策編 第３章 第１７節 第４「物資の輸送体制」の定めに準ずる。

第５　義援物資の受入れ及び配分

義援物資の受入れ及び配分は、第１編地震災害対策編 第３章 第１７節 第５「義援物資の受入れ及び配分」の定めに準ずる。

第６　食料・飲料水及び生活必需品等の備蓄

食料・飲料水及び生活必需品等の備蓄は、第１編地震災害対策編 第３章 第１７節 第６「食料・飲料水及び生活必需品等の備蓄」の定めに準ずる。

第７　燃料の調達・供給

燃料の調達・供給は、第１編地震災害対策編 第３章 第１７節 第７「燃料の調達・供給」の定めに準ずる。

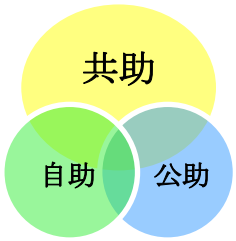

■　町内会及び自主防災組織、事業所等の役割　■

食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動における町内会及び自主防災組織、事業所等の役割は、第１編地震災害対策編 第３章 第１７節「食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動」の定めに準ずる。

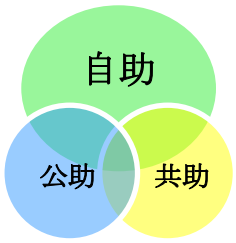

■　塩竈市民等の役割　■

食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動における塩竈市民等の役割は、第１編地震災害対策編 第３章 第１７節「食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動」の定めに準ずる。

第２０節　防疫・保健衛生活動

目　的

大規模災害時には、被災地、特に避難所においては生活環境の悪化に伴い、感染症の病原体に対する被災者の抵抗力の低下などの悪条件となるため、市及び県は迅速かつ強力な防疫措置及び予防接種等を実施し、感染症流行の未然防止に万全を期すとともに、被災者の健康状況等に十分配慮し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた保健衛生活動を実施する。

特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受け入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア関係団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。

また、町内会は、指定避難所の防疫・保健衛生活動に協力する。

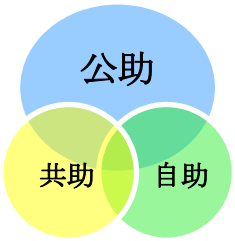

■　塩竈市及び防災機関の役割　■

第１　防疫

防疫は、第１編地震災害対策編 第３章 第１８節 第１「防疫」の定めに準ずる。

第２　保健対策

保健対策は、第１編地震災害対策編 第３章 第１８節 第２「保健対策」の定めに準ずる。

第３　食品衛生管理

食品衛生管理は、第１編地震災害対策編 第３章 第１８節 第３「食品衛生管理」の定めに準ずる。

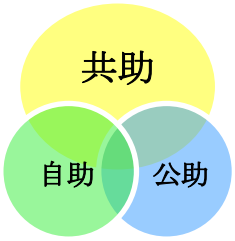

■　町内会及び自主防災組織、事業所等の役割　■

防疫・保健衛生活動における町内会及び自主防災組織、事業所等の役割は、第１編地震災害対策編 第３章 第１８節「防疫・保健衛生活動」の定めに準ずる。

第２１節　遺体等の捜索・処理・埋葬

目　的

市及び防災関係機関は、大規模災害による火災や建物倒壊などで死者及び行方不明者が生じた場合は、防災関係機関の連携により、これらの捜索・処理を速やかに行う。

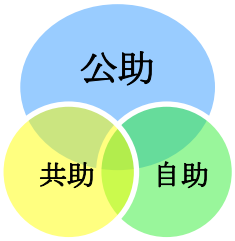

■　塩竈市及び防災機関の役割　■

第１　遺体等の捜索

遺体等の捜索は、第１編地震災害対策編 第３章 第１９節 第１「遺体等の捜索」の定めに準ずる。

第２　遺体の処理及び収容

遺体の処理及び収容は、第１編地震災害対策編 第３章 第１９節 第２「遺体の処理及び収容」の定めに準ずる。

第３　遺体の火葬、埋葬

遺体の火葬、埋葬は、第１編地震災害対策編 第３章 第１９節 第３「遺体の火葬、埋葬」の定めに準ずる。

第４　費用

費用は、第１編地震災害対策編 第３章 第１９節 第４「費用」の定めに準ずる。

第２２節　災害廃棄物処理活動

目　的

大規模災害時には、建築物の倒壊及び流失等によって多量の廃棄物が発生し、また、指定避難所等におけるし尿の処理需要が発生するほか、廃棄物処理施設や下水道施設の損壊による処理機能の低下が予想される。このため、市は、廃棄物の収集処理を適切に実施し、地域環境の保全を図る。

また、市民は、市の廃棄物処理活動に協力する。

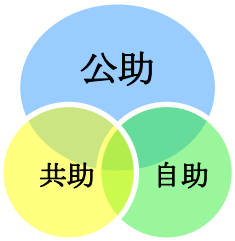

■　塩竈市及び防災機関の役割　■

第１　災害廃棄物の処理

災害廃棄物の処理は、第１編地震災害対策編 第３章 第２０節 第１「災害廃棄物の処理」の定めに準ずる。

第２　処理体制

処理体制は、第１編地震災害対策編 第３章 第２０節 第２「処理体制」の定めに準ずる。

第３　処理方法

処理方法は、第１編地震災害対策編 第３章 第２０節 第３「処理方法」の定めに準ずる。

第４　推進方策

推進方策は、第１編地震災害対策編 第３章 第２０節 第４「推進方策」の定めに準ずる。

第５　死亡した獣畜の処理方法

死亡した獣畜の処理方法は、第１編地震災害対策編 第３章 第２０節 第５「死亡した獣畜の処理方法」の定めに準ずる。

第６　防疫活動

防疫活動は、第１編地震災害対策編 第３章 第２０節 第６「防疫活動」の定めに準ずる。

第７　市民への広報

市民への広報は、第１編地震災害対策編 第３章 第２０節 第７「市民への広報」の定めに準ずる。

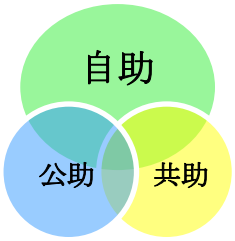

■　塩竈市民等の役割　■

災害廃棄物処理活動における塩竈市民等の役割は、第１編地震災害対策編 第３章 第２０節「災害廃棄物処理活動」の定めに準ずる。

第２３節　社会秩序維持活動

目　的

被災地域においては社会的な混乱や心理的動揺も多分に存在すると考えられるので、社会秩序の維持が重要な課題となる。

大規模災害発生に伴う市場流通の停滞等により、食料・生活必需品の物不足が生じ、この際に売り惜しみ、買占め等が起こるおそれがある。

このため、市及び関係機関は、被災者の生活再建へ向けて物価監視を実施し、さらには流言飛語や犯罪による社会不安、混乱等を防止するため所定の対策を講じる。

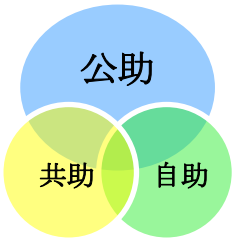

■　塩竈市及び防災機関の役割　■

第１　生活必需品等の物価監視

生活必需品等の物価監視は、第１編地震災害対策編 第３章 第２１節 第１「生活必需品等の物価監視」の定めに準ずる。

第２　警察の活動

警察の活動は、第１編地震災害対策編 第３章 第２１節 第２「警察の活動」の定めに準ずる。

第３　宮城海上保安部の活動

宮城海上保安部の活動は、第１編地震災害対策編 第３章 第２１節 第３「宮城海上保安部の活動」の定めに準ずる。

第２４節　教育活動

目　的

大規模災害により学校教育施設等が被災し、又は児童、生徒等及び幼児等の被災により通常の教育を行うことができない場合は、教育の確保を図るため、関係機関の協力を得ながら教育施設の応急復旧並びに児童、生徒等及び幼児の教育対策等必要な措置を講じる。加えて、生涯学習施設及び文化財の応急復旧に必要な措置を講じる。

また、自主防災組織等は、学校等教育施設が地域の避難場所、指定避難所になった場合、避難所の運営が円滑に行われるよう協力する。

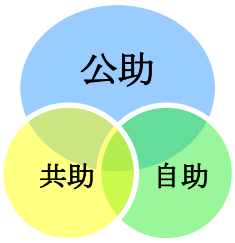

■　塩竈市及び防災機関の役割　■

第１　避難措置

避難措置は、第１編地震災害対策編　第３章　第２２節　第１「避難措置」の定めに準ずる。

第２　学校等施設等の応急措置

学校等施設等の応急措置は、第１編地震災害対策編　第３章　第２２節　第２「学校等施設等の応急措置」の定めに準ずる。

第３　教育の実施

教育の実施は、第１編地震災害対策編　第３章　第２２節　第３「教育の実施」の定めに準ずる。

第４　心身の健康管理

心身の健康管理は、第１編地震災害対策編　第３章　第２２節　第４「心身の健康管理」の定めに準ずる。

第５　学用品等の調達

学用品等の調達は、第１編地震災害対策編　第３章　第２２節　第５「学用品等の調達」の定めに準ずる。

第６　学校給食対策

学校給食対策は、第１編地震災害対策編　第３章　第２２節　第６「学校給食対策」の定めに準ずる。

第７　通学手段の確保

通学手段の確保は、第１編地震災害対策編　第３章　第２２節　第７「通学手段の確保」の定めに準ずる。

第８　学校等教育施設が地域の避難場所、指定避難所になった場合の措置

学校等教育施設が地域の避難場所、指定避難所になった場合の措置は、第１編地震災害対策編 第３章 第２２節 第８「学校等教育施設が地域の避難場所、指定避難所になった場合の措置」の定めに準ずる。

第９　災害応急対策への生徒の協力

災害応急対策への生徒の協力は、第１編地震災害対策編 第３章 第２２節 第９「災害応急対策への生徒の協力」の定めに準ずる。

第１０　生涯学習施設等の応急措置

生涯学習施設等の応急措置は、第１編地震災害対策編 第３章 第２２節 第１０「生涯学習施設等の応急措置」の定めに準ずる。

第１１　文化財等の応急措置

文化財等の応急措置は、第１編地震災害対策編 第３章 第２２節 第１１「文化財等の応急措置」の定めに準ずる。

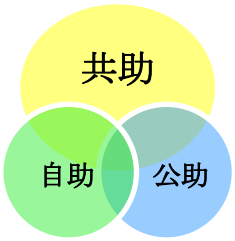

■　町内会及び自主防災組織、事業所等の役割　■

教育活動における町内会及び自主防災組織、事業所等の役割は、第１編地震災害対策編 第３章 第２２節「教育活動」の定めに準ずる。

第２５節　防災資機材及び労働力の確保

目　的

大規模災害時において、速やかな応急対策を実施するための防災資機材、応急対策のために必要な労働者及び技術者等の調達、確保及び緊急使用等が必要になることが考えられる。

このため、市及び防災関係機関は、発災時に円滑な緊急調達等の措置が図られるよう、保有する防災資機材等の活用と併せて、関係業者からの借り上げをはじめ、あらゆる手段を用い万全を期す。

また、自主防災組織等は、奉仕団の編成等を行い速やかな応急対策の実施に協力する。

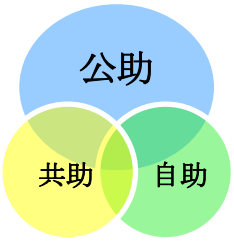

■　塩竈市及び防災機関の役割　■

第１　緊急使用のための資機材の調達

緊急使用のための資機材の調達は、第１編地震災害対策編 第３章 第２３節 第１「緊急使用のための資機材の調達」の定めに準ずる。

第２　労働者の確保

労働者の確保は、第１編地震災害対策編 第３章 第２３節 第２「労働者の確保」の定めに準ずる。

第３　応援要請による技術者等の動員

応援要請による技術者等の動員は、第１編地震災害対策編 第３章 第２３節 第３「応援要請による技術者等の動員」の定めに準ずる。

第４　従事命令等による応急措置の業務

従事命令等による応急措置の業務は、第１編地震災害対策編 第３章 第２３節 第４「従事命令等による応急措置の業務」の定めに準ずる。

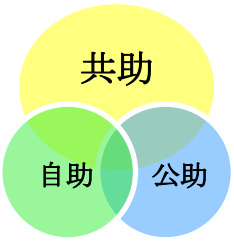

■　町内会及び自主防災組織、事業所等の役割　■

防災資機材及び労働力の確保における町内会及び自主防災組織、事業所等の役割は、第１編地震災害対策編 第３章 第２３節「防災資機材及び労働力の確保」の定めに準ずる。

第２６節　公共土木施設等の応急対策

目　的

道路及び鉄道等の交通基盤並びに港湾、漁港、河川、海岸及びその他の公共土木施設は、市民の日常生活や社会又は経済活動はもとより、大規模な災害の応急対策活動において重要な役割を果たすものである。このため、これらの施設管理者は、それぞれ応急体制を整備し相互に連携を図りつつ迅速な対応を図る。

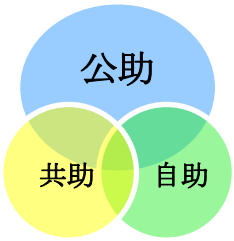

■　塩竈市及び防災機関の役割　■

第１　道路施設

道路施設は、第１編地震災害対策編 第３章 第２４節 第１「道路施設」の定めに準ずる。

第２　海岸保全施設

海岸保全施設は、第１編地震災害対策編 第３章 第２４節 第２「海岸保全施設」の定めに準ずるほか、次の対策を実施する。

１　二次災害の防止対策

海岸管理者は、海岸保全施設が被災した場合、浸水被害の発生や拡大を防止する措置を講じるほか、速やかに災害復旧工事を実施する。

第３　砂防施設

砂防施設は、第１編地震災害対策編 第３章 第２４節 第３「砂防施設」の定めに準ずる。

第４　港湾施設

港湾施設は、第１編地震災害対策編 第３章 第２４節 第４「港湾施設」の定めに準ずるほか、次の対策を実施する。

港湾管理者は、その所管する港湾区域内の航路等について、軽石により船舶の航行が危険と認められる場合には、国に報告するとともに、軽石除去による航路啓開に努める。

第５　漁港施設

漁港施設は、第１編地震災害対策編 第３章 第２４節 第５「漁港施設」の定めに準ずるほか、次の対策を実施する。

漁港管理者は、その所管する漁港区域内の航路等について、軽石により船舶の航行が危険と認められる場合には、国に報告するとともに、軽石除去による航路啓開に努める。

第６　鉄道施設

鉄道施設は、第１編地震災害対策編 第３章 第２４節 第６「鉄道施設」の定めに準ずる。

第７　都市公園施設

都市公園施設は、第１編地震災害対策編 第３章 第２４節 第７「都市公園施設」の定めに準ずる。

第８　廃棄物処理施設

廃棄物処理施設は、第１編地震災害対策編 第３章 第２４節 第８「廃棄物処理施設」の定めに準ずる。

第９　被災建築物、被災宅地に関する応急危険度判定などの実施

被災建築物、被災宅地に関する応急危険度判定などの実施は、第１編地震災害対策編 第３章 第２４節 第９「被災建築物、被災宅地に関する応急危険度判定などの実施」の定めに準ずる。

第２７節　ライフライン施設等の応急復旧

目　的

大規模災害により、上下水道、電気、ガス及び通信サービス等のライフライン施設が被害を受けた場合、市民生活の機能は著しく低下し、民生安定に大きな影響を及ぼす。

このため、災害時においては、発災後直ちに、専門技術をもつ人材等を活用して、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、被害状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に、必要な要員及び資機材を確保する。

また、防災関係機関及びライフライン事業者は相互に緊密な連携を図りながら機動力を発揮して迅速な応急復旧活動、及び必要に応じて広域的な応援体制をとるよう努める。その際、施設・整備等の応急復旧のため被災地に派遣された関係機関のリエゾンは、相互に連携し活動する。

なお、市は、情報収集で得た航空写真・画像・地図情報等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、ＧＩＳの活用等による情報提供に努める。

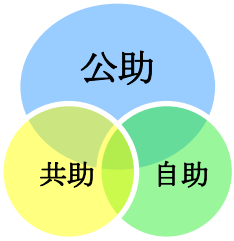

■　塩竈市及び防災機関の役割　■

第１　水道施設

水道施設は、第１編地震災害対策編 第３章 第２５節 第１「水道施設」の定めに準ずる。

第２　下水道施設

下水道施設は、第１編地震災害対策編 第３章 第２５節 第２「下水道施設」の定めに準ずる。

第３　電力施設（東北電力ネットワーク(株)塩釜電力センター）

電力施設（東北電力ネットワーク(株)塩釜電力センター）は、第１編地震災害対策編 第３章 第２５節 第３「電力施設（東北電力ネットワーク(株)塩釜電力センター）」の定めに準ずる。

第４　ガス施設

ガス施設は、第１編地震災害対策編 第３章 第２５節 第４「ガス施設」の定めに準ずる。

第５　電信・電話施設

電信・電話施設は、第１編地震災害対策編 第３章 第２５節 第５「電信・電話施設」の定めに準ずる。

第２８節　農林水産業の応急対策

目　的

風水害等により、農業生産基盤、養殖施設等の被害を最小限に食い止めるために、市は県及び各関係機関と相互に連携を保ちながら、必要な応急対策を行う。

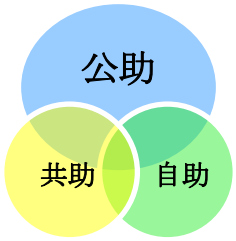

■　塩竈市及び防災機関の役割　■

第１　水産業

水産業は、第１編地震災害対策編 第３章 第２７節 第１「水産業」の定めに準ずる。

第２　農業

農業は、第１編地震災害対策編 第３章 第２７節 第２「農業」の定めに準ずる。

第２９節　二次災害･複合災害防止対策

目　的

大規模な自然災害が生じた後の災害調査・人命救助活動では、災害地に入った救援隊が、二次的に生ずる災害を受けるおそれがある。東日本大震災のように広範囲にわたり発生する災害については、それに関連する様々な事象について対応策を講じる。

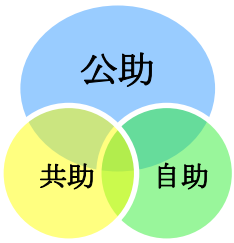

■　塩竈市及び防災機関の役割　■

第１　二次災害の防止活動

二次災害の防止活動は、第１編地震災害対策編 第３章 第２８節 第１「二次災害の防止活動」の定めに準ずる。

第２　風評被害等の軽減対策

風評被害等の軽減対策は、第１編地震災害対策編 第３章 第２８節 第２「風評被害等の軽減対策」の定めに準ずる。

第３　複合災害軽減対策

複合災害軽減対策は、第１編地震災害対策編 第３章 第２８節 第３「複合災害軽減対策」の定めに準ずる。

第３０節　応急公用負担等の実施

目　的

市及び防災関係機関は、災害時において、応急措置を実施するため、特に必要があると認めるときは、施設、土地、家屋又は物資を管理し、使用し、収用し、さらには区域内の市民等を応急措置の業務に従事させるなどにより、必要な措置を講じ応急対策の万全を図る。

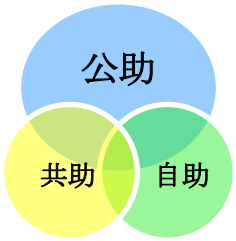

■　塩竈市及び防災機関の役割　■

第１　応急公用負担等の権限

応急公用負担等の権限は、第１編地震災害対策編 第３章 第２９節 第１「応急公用負担等の権限」の定めに準ずる。

第２　公用令書の交付

公用令書の交付は、第１編地震災害対策編 第３章 第２９節 第２「公用令書の交付」の定めに準ずる。

第３　損失補償及び損害補償等

損失補償及び損害補償等は、第１編地震災害対策編 第３章 第２９節 第３「損失補償及び損害補償等」の定めに準ずる。

第３１節　災害ボランティア活動

目　的

市は、大規模な災害時の応急対策及び復旧・復興期においては、多くの人員を必要とするため、災害ボランティア活動の協力を申し入れる団体や個人の協力を得て、効果的な応急対策、復旧・復興対策を実施する。

このため、塩竈市社会福祉協議会等が中心となって、速やかに災害ボランティアセンターを設置し、全国から駆けつける災害ボランティアの活動を支援・調整し、被災市民の生活復旧を図るとともに、専門的なボランティアニーズに対しては、市が災害ボランティアセンターとの連携を図りつつ対応する。

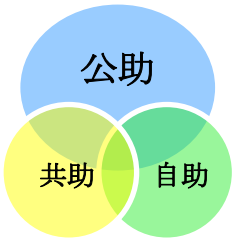

■　塩竈市及び防災機関の役割　■

第１　一般ボランティア

一般ボランティアは、第１編地震災害対策編 第３章 第３０節 第１「一般ボランティア」の定めに準ずる。

第２　専門ボランティア

専門ボランティアは、第１編地震災害対策編 第３章 第３０節 第２「専門ボランティア」の定めに準ずる。

第３　ＮＰＯ/ＮＧＯとの連携

ＮＰＯ/ＮＧＯとの連携は、第１編地震災害対策編 第３章 第３０節 第３「ＮＰＯ/ＮＧＯとの連携」の定めに準ずる。

第３２節　海外からの支援の受入れ

目　的

市は、大規模地震災害時において、海外から救援物資の提供や救援隊派遣などの支援の申し出があった場合、県及び関係機関と十分連絡調整を図りながら対応する。

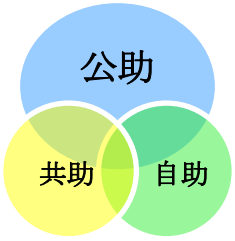

■　塩竈市及び防災機関の役割　■

第１　海外からの救援活動の受入れ

海外からの救援活動の受入れは、第１編地震災害対策編 第３章 第３１節 第１「海外からの救援活動の受入れ」の定めに準ずる。

第２　救援内容の確認

救援内容の確認は、第１編地震災害対策編 第３章 第３１節 第２「救援内容の確認」の定めに準ずる。

第３　関係機関との協力体制

関係機関との協力体制は、第１編地震災害対策編 第３章 第３１節 第３「関係機関との協力体制」の定めに準ずる。

第３３節　火災応急対策

目　的

大規模な災害発生時には、同時多発火災の発生等により極めて甚大な被害が予想されるため、消防機関は、市はもとより市民、自主防災組織及び事業所等の協力も得ながら、他の消防機関等との連携を図りつつ、全機能を挙げて被害を最小限に食い止めるため、出火防止措置や消火活動を行う。

また、市民、町内会及び自主防災組織、事業所等は、火災が発生した場合は、消防機関が行う消火活動等に協力する他、出火防止及び初期消火活動を行う。

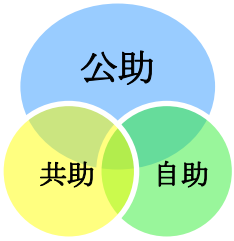

■　塩竈市及び防災機関の役割　■

第１　消火活動の基本

消火活動の基本は、第１編地震災害対策編 第３章 第９節「消火活動」 第１「消火活動の基本」の定めに準ずる。

第２　本部長の措置

本部長の措置は、第１編地震災害対策編 第３章 第９節「消火活動」 第２「本部長の措置」の定めに準ずる。

第３　消防機関等の活動

消防機関等の活動は、第１編地震災害対策編 第３章 第９節「消火活動」 第３「消防機関等の活動」の定めに準ずる。

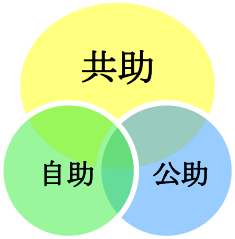

■　町内会及び自主防災組織、事業所等の役割　■

火災応急対策における町内会及び自主防災組織、事業所等の役割は、第１編地震災害対策編 第３章 第９節「消火活動」の定めに準ずる。

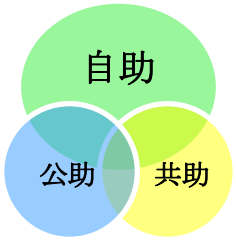

■　塩竈市民等の役割　■

火災応急対策における塩竈市民等の役割は、第１編地震災害対策編 第３章 第９節「消火活動」の定めに準ずる。

第３４節　林野火災応急対策

目　的

林野火災発生時においては、消防機関は関係機関と連携して、初期消火、延焼拡大防止に努めるとともに、速やかな情報の収集、状況分析を行い、必要に応じて広域航空応援等の要請等、迅速かつ的確な消防活動を行う。また、二次災害の防止を図る等、被害の軽減を図ることを目的に諸対策を講じる。

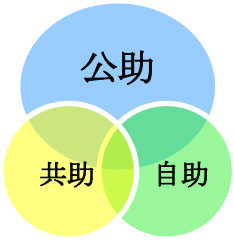

■　塩竈市及び防災機関の役割　■

第１　林野火災の警戒

火災警報の発令等林野火災発生のおそれがあるときは、巡視、監視を強化し、市民等に対して警戒心を喚起し火気取扱いの指導取締りを行って、火災の発生を防止するとともに、応急体制を準備する。

１　火災警報の発令等

消防本部（消防長）は、仙台管区気象台から火災気象通報を受けたとき、又は、気象の状況が火災予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報の発令、市民等への通知、火の使用制限、消防機関の警戒体制の強化等必要な措置を講じる。

２　火災警報の周知徹底

火災警報の市民等への周知は、サイレン、掲示板、吹出し、旗等消防信号による周知によるほか、広報車による巡回広報、防災行政無線、テレビ、ラジオ、有線放送等により周知徹底する。

第２　林野火災の防ぎょ

消防本部は、火災発生時の通報通信連絡体制、消防隊の編成、指揮系統及び消防戦術を整え、関係機関が、一致協力して林野火災の鎮圧に当たる。

１　火災通報及び通信体制

消防本部は、火災を発見した者から通報を受けた場合は、直ちに、最寄りの消防署等の出動を指令するとともに、関係消防団の出動を要請する。

これと並行して、県消防課、森林管理者、警察署、振興事務所等の関係機関に通報する。

地区の市民及び入林者に対する伝達は、防災行政無線、サイレン、有線放送、広報車等により行う。

２　消防隊の編成及び出動区分

消防隊は、消防職員及び消防団をもって編成し、消防長又は消防署長（以下「消防長等」という。）の所轄下のもとに林野火災の防ぎょを担当する。

隊の編成は、地域の実情に応じて中隊、小隊及び分隊とし、それぞれに隊長を置く。

消防隊の出動区分は、通常出動及び総員出動とする。

通常出動とは、消防職員又は消防団が、出火地点又は延焼区域を含む防ぎょ区域の隣接区域等

に限って出動するものをいう。

総員出動とは、消防職員又は消防団の全部を出動させるものをいう。

３　相互応援協定及び広域消防応援による要請

火災の規模が消防本部の消防体制では防ぎょ困難と認められる場合、消防本部は、第３編風水害等災害対策編 第３章 第７節「相互応援体制」の定めるところにより応援要請を行う。

４　自衛隊の災害派遣要請

火災の状況が進展、拡大し、隣接市町村等の応援によっても防ぎょが困難である場合の自衛隊災害派遣要請については、第３編風水害等災害対策編 第３章 第９節「自衛隊の災害派遣」の定めるところにより実施する。

５　現場指揮本部の開設

火災が拡大し、総員出動等通常の指揮体制では円滑有効な応急対策が困難な火災の場合は、現場指揮本部を設置し消防長等が本部長となり総指揮をとる。

火災の区域が二以上の市町村又は広域行政事務組合（消防本部又は消防事務を所管する広域行政事務組合をいう。）の区域にまたがる場合の本部長は、当該消防長等が協議して定める。

現場指揮本部は、火災の状況及び防ぎょ作業の状況が把握できる場所に設置するように努める。

現場指揮本部には、総合通信体制を整えるとともに、必要に応じ予備隊、補給隊、救護隊を置く。

６　消火方法

初期消火は、叩消し、踏消し、覆土、散土、散水等により消火する。

緩慢火災は、樹冠火には伐開防火線、地表火には掻起防火線、剥取防火線、焼切防火線等の防火線の設定を併せて実施するほか、状況に応じ、迎火消火及び化学消火薬剤を使用する。

激烈火災の場合は、火勢の状況、地況、林況、気象及び防ぎょ力を考慮し、適切な消火方法により火災を鎮圧する。なお、飛火、残火処理に留意する。

７　空中消火の要請

ヘリコプターによる空中消火の実施は、次の場合要請することができる。

（１）地形等の状況により、地上の防ぎょ活動が困難な場合。

（２）火災規模に対して地上の防ぎょ能力（応援協定に基づく応援隊及び自衛隊地上災害派遣部隊を含む。）が不足又は不足すると判断された場合。

（３）人命の危険、人家等への延焼の危険その他重大な事態の発生が予想される場合。

なお、空中消火資機材の使用については「宮城県空中消火資機材運営要綱」（平成 16 年 4 月 1 日施行）の定めるところによる。

第３　市の措置

市は、塩竈市地域防災計画に基づき、消防機関の活動が円滑かつ適正に実施できるようにするため、万全を期するよう努める。

なお、応急活動について特に必要があると認めるときは県に対し、指導助言等を求める。

第３５節　危険物施設等の安全確保

目　的

大規模災害により危険物（消防法に定める危険物施設）及び高圧ガス施設等が被害を受け、危険物の流失やその他の事故が発生した場合は、施設等の被害程度を速やかに把握し、二次災害を防止するための迅速かつ適切な応急措置を講じる。

また、事業所の関係者及び周辺市民等に対する危険防止を図るために、防災関係機関は相互に協力し、総合的な被害軽減対策を実施する。

なお、塩釜地区石油コンビナート等特別防災区域の危険物施設については、「石油コンビナート等災害防止法」（昭和 50 年法律第 84 号）に基づく「宮城県石油コンビナート等防災計画」の定めるところにより応急対策を講じる。

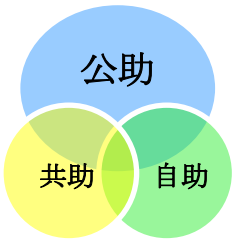

■　塩竈市及び防災機関の役割　■

第１　市民への広報

市民への広報は、第１編地震災害対策編 第３章 第２６節 第１「市民への広報」の定めに準ずる。

第２　危険物施設（消防本部、宮城県、仙台地方振興事務所、宮城海上保安部）

危険物施設は、第１編地震災害対策編 第３章 第２６節 第２「危険物施設（消防本部、宮城県、仙台地方振興事務所、宮城海上保安部）」の定めに準ずる。

第３　高圧ガス施設

高圧ガス施設は、第１編地震災害対策編 第３章 第２６節 第３「高圧ガス施設」の定めに準ずる。

第４　火薬類製造施設等

火薬類製造施設等は、第１編地震災害対策編 第３章 第２６節 第４「火薬類製造施設等」の定めに準ずる。

第５　毒物・劇物貯蔵施設（消防本部、宮城県仙台保健福祉事務所（塩釜保健所））

毒物・劇物貯蔵施設は、第１編地震災害対策編 第３章 第２６節 第５「毒物・劇物貯蔵施設（消防本部、宮城県仙台保健福祉事務所（塩釜保健所））」の定めに準ずる。

第６　環境モニタリング

環境モニタリングは、第１編地震災害対策編 第３章 第２６節 第６「環境モニタリング」の定めに準ずる。

第７　情報連絡通信及び広報

市、県及び防災関係機関は、被害の拡大を防ぐために各機関で保有する情報の交換を行い、市民等に対する広報、避難について迅速かつ的確な行動をとる。

第３６節　海上災害応急対策

目　的

海上災害が発生した場合、航行船舶及び沿岸の市民の安全を確保するため、人命救助、消火活動、流出油等の拡散防止及び防除等に関し、関係機関がとるべき応急対策について定める。

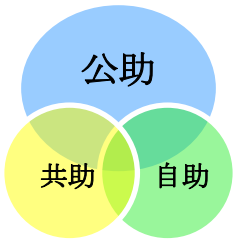

■　塩竈市及び防災機関の役割　■

第１　事故発生時における応急対策

１　情報の収集及び伝達体制

宮城海上保安部等は、夜間、休日の場合等においても対応できる情報の収集・連絡体制の整備を図る。

情報の収集・連絡体制

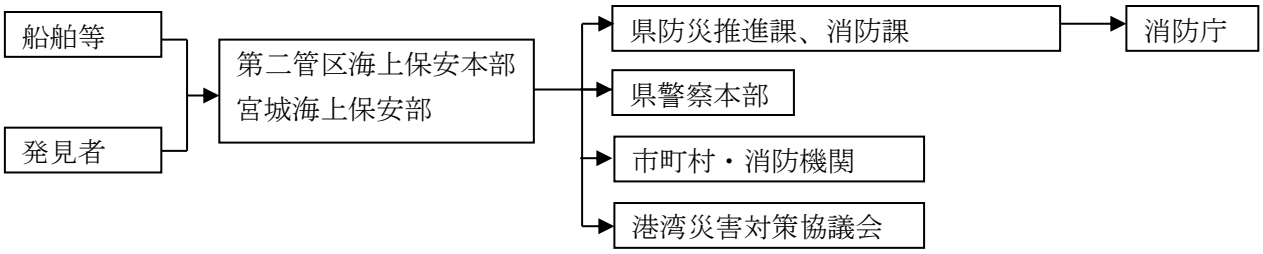

第２　宮城海上保安部の措置

１　情報の収集及び情報連絡

被害情報及び被害規模その他災害応急対策の実施上必要な情報について、船艇、航空機を活用し、次に掲げる事項に関し情報収集活動を実施するとともに、関係機関等と密接な情報交換を行う。

（１）海上及び沿岸部における被害状況等

①　被災地周辺海域における船舶交通の状況

②　被災地周辺海域における漂流物等の状況

③　船舶、海洋施設、港湾施設等の被害状況

④　水路、航路標識の異状の有無

⑤　港湾等における避難者の状況

（２）陸上における被害状況

（３）関係機関等の対応状況

（４）その他発災後の応急対策の実施上必要な事項

２　海難救助等

（１）船舶の海難、海上における人身事故が発生したときは、速やかに巡視船艇、航空機を発動させるとともに、必要に応じて特殊救難隊を出動させるほか、関係機関及び水難救済会等の民間救助機関を活用してその捜索救助を行う。

（２）船舶火災又は海上災害が発生したときは、速やかに巡視船艇等によりその消火活動を行うとともに航空機により状況調査を実施し、必要に応じて特殊救難隊及び機動防除隊を対応させるほか、関係機関等救助機関に協力を要請する。

（３）危険物が排出されたときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災発生の防止、船舶航行の制限又は禁止及び避難指示を行う。

３　緊急輸送

傷病者、医師、避難者等の人員搬送又は救援物資等の緊急輸送については、必要に応じ又は要請に基づき、迅速かつ積極的に実施する。

この場合、特に機動力のある航空機及び大量輸送が可能な船艇を必要に応じて使い分け、有効に活用する。

４　流出油等の防除

船舶又は海洋施設等から海上に大量の油等が流出したときは、次に掲げる措置を講じる。

（１）防除措置を講ずべき者が行う防除措置を効果的なものにするため、巡視船艇及び航空機により、又は機動防除隊を現地に出動させ、流出油等の状況、防除作業の実施状況等を総合的に把握し、作業の分担、作業方法等防除作業の実施に必要な事項について指導を行う。

（２）防除措置を講ずべき者が、流出油等の拡散防止、防除等の措置を講じていないと認められるときは、これらの者に対し、防除措置を講ずべきことを命ずる。

（３）緊急に防除措置を講ずる必要がある場合において、必要があると認められたときは、海上災害防止センターに防除措置を講ずべきことを指示し、又は機動防除隊及び巡視船艇等に応急の防除措置を講じさせるとともに、関係機関等に必要な資機材の確保・運搬及び防除措置の実施について協力を要請する。

（４）防除措置を講ずべき者及び関係機関等とは、必要に応じて緊密な情報の交換を行い、もって迅速かつ効果的な防除措置の実施に資するよう努める。

（５）危険物が流出したときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災発生の防止、航泊禁止措置又は避難指示を行う。

（６）危険物の防除作業にあたっては、ガス検知器具による危険範囲の確認、火気使用制限等の危険防止措置を講じ、火災、爆発及びガス中毒等二次災害の防止を図る。

５　海上交通安全の確保

海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講じる。

（１）船舶交通のふくそうが予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。

（２）海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する。

（３）海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。

（４）船舶交通の混乱を避けるため、災害の概要、港湾・岸壁の状況、関係機関との連絡手段等船舶の安全な運航に必要と思われる情報について、無線等を通じ船舶への情報提供を行う。

（５）水路の水深に異状が生じ、又は生ずるおそれのあるときは、必要に応じて水路測量を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。

（６）航路標識が損壊し、又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識

の設置に努める。

６　危険物の保安措置

危険物の保安については次に掲げる措置を講じる。

（１）危険物積載船舶については、必要に応じて移動を命じ、又は航行の制限若しくは禁止を行う。

（２）危険物荷役中の船舶については、荷役の中止等事故防止のために必要な指導を行う。

（３）危険物施設については、危険物流出等の事故を防止するために必要な指導を行う。

７　警戒区域の設定

人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認められるときは、災害対策基本法第 63 条第１項及び第２項の定めるところにより、市長又はその命を受けた吏員がその場にいない時、またはその者から要求があった場合に海上保安官は警戒区域を設定し、巡視船艇、航空機等により船舶等に対し、区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示を行う。また、警戒区域を設定したときは、直ちに市長にその旨を通知する。

８　治安の維持

海上における治安を維持するため、情報の収集に努め、必要に応じ、巡視船艇等及び航空機等により次に掲げる措置を講じる。

（１）災害発生地域の周辺海域に配備し、犯罪の予防・取締りを行う。

（２）警戒区域又は重要施設の周辺海域において警戒を行う。

第３　市の措置

１　市は、被害が及ぶおそれがある市民に対し、災害状況の周知を図るとともに、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し火気使用の禁止等の措置を講じ、場合によっては一般市民の立入制限退去等を命ずる。

２　市は、流出油等の被害が沿岸に及ぶおそれがある場合は、必要に応じ巡視警戒を行うとともに、防除作業については、関係機関に協力する。

３　市は、被害の拡大を防止するため、必要と認める場合は、自衛隊の災害派遣を知事に要請する。

第４　消防本部の措置

１　消防機関が所有する資機材を活用し、宮城海上保安部が行う人命救助等に協力するとともに、負傷者の搬送等を行う。

２　海上火災が発生した場合には、『海上保安庁の機関と消防機関との業務協定の締結に関する覚書』に基づき、相互に緊密な連絡のもとに円滑な消防活動を実施する

第５　宮城県仙台塩釜港湾事務所の措置

１　港湾管理者は、災害状況の把握に努めるとともに、災害情報を入手したときは、関係機関に伝達する。

２　応急対策上必要な事項について、関係機関、関係団体等に指示又は要請する。

３　被害の拡大を防止するため、沿岸市町から要請があり、必要と認める場合は、自衛隊に対し災害派遣を要請する。

４　県防災ヘリコプターの活用を図り、情報収集、広報活動を行う。

５　港湾管理者は、港湾機能に支障を来すおそれがある場合、又は宮城海上保安部、若しくは市から協力を求められた場合は、積極的に防災活動に協力するとともに、港湾施設に及ぶ被害を防止するため所要の措置を講じる。

第６　警察署の措置

１　海上災害等の発生の通報を受けた場合は、市長に速やかに通報する。

２　警察機関が所有する資機材を活用し、宮城海上保安部と協力の上、人命救助、行方不明者等の捜索を行う。

３　被害の及ぶおそれのある沿岸の市民等の安全を図るため、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般市民の立入制限、禁止等の措置を講じる。

４　市民等の避難路の確保、避難広報、誘導を実施するほか、防災関係機関の車両等の通行の確保及び一般車両等の交通混雑の防止のため必要があると認める場合は、一般車両の通行制限、禁止等の措置を講じる。

第７　関係団体の措置

１　宮城県沿岸排出油等防除協議会に総合調整本部が設置されたときは、協議会会員は相互に要員の派遣等緊密な連携を図り、防除活動の実施に積極的に協力する。

２　オイルフェンス等の流出油防除資機材及び化学消火薬剤等の消火機材を所有する関係団体等は、関係行政機関から協力を要請された場合には、必要に応じ協力する。

＜宮城県沿岸排出油等防除協議会 防除活動概念図＞

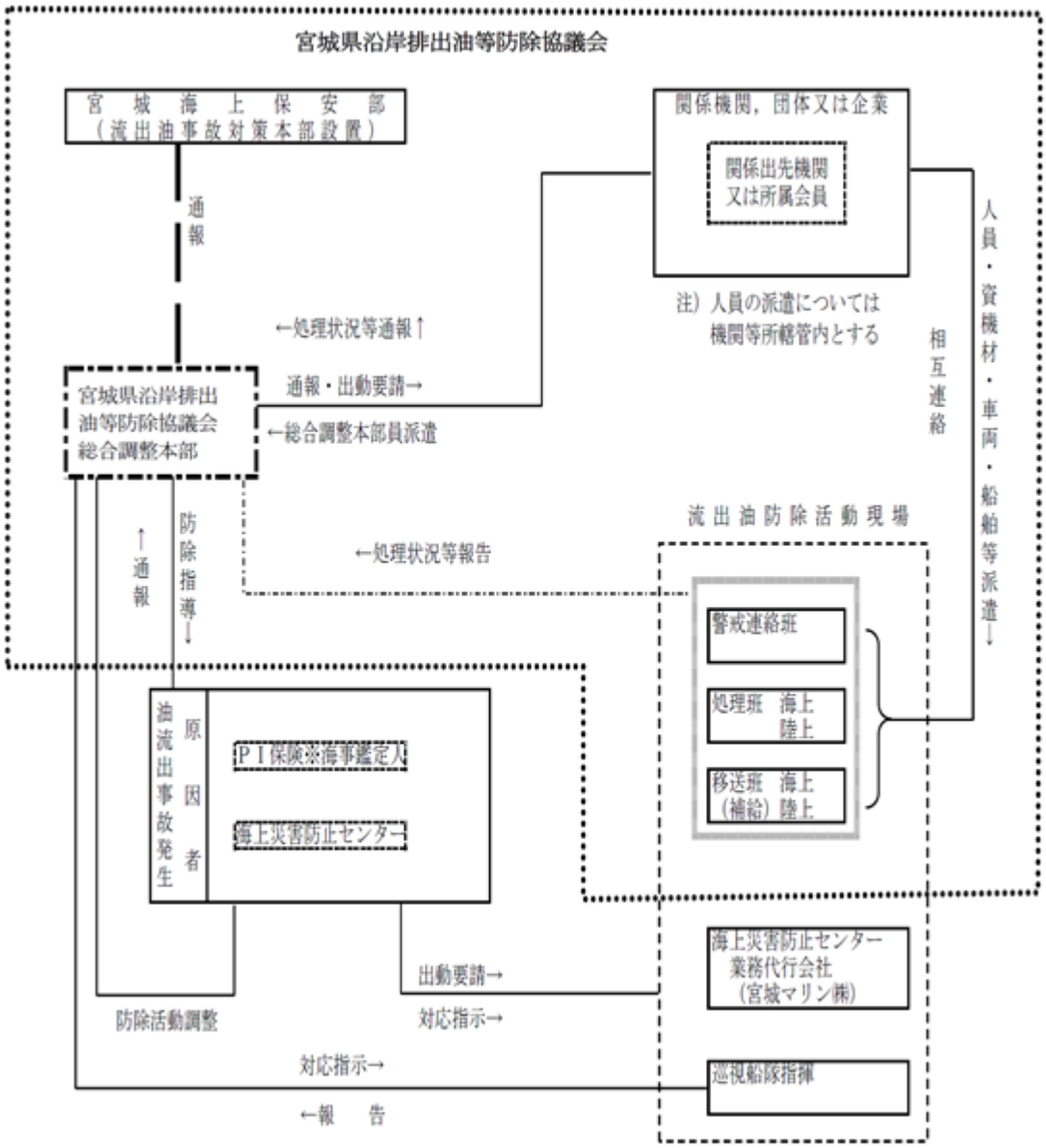

第３７節　航空災害応急対策

目　的

航空機事故による災害から、乗客及び市民を守るため、防災関係機関との緊密な協力のもとで応急対策を実施し、被害の拡大を防ぎょ又は被害の軽減を図る。

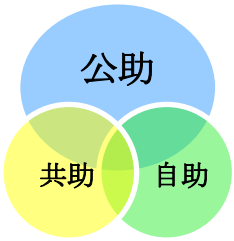

■　塩竈市及び防災機関の役割　■

第１　事故発生時における応急対策

１　消防本部の措置

（１）航空機事故の発生を知ったとき又は発見者等から通報を受けたときは、市及び関係機関に通報する。

（２）事故発生時に火災が発生したとき若しくは救助を要するときは、消火救難活動を実施する。

（３）負傷者が発生した時は、塩釜医師会等医療機関の協力を得て、医療班を編成し、現地に派遣し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送する。又必要に応じ、救護所、被災者の収容所及び遺体収容所等の設置又は手配を行う。

（４）災害の規模が大きく消防本部で対処できない場合は、相互応援協定に基づき、他の市町村へ応援を要請する。

（５）消防、救急活動について必要と認めるときは、県に対し、指導、助言を求める。

２　市の措置

（１）消防機関等からの通報により航空機事故の発生を知ったとき又は発見者等から通報を受けたときは、県及び関係機関に通報する。

（２）消防機関等から、被災者の救護所、収容所及び遺体収容所等の設置の要請があった場合は、速やかに手配、設置を行う。

（３）市は、応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。

（４）被災者の救助及び消防活動等のため、必要とする場合は、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

（５）多数の死傷者が発生し、地元医療機関のみでの対応が困難と認める場合は、県に対し医療救護班の派遣を要請する。

３　警察署の措置

（１）航空機事故の発生を知ったとき、又は発見者等からの通報を受けたときは、市長及び関係機関に通報する。

（２）事故発生地及びその周辺地域において、関係者以外の者に対する避難広報、避難の指示、警告及び誘導を実施する。

（３）市長又は市長からの命を受けた市の職員が現場にいないとき、又はこれらの者からの要求があったときは、警戒区域を設定し、一般市民の立入制限、退去等を命令する。なお、この場合はその旨市へ通報する。

（４）死傷者等が発生した場合は、関係機関等と連携して救出・救助活動及び行方不明者の捜索を実施する。

（５）事故発生地及びその周辺の交通規制を実施する。

（６）関係機関の行う救助活動及び復旧活動の救援活動を実施する。

４　宮城海上保安部の措置

航空機事故の発生を知ったとき、又は通報を受けたときは、関係機関に通報する。

第３８節　鉄道災害応急対策

目　的

災害が発生した場合、被害を最小限にとどめ、輸送の確保するため、東日本旅客鉄道（株）及び防災関係機関は早期に初動体制を確立し、被害状況を把握するとともに、的確な応急対策を実施する。

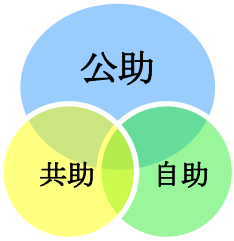

■　塩竈市及び防災機関の役割　■

第１　事故発生時における応急対策

鉄道災害の発生時における応急対策については、東日本旅客鉄道（株）仙台支社の応急対策の定めによる。

第２　市の措置

市は、鉄道災害の発生した時は速やかに災害に関する情報収集に努めるとともに、被害状況を把握できしだい、その結果について県に報告する。また、災害応急対策の実施状況を必要に応じ県へ報告するとともに、防災関係機関及び他の地方公共団体への広域応援要請の必要性等を県へ連絡する。

第３９節　道路災害応急対策

目　的

道路災害による負傷者等の発生や、道路機能の支障発生に対しては、道路管理者及び防災関係機関は密接な連携を確保して、速やかな応急対策を講ずる。

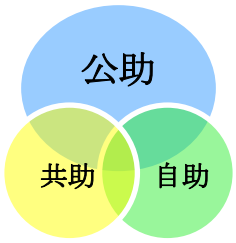

■　塩竈市及び防災機関の役割　■

第１　事故発生時における応急対策

１　市、県及び東北地方整備局の対応

（１）被災状況の把握

道路管理者は、災害発生直後にパトロール等により緊急点検を実施し、被災状況等を把握するとともに、負傷者等の発生があった場合には、速やかに関係機関に通報するなど、所要の措置を講じる。

また、維持管理委託業者等を指揮して情報の収集に努める。

（２）負傷者等の救助救出

市及び消防本部は、道路災害による負傷者が発生した場合には、関係機関等と連携を図りながら、速やかに救助・救出活動を行う。

（３）交通の確保及び緊急輸送体制の確立

道路管理者は、道路が災害を受けた場合は、障害物の除去及び応急復旧工事に着手し、交通の確保に努める。また、緊急輸送車両及び緊急自動車の通行が必要なときは、緊急輸送道路ネットワーク計画に基づく緊急輸送道路を優先して交通の確保に努める。

（４）二次災害の防止

道路管理者は、災害発生後、現地点検調査により道路施設等の被害が拡大することが予想される場合は、要所の応急措置を講じるとともに、交通規制や施設使用の制限を行い、二次災害の防止に努める。

（５）道路情報の提供

災害発生箇所、被災状況、通行規制状況、緊急輸送道路の指定状況及び迂回路等の情報を迅速かつ的確に道路利用者へ提供する。

２　情報の収集・連絡体制の整備

道路管理者は、関係機関相互間において、夜間、休日の場合等においても対応できる情報の収集・連絡体制の整備を図る。

＜道路関係における災害発生時の情報と連絡系統＞

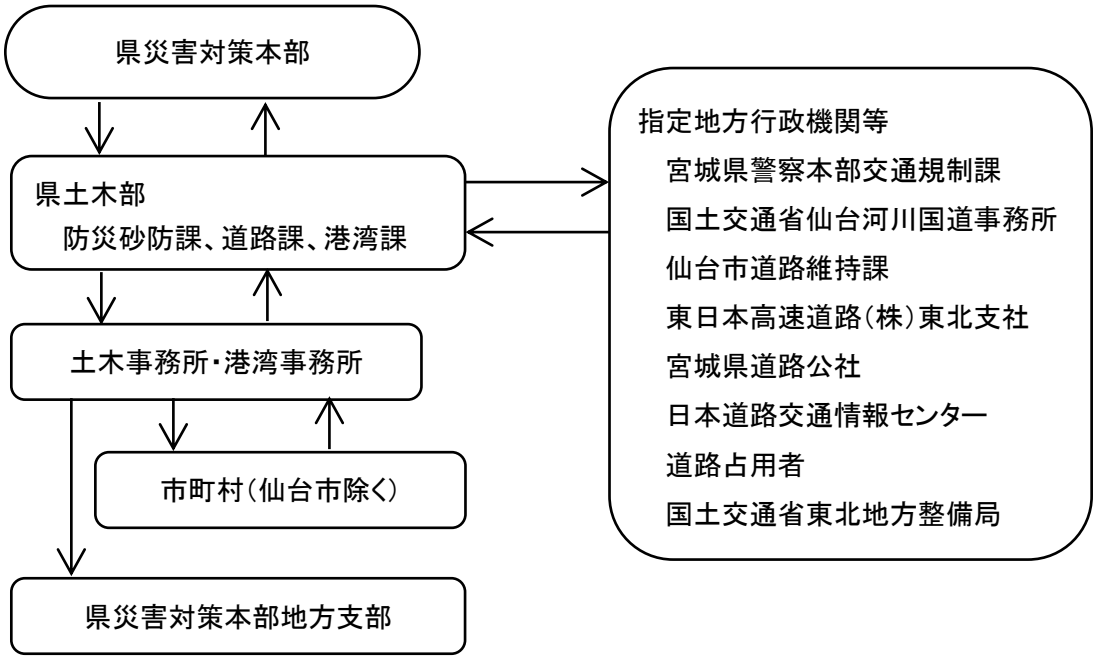

第４章　災害復旧・復興対策

第１節　災害復旧・復興計画

目　的

大規模災害の発生は、一瞬にして多数の死傷者並びに家屋の倒壊及び消失等をもたらし、多くの市民を混乱と劣悪な生活環境又は経済的貧窮の中に陥れる。

この計画は、風水害等災害発生後の一刻も早い被災者の生活安定及び社会基盤の再構築を図るとともに、災害直後の混乱状態を早期に解消し、社会経済活動の早期回復に万全を期すものであり、長期的な視点から災害に強い都市を構築していくことを目的とする。

市民は、市等と協同して災害復旧・復興の基本方向の決定を行う。

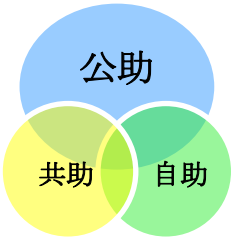

■　塩竈市及び防災機関の役割　■

第１　災害復旧・復興の基本方向の決定等

災害復旧・復興の基本方向の決定等は、第１編地震災害対策編 第４章 第１節 第１「災害復旧・復興の基本方向の決定等」の定めに準ずる。

第２　災害復旧計画

災害復旧計画は、第１編地震災害対策編 第４章 第１節 第２「災害復旧計画」の定めに準ずる。

第３　災害復興計画

災害復興計画は、第１編地震災害対策編 第４章 第１節 第３「災害復興計画」の定めに準ずる。

第４　災害復興基金の設立等

災害復興基金の設立等は、第１編地震災害対策編 第４章 第１節 第４「災害復興基金の設立等」の定めに準ずる。

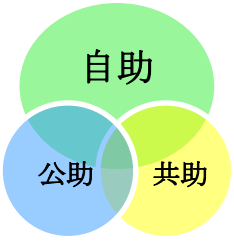

■　塩竈市民等の役割　■

災害復旧・復興計画における塩竈市民等の役割は、第１編地震災害対策編 第４章 第１節「災害復旧・復興計画」の定めに準ずる。

第２節　生活再建支援

目　的

市は国・県及び関係機関と連携を図りながら、被災者の自立的生活再建を支援するため、相互に連携し積極的な措置を講じる。

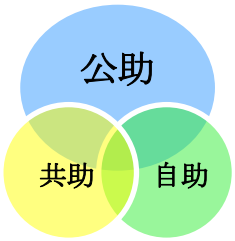

■　塩竈市及び防災機関の役割　■

第１　罹災証明書の交付

罹災証明書の交付は、第１編地震災害対策編 第４章 第２節 第２「罹災証明書の交付」の定めに準ずる。

第２　被災者台帳

被災者台帳は、第１編地震災害対策編 第４章 第２節 第３「被災者台帳」の定めに準ずる。

第３　被災者生活再建支援制度

被災者生活再建支援制度は、第１編地震災害対策編 第４章 第２節 第４「被災者生活再建支援制度」の定めに準ずる。

第４　資金の貸付け

資金の貸付けは、第１編地震災害対策編 第４章 第２節 第６「資金の貸付け」の定めに準ずる。

第５　生活保護

生活保護は、第１編地震災害対策編 第４章 第２節 第７「生活保護」の定めに準ずる。

第６　その他救済制度

その他救済制度は、第１編地震災害対策編 第４章 第２節 第８「その他救済制度」の定めに準ずる。

第７　税負担等の軽減

税負担等の軽減は、第１編地震災害対策編 第４章 第２節 第９「税負担等の軽減」の定めに準ずる。

第８　応急金融対策

応急金融対策は、第１編地震災害対策編 第４章 第２節 第１０「応急金融対策」の定めに準ずる。

第９　雇用対策

雇用対策は、第１編地震災害対策編 第４章 第２節 第１１「雇用対策」の定めに準ずる。

第１０　相談窓口の設置

相談窓口の設置は、第１編地震災害対策編 第４章 第２節 第１２「相談窓口の設置」の定めに準ずる。

第３節　住宅復旧支援

目　的

市は、被災者の生活再建を支援するため、生活基盤である住宅について、被災者による自力再建を基本とした住宅再建支援を行うとともに、必要に応じて公的住宅の供給を行う。

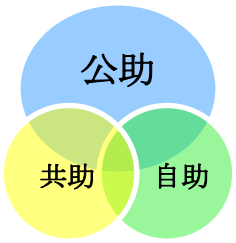

■　塩竈市及び防災機関の役割　■

第１　一般住宅復興資金の確保

一般住宅復興資金の確保は、第１編地震災害対策編 第４章 第３節 第１「一般住宅復興資金の確保」の定めに準ずる。

第２　住宅の建設等

住宅の建設等は、第１編地震災害対策編 第４章 第３節 第２「住宅の建設等」の定めに準ずる。

第３　防災集団移転促進事業の活用

防災集団移転促進事業の活用は、第１編地震災害対策編 第４章 第３節 第３「防災集団移転促進事業の活用」の定めに準ずる。

第４節　産業復興の支援

目　的

市は、被災した中小企業者及び農漁業者の施設等の災害復旧と経営の維持安定を図るため、各種資金の融資が円滑に行われるように、必要な措置を講じるとともに、経営の維持・再生、起業等への支援策の充実を図るよう努める。

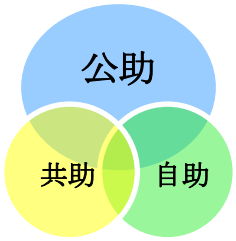

■　塩竈市及び防災機関の役割　■

第１　中小企業金融対策

中小企業金融対策は、第１編地震災害対策編 第４章 第４節 第１「中小企業金融対策」の定めに準ずる。

第２　農漁業金融対策

農漁業金融対策は、第１編地震災害対策編 第４章 第４節 第２「農漁業金融対策」の定めに準ずる。

第３　相談窓口の設置

相談窓口の設置は、第１編地震災害対策編 第４章 第４節 第３「相談窓口の設置」の定めに準ずる。

第５節　都市基盤の復興対策

目　的

市民生活や産業活動の早期回復を図るため、市及び関係機関は、被災した道路・鉄道・港湾等の主要交通施設及びライフライン、地域保全施設を緊急に復旧し、今まで以上に災害に強い地域に再生するために都市基盤復興計画を必要に応じて策定する。

被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティーが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

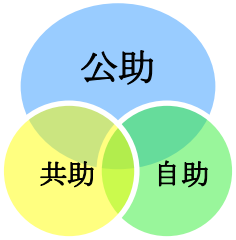

■　塩竈市及び防災機関の役割　■

第１　防災まちづくり

防災まちづくりは、第１編地震災害対策編 第４章 第５節 第１「防災まちづくり」の定めに準ずる。

第２　想定される計画内容例

想定される計画内容例は、第１編地震災害対策編 第４章 第５節 第２「想定される計画内容例」の定めに準ずる。

第６節　義援金の受入れ、配分

目　的

大規模災害時には、国内外から多くの義援金が送られてくることが予想されるため、これらの受入れ体制を確立し、関係機関と連携して迅速かつ適切に被災者へ配分する。

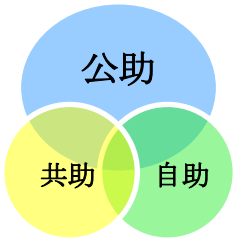

■　塩竈市及び防災機関の役割　■

第１　受入れ

義援金の受入れは、第１編地震災害対策編 第４章 第６節 第１「受入れ」の定めに準ずる。

第２　配　分

義援金の配分は、第１編地震災害対策編 第４章 第６節 第２「配分」の定めに準ずる。

第７節　激甚災害の指定

目　的

市域において、災害により甚大な被害が生じた場合「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和 37 年法律第 150 号。以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため、市は、災害の状況を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるように努力するとともに、公共施設等の災害復旧事業が迅速かつ円滑に行われるよう措置を講じる。

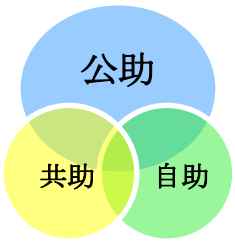

■　塩竈市及び防災機関の役割　■

第１　激甚災害の調査

激甚災害の調査は、第１編地震災害対策編 第４章 第７節 第１「激甚災害の調査」の定めに準ずる。

第２　激甚災害指定の手続き

激甚災害指定の手続きは、第１編地震災害対策編 第４章 第７節 第２「激甚災害指定の手続き」の定めに準ずる。

第３　特別財政援助の交付（申請）手続き

特別財政援助の交付（申請）手続きは、第１編地震災害対策編 第４章 第７節 第３「特別財政援助の交付（申請）手続き」の定めに準ずる。

第４　激甚災害指定基準

激甚災害指定基準は、第１編地震災害対策編 第４章 第７節 第４「激甚災害指定基準」の定めに準ずる。

第８節　災害対応の検証

目　的

将来にわたり災害による被害を最小化していくためには、過去の災害から教訓を導きだし、それに対していかに継続的な対策を実施していくかが重要である。

大規模災害発生時の応急対策の取組は、市民の生命や生活を守るために十分に機能したかを振り返り、その結果を地域防災計画等に反映するなど、防災・減災対策に生かすことにより、市の防災体制の向上や、市民一人ひとりの防災意識の向上など、防災に関する取組の推進及び今後の災害発生時における被害の軽減に有意に資すると考えられる。

そのため、過去の大災害等については、時間の経過に伴う風化や将来的な災害経験者の高齢化等に伴い、災害に備えるための知恵や教訓が後世に語り継がれないことが懸念されるため、災害対応の検証を実施した際は、災害教訓の伝承資料として、記録集等の作成に努める。

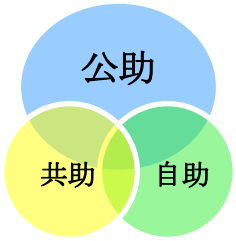

■　塩竈市及び防災機関の役割　■

第１　検証の実施

検証の実施は、第１編地震災害対策編 第４章 第８節 第１「検証の実施」の定めに準ずる。

第２　検証体制

検証体制は、第１編地震災害対策編 第４章 第８節 第２「検証体制」の定めに準ずる。

第３　検証の対象

検証の対象は、第１編地震災害対策編 第４章 第８節 第３「検証の対象」の定めに準ずる。

第４　検証手法

検証手法は、第１編地震災害対策編 第４章 第８節 第４「検証手法」の定めに準ずる。

第５　検証結果の防災対策への反映

検証結果の防災対策への反映は、第１編地震災害対策編 第４章 第８節 第５「検証結果の防災対策への反映」の定めに準ずる。

第６　災害教訓の伝承

災害教訓の伝承は、第１編地震災害対策編 第４章 第８節 第６「災害教訓の伝承」の定めに準ずる。